

令和5年（2023年）11月10日（金曜日）

第 3 号

令和5年
北海道議会 決算特別委員会第2分科会会議録

第3号

令和5年（2023年）11月10日（金曜日）

出席委員

委員長

久保秋 雄太 君

副委員長

鈴木 一磨 君

武市 尚子 君

水間 健太 君

木葉 淳 君

村田 光成 君

太田 憲之 君

笠井 龍司 君

白川 祥二 君

中野渡 志穂 君

真下 紀子 君

平出 陽子 君

村田 憲俊 君

施設保全防災
担当局長

橋本 雄太 君

建設業担当局長

千葉 正彦 君

総務課長

荒木 政彦 君

建設政策課長

上村 明弘 君

交通基盤担当課長

本間 広行 君

維持管理防災課長

樽林 基弘 君

維持担当課長

黒田 健一 君

建設管理課長

牧野 幹芳 君

建設業担当課長

多羽田 元己 君

技術管理担当課長

梅津 健夫 君

道路課長

塩田 雅史 君

高速道・市町村道
担当課長

小笠原 誠 君

河川砂防課長

上前 孝之 君

砂防災害担当課長

寺越 孝則 君

住宅課長

渡邊 純一 君

住宅管理担当課長

佐々木 永典 君

計画管理課長

太田 禎章 君

出席説明員

建設部長 白石 俊哉 君

建設部建築企画監 細谷 俊人 君

建設部次長 斎藤 知郷 君

建設政策局長 平山 大輔 君

土木局長 瀧川 雅晴 君

住宅局長 高橋 信二 君

建築局長 芥川 昌久 君

建設部技監 鷺尾 亨 君

建設企画担当局長 金澤 克人 君

水産林務部長

山口 修司 君

水産林務部次長

渡辺 敦司 君

水産局長

近藤 将基 君

林務局長

野村 博明 君

森林環境局長

寺田 宏 君

水産林務部技監兼
全国豊かな海づくり
大会推進室長

津久井 潤 君

水産成長産業化
担当局長

村木 俊文 君

水産基盤整備
担当局長

藤田 瑞代 君

森林計画担当局長	加納 剛 君	農村振興局長	高崎 悟 君
総務課長	藤原 啓 裕 君	農政部技監	大西 峰 隆 君
企画調整担当課長	成澤 直 人 君	競馬事業室長	安田 貞 彦 君
水産経営課長	住岡 理 君	技術支援担当局長	山野寺 元 一 君
水産食品担当課長	小林 成 行 君	活性化支援担当局長	鹿野 訓 久 君
水産振興課長	佐々木 剛 君	農政課長	大浦 正 和 君
水産支援担当課長	西川 仁 君	食品政策課長	大塚 真 一 君
漁場事業担当課長	神田 謙 治 君	畜産振興課長	黒島 誠 計 君
漁業管理課長	高橋 研 司 君	家畜衛生担当課長	小田 茂 樹 君
サケマス・内水面 担当課長	野田 勝 彦 君	技術普及課長	鈴木 章 代 君
林業木材課長	立原 泰 直 君	技術普及課 首席普及指導員	松井 克 行 君
木材産業担当課長	野村 具 弘 君	活性化担当課長	勝海 勇 人 君
林業振興担当課長	笹岡 英 二 君	指導管理担当課長	高山 洋 人 君
森林計画課長	山口 博 央 君	農村計画課長	鈴木 仁 志 君
森林整備課長	渡邊 訓 男 君	国営調整担当課長	水谷 真 司 君
路網整備担当課長	羽角 修 司 君	農地整備課長	楨 研 一 君
治山課長	畠山 誠 君	農村整備課長	合田 俊 昭 君
森林活用課 首席普及指導員兼 林業普及担当課長	小南 雅 誉 君		

議会事務局職員出席者

農政部長	水戸部 裕 君	議事課主幹	三上 健 治 君
農政部長 食の安全推進監	野崎 直 人 君	議事課主査	福井 宏 次 君
農政部長 食の安全推進局長	山口 和 海 君	同	青柳 和 彦 君
生産振興局長	野口 正 浩 君	同	甲斐 友 規 君
農業経営局長	牧野 充 君	同	馬場 貴 史 君
	小原 啓 吾 君	同	杉崎 正 君
		同	澤田 真 一 君

午前10時1分開議

○久保秋雄太委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

[福井主査朗読]

1. 本日の会議録署名委員は、

武市尚子委員

真下紀子委員

であります。

○久保秋雄太委員長 まず、本分科会における審査日程についてお諮りいたします。

本分科会の審査は、配付してあります審査日程及び質疑通告のとおり取り進めることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保秋雄太委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

(上の審査日程は巻末に記載する)

○久保秋雄太委員長 それでは、報告第1号を議題といたします。

1. 建設部所管審査

○久保秋雄太委員長 これより建設部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

武市尚子君。

○武市尚子委員 それでは、通告に従いまして、順次質問いたします。

まず初めに、道営住宅についてであります。

道営住宅を適切に管理運営していくためには、家賃等の収入をしっかりと確保していくことが必要と考えますが、令和4年度における収入未済額は依然として多額となっており、前年に引き続き、道監査委員からは、滞納の実態に応じた効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要があると指摘されているところです。

そこで、道営住宅の家賃収納対策等について、以下、お伺いいたします。

初めに、道営住宅家賃の収納率についてであります。

道営住宅家賃の過去3年間の収納率はどのように推移しているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 住宅管理担当課長佐々木永典君。

○佐々木住宅管理担当課長 道営住宅家賃の収納率の推移についてであります。過去3年間の収納率は、令和2年度が94.4%、3年度が94.9%、4年度が95.5%となっており、毎年上昇しているところでございます。

○武市尚子委員 次に、道営住宅家賃の収入未済額がどのように推移しているのか、過去3年間の推移についてお伺いします。

○佐々木住宅管理担当課長 道営住宅家賃の収入未済額の推移についてでございますが、過去3年間の収入未済額は、令和2年度が約2億5500万円、3年度が約2億1500万円、4年度が約1億8600万円となっており、毎年減少しているところでございます。

○武市尚子委員 家賃の収納業務は指定管理者が行っており、道は、収納率向上に向け、令和4年度から収納率目標を引き上げたと承知しています。どのような達成状況になっているのか、お伺いします。

○佐々木住宅管理担当課長 指定管理者における収納業務についてであります。道では、指定管理者の収納率向上に向けた取組意欲を高めることを目的といたしまして、当該年度の家賃の収納目標を設定し、その目標を達成した指定管理者には報奨金を支給しているところでございます。

令和4年度は、目標とする収納率を98%から99%へ引き上げたところであり、全道の指定管理者31者のうち、目標を達成した指定管理者は25者であったところでございます。

○武市尚子委員 減少しているとはいえ、令和4年度の道営住宅家賃の収入未済額は約1億9000万円と、依然として多額と言わざるを得ません。

収入未済額を減少させるためには、滞納の未然防止に向けた取組も重要だと考えますが、道ではどのような取組を行っているのか、その実績も併せてお伺いします。

○佐々木住宅管理担当課長 滞納の未然防止の取組についてであります。道では、入居者が仕事の都合などで金融機関の営業時間内に納付することができないなど、納入通知書による支払いの不便さが滞納の原因の一つと考えているところでございます。

このため、令和2年度から、支払い方法につきましては、原則として口座振替払いとしておりまして、その利用状況は、2年度は全入居者の70.3%、3年度は72%、4年度は73.5%となっており、着実に増加しているところでございます。

また、令和4年度からは、クレジット決済などを利用したキャッシュレス収納を導入いたしまして、支払い方法の多様化を図ってきたところであり、その利用実績は228件、約420万円の収納となっているところでございます。

○武市尚子委員 支払い手続が簡易になるということはとても重要だとこちらでも理解いたします。キャッシュレス決済についてはまだ実績が少ないようですけれども、今後定着していくことに期待したいと思います。

滞納額の増加を防ぐためには、滞納者に対して、滞納が発生した段階で速やかに対応すべきと考えますが、どのような対応を行っているのか、お伺いいたします。

また、滞納者の中には、収入の減少などにより、家賃の支払いが難しい入居者もおられると考えますが、このような入居者の方々に対してどのように対応しているのか、お伺いします。

○佐々木住宅管理担当課長 滞納者への対応についてであります。道では、滞納が発生した都度、督促状を送付いたしまして、滞納が2か月分となった段階で電話や訪問により納付を求め、3か月分となった段階で催告状により期限を指定して一括での納付を請求しており、一括で納付することが困難な事情がある場合には、納入計画書を提出させ、分割納付を求めているところでございます。

また、道では、失業や病気などにより収入が著しく低額となったの方々に対しましては、家賃を

減免する制度を設けておりました、毎年の収入申告書の配付と併せて、全ての入居者にこの制度を周知しているほか、滞納者への電話や訪問の際にも改めて制度説明をしているところでございます。

○**武市尚子委員** 経済的な事情で家賃を払うことが難しくなった方々にお伝えすることは、滞納による退去にもならず、未収が増えることにもならないので、とても重要なことだと承知しております。今後のさらなる工夫を期待したいと思っております。

さて、滞納者に対して様々な対応を行っても、滞納額が高額となり、支払いが困難になっている滞納者や、支払い能力があるにもかかわらず支払おうとしない滞納者も中にはいると聞きます。こうした滞納者に対しては、住宅の明渡し請求や訴訟の提起といった法的措置を行っているとのことですが、過去3か年の対応実績についてお伺いします。

○**佐々木住宅管理担当課長** 明渡し請求などの対応実績についてであります、道では、失業中など特別な事情がある入居者を除き、家賃の滞納額が25万円以上となった滞納者や、支払う意思を見せない悪質な滞納者に対しましては、住宅の明渡し請求を行っておりまして、明渡し請求に応じない場合は、住宅の明渡しと滞納の全額納付を求める訴訟を提起しているところでございます。

過去3か年では、令和2年度は、明渡し請求65件、このうち、訴訟の提起に至ったのは7件、3年度は、明渡し請求35件、このうち、訴訟の提起は5件、4年度は、明渡し請求25件、このうち、訴訟の提起は9件となっているところでございます。

○**武市尚子委員** これまで滞納者に対して様々な対応をしているとお聞きしましたが、家賃を滞納したまま退去される方もいると聞きます。

そうした方々からの債権回収は特に難しくなると考えますが、道は、退去した滞納者からの債権回収にどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○**久保秋雄太委員長** 住宅局長高橋信二君。

○**高橋住宅局長** 退去滞納者への対応についてであります、道では、家賃を滞納している者が退去するときは、滞納家賃に敷金を充当することとしておりますが、完済できない場合には、退去時に家賃の納付を誓約した納入計画書を提出させ、納付を求めているところでございます。

また、退去後、滞納者が所在不明となるなど、収納が困難となった場合には、債権回収に関する専門知識を有する弁護士に債権回収業務を委託しているところであり、さらに、今年度からは、これまで振興局の職員が行っていた住宅等を不法占有していた期間の家賃相当額である損害賠償金の回収業務についても、新たに弁護士への委託業務の対象に追加したところでございます。

○**武市尚子委員** 滞納の未然防止や滞納者への対応などについて伺ってきましたが、様々な手段を尽くしても、結果として滞納金の回収ができず、道の債権管理条例に基づき、債権を放棄している事例もあります。

どのような事例、どのような理由で債権放棄を行っているか、また、令和4年度に債権放棄を

した債務者数及び金額についてお伺いします。

○佐々木住宅管理担当課長 債権放棄についてであります。道営住宅家賃等につきましては、北海道債権管理条例第14条第1号の破産法により債務者がその債務を免れたときに該当するものとして、滞納者が裁判所に自己破産の申立てを行い債務の支払いを免れることになった場合や、条例第14条第2号の消滅時効が完成したときに該当するものとして、明渡し請求訴訟の判決が確定した後、再三の催告や弁護士による債権回収業務の委託を行いましても、なお納付の履行や納入計画書の提出がなく、10年の消滅時効の期間が経過した場合などに債権放棄を行っているところでございます。

また、令和4年度に債権放棄した債務者数及び金額は、条例第14条第1号に該当するものが1名、81万9100円、第2号が118名、2606万6009円となっているところでございます。

○武市尚子委員 滞納問題に関しては、やはり、発生させないようにすることがとても大事だということがよく分かりました。

道営住宅の家賃収納について、道では様々な取組をされているとお伺いしましたが、近年、収入未済額は減少傾向にあるものの、令和4年度も多額の収入未済額が発生しています。

道は、家賃の収納対策に今後どのように取り組んでいく考えか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 建設部建築企画監細谷俊人君。

○細谷建設部建築企画監 今後の対応についてであります。道では、家賃収入を確保することはもとより、家賃等を期限内に納付いただいている入居者の方々との公平性を確保する観点からも、滞納の解消を図ることは大変重要と考えております。

このため、家賃の口座振替の原則化やキャッシュレス収納を可能とすることなどにより滞納の未然防止を図るほか、弁護士に委託する債権回収業務の対象を拡大するなど、悪質な滞納者への対応を強化したところでございます。

道といたしましては、引き続き、指定管理者と連携を図りながら、滞納の未然防止や実態に応じた収納対策を着実に実施するほか、今年度は、振興局職員や指定管理者を対象に、専門知識を有します弁護士を講師に招き、滞納整理に関する知識の習得や応接技術のさらなる向上を図る研修会を予定しており、収納対策の一層の強化に取り組んでまいります。

○武市尚子委員 次に、道路橋における老朽化対策の取組についてであります。

道路施設の老朽化対策については、平成24年12月に発生した山梨県の笹子トンネル事故で12名の命が失われたことを契機に道路法施行規則が改正され、5年に一度、全ての橋梁について点検を実施することとなり、今年度で2巡目を終えると聞いています。

高度経済成長期に造られた橋梁などの公共インフラが次々に耐用年数とされる50年を経過する中、点検結果に基づく橋梁修繕などの老朽化対策は大変重要な課題となっています。

令和4年度北海道各会計決算書等によると、建設部では、国の社会資本整備総合交付金等を受け、道路整備などを実施しているとのことですが、このうち、橋梁の老朽化対策の実施状況について、順次伺ってまいります。

まず、道道における橋梁の老朽化対策について伺います。

これまでの点検結果とその結果を踏まえた老朽化対策の実施状況はどのようになっているのか、お伺いします。

また、令和6年度からは3巡目の点検に入ると承知しておりますが、これまでの点検における課題等について併せて伺います。

○久保秋雄太委員長 道路課長塩田雅史君。

○塩田道路課長 老朽化対策の実施状況についてであります。道では、平成30年度から令和4年度までの直近5年間で5718橋の点検を実施し、早期に措置を講ずべき状態である判定区分Ⅲと診断された橋梁は625橋となっており、昨年度末時点での措置状況は、着手済みは424橋、68%であり、このうち、230橋が完了しております。

また、これまでの点検では、目視や打音検査といった現地での作業やデータ整理などの業務量が多く、時間を要することや、点検費用が高いことも課題となっており、業務の効率化やコスト縮減等を図るため、新技術等の活用が必要と認識しているところでございます。

○武市尚子委員 これまでの点検における課題に対応するため、コスト縮減や作業の効率化が必要とのことですが、国では、3巡目点検に向けて定期点検要領を見直す方針を示していると承知しています。

道では、今後、3巡目点検をどのように進めていくのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 土木局長瀧川雅晴君。

○瀧川土木局長 3巡目点検の進め方についてであります。道では、令和3年度より、一部の橋梁において、ドローンにより写真を撮影し、AIによりコンクリートのひび割れを検出する新技術を活用した点検を試行的に行っているところです。

国では、3巡目点検に向けて、AIなどによる点検技術の進歩を定期点検の質の向上と作業の軽減に結びつけることなどにより、点検、診断、記録の適正化、省力化を実現していく方向性を示しています。

道としては、こうした国の動向を注視しながら、ドローンやAIといった新技術のさらなる活用について検討するなど、点検の効率化に取り組んでまいります。

○武市尚子委員 次に、市町村が管理する橋梁についてです。

市町村が管理する橋梁における老朽化対策の実施状況はどのようになっているのか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 高速道・市町村道担当課長小笠原誠君。

○小笠原高速道・市町村道担当課長 市町村における老朽化対策の実施状況についてでございます。道内の市町村では、平成30年度から令和4年度までの直近5年間で2万100橋の点検を実施しておりまして、このうち、緊急に措置を講ずべき状態である判定区分Ⅳと診断された橋梁が51橋、判定区分Ⅲが2771橋となっております。

これらの措置状況につきましては、判定区分ⅢとⅣを合わせた2822橋のうち、昨年度末時点で

【第2分科会 11月10日 第3号】

着手済みの橋梁は1083橋、38%でありまして、このうち、403橋が完了しております。

○**武市尚子委員** これまでの答弁で、道管理の橋梁では老朽化対策に着手した橋梁は68%とのことであり、一定程度対策が進められていると受け止めていますが、市町村管理の橋梁については38%にとどまっており、道管理の橋梁と比べて進んでいない状況にあることが分かりました。

その背景として、厳しい財政状況や技術職員不足があると考えますが、これらは市町村のみで解決することが困難であり、国や道の支援が欠かせないと考えます。

道として、市町村が管理する橋梁の老朽化対策にどのように対応しているのか、お伺いいたします。

○**小笠原高速道・市町村道担当課長** 市町村に対する支援についてでございますが、道では、国、NEXCO東日本、札幌市、道で構成します北海道道路メンテナンス会議の各地方部会におきまして、市町村の担当者を対象としました点検講習会の開催や、点検に関する最新情報の提供などを行っているほか、市町村担当者との会議におきまして、老朽化対策に関する技術的な助言を行うなどの支援を実施してきているところでございます。

○**武市尚子委員** 橋梁の老朽化対策の状況等について伺いましたが、老朽化の進行により道路橋の損壊が発生すれば、道路利用者の安全が脅かされるとともに、物流などにも支障が生じるおそれがあり、橋梁などの道路施設をしっかりと守っていくことは非常に重要であると考えます。

道は、橋梁の老朽化対策に今後どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

○**久保秋雄太委員長** 建設部長白石俊哉君。

○**白石建設部長** 道路橋における老朽化対策に関し、今後の取組についてでございますが、道路は、道民の皆様の暮らしや経済活動を支える重要な社会基盤でありまして、橋梁やトンネルなどの老朽化が進む中、道路施設の修繕等を計画的に実施し、健全な状態に保つことは大変重要であると認識をしております。

こうした中、国では、道路メンテナンス事業補助制度によりまして、地方への重点的支援を図るとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、重点的、集中的に老朽化対策を講じる方針を示してございます。

道といたしましては、こうした国の方針を踏まえ、補助制度や5か年加速化対策の予算を積極的に活用するとともに、対策終了後も切れ目なく継続的、安定的に老朽化対策に取り組めるよう、予算の確保につきまして、市町村などと一体となり国に要望しますほか、新技術の活用により点検の効率化を図るなどいたしまして、橋梁やトンネルといった道路施設の老朽化対策を着実に推進し、安全で安心な道路交通の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○**武市尚子委員** 今御答弁いただきましたように、災害対策の観点でも、避難経路の橋が崩落するという事態になりますと、広域的に被害が拡大するということは明らかでありますので、命の問題としてしっかりと要望を上げて、取り組んでいただくことを求めたいと思います。

さて、災害復旧についてでございます。

近年、気候変動の影響により、気象災害は激甚化、頻発化し、全国各地で大規模な災害が多発しています。

本年6月には、和歌山県で台風による土砂災害、6月から7月には梅雨前線に伴う大雨などで九州や東北の秋田県などで被害が発生しています。

本道においても、平成28年8月の連続台風による河川の氾濫、平成30年9月の北海道胆振東部地震による大規模な土砂災害などの被害が発生したほか、昨年8月も台風8号などの影響で大雨となり、被害が広範囲に発生いたしました。そして、これらは激甚災害に指定されました。

今年は幸い大きな災害が今のところありませんが、局地的な集中豪雨による被災は各地で発生しており、大規模災害はいつ発生してもおかしくない状況にあります。

道路や河川などの公共土木施設は、道民の暮らしや経済活動を支える重要な社会基盤であり、大規模災害は、住民生活や農業など、地域経済への影響が大きいため、災害の早期復旧が重要になります。

そこで、以下、災害復旧について伺ってまいります。

まず初めに、令和元年以降、昨年度までの災害発生状況について、各年の道所管分と市町村所管分、それぞれの被災箇所数と被害額を伺います。

○久保秋雄太委員長 砂防災担当課長寺越孝則君。

○寺越砂防災担当課長 近年の災害発生状況についてであります。令和元年は、道が管理する公共土木施設の被災箇所は5か所、被害額は約5億5000万円、市町村が2か所で約2000万円、2年は、道が17か所、約21億円、市町村が9か所で約3億円、3年は、道が36か所、約9億円、市町村が14か所で約6億円、4年は、道が100か所、約63億円、市町村が148か所で約36億円となっているところでございます。

○武市尚子委員 令和に入り、元年から3年は災害が比較的少ない状況でしたが、令和4年は被災箇所と被害額ともに大きく増えており、被害の大きさから激甚災害に指定されています。

そこで、道所管分と市町村所管分、それぞれの激甚災害に指定された箇所数と被害額を併せて伺います。

○寺越砂防災担当課長 激甚災害についてであります。令和4年は、台風や前線に伴う大雨などによりまして、全国的に甚大な災害が多数発生し、8月1日から22日の間に発生した災害が内閣府より激甚災害に指定されたところであり、道内における内訳は、道所管分が被災箇所は64か所、被害額は約36億円、市町村所管分が133か所、約30億円、合わせて197か所、約66億円となったところでございます。

○武市尚子委員 平成28年と平成30年、そして、令和4年に本道で発生した激甚災害では、多くの公共土木施設が被災しており、住民生活や地域経済へ大きな影響を及ぼしました。

このような大規模災害では、復旧工事を1日でも早く終わることが重要と考えますが、所見を伺います。

○瀧川土木局長 早期復旧の取組についてでございますが、災害復旧工事の実施に当たりまして

は、発災後2か月以内に国による災害査定を受けることとなっており、そのために必要な設計図書を迅速に作成するとともに、復旧工事の発注を円滑に進めることが重要と認識しております。

このため、道では、国が示した方針に基づき、激甚災害などの大規模災害に際しては、災害復旧申請に添付する資料について、現地調査による詳細な図面に代えて航空写真を用いたり、代表の断面図を基に簡易な数量算出を行うなど、資料の作成に要する労力の軽減や時間の短縮を図ってきたところでございます。

さらに、復旧工事の発注に当たりましては、技術者不足などに対応するため、発注ロットの大型化のほか、受注者が工期の始期と終期を設定することができるフレックス工期制や入札参加要件の拡大などに取り組んできたところであり、今後とも、早期復旧に向け工事の円滑な執行に努めてまいる考えです。

○武市尚子委員 ただいま、道の早期復旧についてお伺いいたしましたが、市町村が管理する施設も同様に被害を受けている状況にあります。

市町村では、技術職員が不足するなど、災害対応に苦勞しているとお聞きしています。

道は、このような状況から、市町村への支援についてどのような取組を行っているのか、伺います。

○寺越砂防災害担当課長 市町村支援についてであります。道では、災害対応に必要な人材を育成するため、道職員や市町村職員を対象といたしまして、毎年、出水期の前に災害復旧事業の実務に関する研修を行っているところでございます。

また、大規模な災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策などを十分に実施できない場合におきまして、市長会及び町村会との「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」に基づきまして、技術職員を派遣してきているところでございます。

○武市尚子委員 近年、気候変動の影響により、気象災害が全国的に激甚化、頻発化し、また、巨大地震の発生も危惧され、大規模災害はいつ発生してもおかしくない状況です。

今後の災害復旧について、道としてどのように取り組んでいくのか、見解をお伺いします。

○白石建設部長 災害復旧に関し、今後の取組についてであります。道路や河川などの公共土木施設は、道民の安全、安心な暮らしや経済活動を支える重要な社会基盤でありまして、被災した施設の早期復旧を図ることは大変重要と認識しております。

このため、道では、災害対応に必要な人材を育成するため、研修内容の充実を図るとともに、国に対し、財政支援の充実強化や災害復旧申請に係る書類の簡素化などについて要望しますほか、市町村からの応援要請に基づき、技術職員を派遣し、現地調査や災害復旧に向けた技術支援などを行ってきたところでございます。

今後とも、災害が発生した場合には、国や市町村、建設業協会などと連携を図りながら、被災した地域の迅速な復旧に努め、道民の皆様の安全、安心な暮らしの確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○武市尚子委員 自然災害は天災と言うように、防ぐことにも限界があると思いますが、災害復旧は、人次第、取組次第であるということもあろうかと思えます。御答弁いただいたように、非常時における書類の簡素化などは非常に重要でありますので、引き続き、要望していかれるように求めたいと思えます。

次に、北の住まいるタウンの取組についてお伺いします。

本道では、人口減少や少子・高齢化が全国を上回るスピードで進み、道内市町村のまちづくりにおける大きな課題となっています。また、国際情勢の変化や為替レートの変動に伴う原油、食料などの高騰が長期化するといった課題も深刻化しており、今後のまちづくりにも大きく影響してくるものと考えます。

このような中、道では、昨年、まちづくりの目指す姿や取組の方向性などの考え方を示す「北の住まいるタウンの基本的な考え方」の見直しを行っています。

そこで、北の住まいるタウンの取組などについて、以下、数点お伺いいたします。

昨年の第3回定例会において、我が会派の同僚議員が、基本的な考え方の見直しに向けて、巨大地震など自然災害のリスクが差し迫っている現状を捉え、災害に強いまちづくりの視点を十分に踏まえる必要があると質問していますが、これを受けてどのように見直しを行ったのでしょうか。また、見直しを行った基本的な考え方を基に、道では具体的にどのような取組を実施してきたのか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 交通基盤担当課長本間広行君。

○本間交通基盤担当課長 基本的な考え方の見直しなどについてであります。道では、誰もが心豊かに住み続けることができ、安全、安心で暮らしやすく、資源・エネルギー循環が進んだ効率的なまち、北の住まいるタウンの実現に向け、平成28年度に目指す姿や取組の方向性を示した基本的な考え方を策定し、普及啓発などに取り組んできたところでございます。

そのような中、近年の自然災害の頻発化、激甚化、新型コロナウイルス感染症の影響による地方移住への関心の高まりや、脱炭素化、デジタル化などの社会情勢の変化を踏まえ、昨年11月に基本的な考え方を見直したところでございます。

見直しに当たりましては、大規模自然災害の対応はまちづくりにおいても喫緊の課題であることから、公共施設の防災拠点化や高架道路を活用した避難場所の確保など、災害に強いまちづくりの視点を加えたほか、ゼロカーボン北海道など、新たな取組を追加したところでございます。

道では、この基本的な考え方を、道内の市町村や関係機関等に周知するとともに、その内容について理解を深め、各地域におけるまちづくりの参考となるよう、昨年11月に、まちづくりメイヤーズフォーラム、本年2月には、まちづくりセミナーやまちづくり交流会を開催し、北の住まいるタウンの普及啓発に努めてきたところでございます。

○武市尚子委員 今御答弁いただいた、道が進めてきたまちづくりセミナーやまちづくり交流会について、その内容や効果などをお伺いします。

○本間交通基盤担当課長 まちづくりセミナーなどについてであります。道では、市町村職員

【第2分科会 11月10日 第3号】

やまちづくりに関心のある方々を対象として、平成29年度から、道内外の先進事例を学ぶまちづくりセミナーを実施しており、本年2月に開催したセミナーでは、防災やスマートなまちづくりをテーマに、4名の講師を招いてオンライン形式で開催し、66名の参加があったところでございます。

参加者を対象としたアンケート結果によりますと、9割以上の方から、参考になったとの回答があり、交通弱者の対策はまちづくりの基本だと感じた、高知県黒潮町や標津町の防災教育の取組がとても参考になったといった意見があったところでございます。

また、昨年度から、新たに、道内市町村職員を対象としまして、小グループに分かれ、講師と参加者同士が意見交換を行いながら課題解決につながる実践的なノウハウを学ぶまちづくり交流会を実施しており、本年2月に開催した交流会では、未来技術や脱炭素をテーマに、4名の講師を招いてオンライン形式で開催し、33名の参加があったところでございます。

参加者を対象としたアンケート結果によりますと、約8割の方から、参考になったとの意見があり、AIを活用した自動運転などの最新情報が興味深かった、参加者が直接発言し、講師を交えて他の参加者とも交流することができ、よい取組だった、もう少し交流や相談の時間があるとよかったといった意見があったところでございます。

○武市尚子委員 まちづくりのトップである市町村長が参加するまちづくりメイヤーズフォーラムは、まちづくりを実際に進める上で大変有効なものと考えますが、昨年で第10回を迎えたフォーラムの内容や効果などについてお伺いします。

○本間交通基盤担当課長 まちづくりメイヤーズフォーラムについてであります。道では、先進的な取組を進めている市町村長やまちづくりの第一線で活躍する有識者などを招き、テーマに基づく講演や事例紹介、パネルディスカッションを行うフォーラムを実施しているところでございます。

第10回の節目の開催となりました昨年度のフォーラムでは、「ゼロカーボンなまちづくりを目指して」をテーマに、197名の参加のほか、オンラインでも192名の方々に参加していただいたところでございます。

また、これまでに開催したフォーラムの概要をまとめた記念誌を作成し、フォーラム参加者に配付したほか、過去に登壇された7名の市町村長等にも御参加いただき、パネルディスカッションの中で御意見をいただいたところでございます。

参加者を対象としたアンケート結果によりますと、8割以上の方から、今後のまちづくりに参考になったとの回答があり、各地域の取組が大変勉強になった、各首長さんたちが伸び伸びと自分の考えを話していたのが印象的でしたといった意見があったところでございます。

○武市尚子委員 まちづくりの推進に当たっては、先進事例などを広く発信し、各市町村が各地の取組を参考とすることが重要と考えますが、情報発信の強化について、道の見解をお伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 建設政策局長平山大輔君。

○平山建設政策局長 情報発信についてでございますが、北の住まいるタウンの実現に向け、地域において積極的な取組が進められるよう、道内外の先進的な取組事例や手法などを広く発信することは重要と認識しております。

このため、道では、これまで、市町村職員などを対象に、まちづくりの参考となるよう、セミナーやフォーラムなどを開催してきたほか、ウェブサイトを活用し、分かりやすい情報提供に努めてきたところでございます。

また、今年度は、セミナーやフォーラムの様子を記録した動画をウェブサイトに掲載するなど、情報発信の充実に努めてまいります。

○武市尚子委員 最後に、今後の取組についてお伺いいたします。

セミナーやフォーラムの開催などを通じ、まちの魅力づくりの発信などに取り組んでいるということですが、人口減少や少子・高齢化、広域分散型の都市構造など、様々な課題を有する北海道においては、「北の住まいるタウンの基本的な考え方」を基に、優れた自然環境や地理的特性など、北海道の優位性を生かしたまちづくりがますます求められると考えます。

今後、北の住まいるタウンの実現に向けた取組をどのように進めていくお考えなのか、お伺いいたします。

○白石建設部長 今後の取組についてであります。北海道におきましては、人口減少など様々な課題がある中、優れた自然環境や豊富で多様なエネルギー資源などの優位性を生かし、地域の特性に応じて、誰もが心豊かに住み続けることができ、安全、安心で暮らしやすく、資源・エネルギー循環が進んだ効率的なまち、北の住まいるタウンの実現に向け、取り組むことが重要と認識をしております。

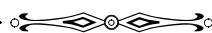
道といたしましては、昨年度見直しを行いました基本的な考え方に基づき、引き続き、セミナーやフォーラムなどの取組を進めるとともに、アンケート結果などを踏まえ、内容のさらなる充実や情報発信の強化を図るなどいたしまして、市町村や関係部局などと連携しながら、将来にわたって持続可能で誰もが安心して暮らせるまちづくりがより一層推進されますよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○久保秋雄太委員長 武市委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩



午前10時49分開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設部所管に関わる質疑の続行であります。

木葉淳君。

○木葉淳委員 通告に従いまして、建設部所管事項について大きく2点質問をいたします。

【第2分科会 11月10日 第3号】

まず初めに、道営住宅について伺うのですけれども、私の地元・江別市にも複数の道営住宅があります。多くの方が入居されていまして、特に道営住宅がある大麻地区については、JRの駅に非常に近くて、人気のある住宅が多いと聞いていたのですけれども、近年は空室も増えてきているというふうにも聞いています。私も、幾つかの団地を回ったのですが、郵便受けが封鎖されているところもあつたりして、中には半分以上の郵便受けが閉じられているといったところもありました。

今の時代、入居する方も新しい団地や改修された団地を好む方が多いのかなと思いますが、そこで質問をします。

まず初めに、昨年度の道営住宅建設費の決算額と建設事業及び改善事業の実施団地・戸数について伺います。

○久保秋雄太委員長 住宅課長渡邊純一君。

○渡邊住宅課長 道営住宅建設費についてであります。前年度からの繰越しを含んだ令和4年度の決算額は55億1836万6203円であり、このうち、建て替えなどの建設事業につきましては、江別市大麻宮町団地、旭川市啓北団地など、7団地10棟、159戸、また、長寿命化のための外壁や屋上防水の改修などを行う改善事業につきましては、札幌市厚別光陽団地、帯広市新緑第2団地など、8団地24棟、598戸において実施したところでございます。

○木葉淳委員 次に、道営住宅維持管理費の昨年度の決算額とその主な内容について伺います。

○久保秋雄太委員長 住宅管理担当課長佐々木永典君。

○佐々木住宅管理担当課長 道営住宅維持管理費についてであります。令和4年度の決算額は17億7290万2121円であり、その主な内容は、道営住宅の管理業務を行う指定管理者への負担金が15億7448万1899円となっているほか、入居者情報や家賃の収納情報等を管理するためのシステム運用などに係る費用に支出しているところでございます。

○木葉淳委員 道営住宅の建て替えですとか、改善、維持管理も適切に行われているということであろうと思います。先ほども申し上げたように、道営住宅の空室も目にするようになってきているのですけれども、道営住宅の入居希望者が減少しているのではないかとということも伺っています。

10年前と直近の応募倍率及び空き住戸数について伺います。

○佐々木住宅管理担当課長 応募倍率などの状況についてであります。道営住宅の応募倍率は、10年前の平成25年度が平均で10.1倍でありまして、直近の令和4年度では3.6倍となっているところでございます。

また、空き住戸数は、平成25年度が701戸であり、令和4年度では1636戸となっているところでございます。

○木葉淳委員 この10年を比較すると、応募倍率、空室ともに2倍以上の数値になってしまったのかなというふうに思います。

私が幾つかの団地を回った実感としては、団地によって応募状況とか空き状況も随分違うのか

なというふうに思うのですけれども、その要因と対策について伺います。

○久保秋雄太委員長 住宅局長高橋信二君。

○高橋住宅局長 空き住戸の要因などについてであります。道営住宅では、エレベーターが設置されていない団地の3階以上の上層階で空き住戸の割合が高くなっていることや、都市部においては、交通利便性などにより応募倍率に差があることから、設備の設置状況や団地の立地による利便性が応募状況や空き住戸の発生に影響していると考えているところです。

このため、道では、エレベーターが未設置の住宅の建て替えを順次進めているほか、空き住戸対策として、定期的に入居者募集で応募者がいなかった住戸については、常時、入居申込みを可能としているほか、地域のニーズに合わせ、子育て世帯や新婚世帯などの入居機会を拡大してきたところでございます。

また、高齢者や障がい者など、特に居住の安定を図る必要がある方々につきましては、同居親族がいない場合であっても入居を認めるなど、入居の促進に努めてきたところでございます。

○木葉淳委員 入居機会の拡大などの取組をされているということなのですが、昨年の決算特別委員会において、私から道営住宅の入居資格要件の見直しについて伺いました。

2017年10月に道が定めた北海道住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画では、住宅確保に特に配慮を要する方として定めのある方のうち、外国籍の方ですとか、児童養護施設を退所された方ですとか、同性カップルの方々についても、入居をする際に同居する親族を要しない者として新たに追加されたというふうに承知しております。

実際の運用に当たっては、その当時は、各市町村の同意が必要ということでありました。

そこで、現状において、道営住宅における外国籍の方ですとか、児童養護施設を退所された方ですとか、同性カップルの方の入居を認めている市町村数と、実際に、対象の方々からこれまでにどれだけ応募があったのか、実績について伺いたいと思います。

○佐々木住宅管理担当課長 道営住宅における外国人などの入居についてでございますけれども、道では、昨年、関係規定を改正いたしまして、同居親族がいない場合であっても入居を認めることとしており、本年4月1日時点で、外国人につきましては、石狩市や小樽市など5市4町、児童養護施設退所者につきましては、苫小牧市や函館市など4市4町、同性カップルにつきましては、札幌市や江別市など8市で入居を認めているところでございます。

なお、これまで新たに対象となった方々の応募はないところでございます。

○木葉淳委員 道営住宅における住宅確保に特に配慮を要する方々への入居対応状況について今聞いたのですけれども、認められている自治体というのは1桁しかないということでした。全道に道営住宅は多数あると思うのですが、そのうちの3分の1ぐらいということで、まだまだ少ないのかなと私は思います。

それから、外国人の方ですとか、児童養護施設を退所された方、同性カップルの方の入居の応募がまだないということでした。これは、対象となる方々への周知が不足しているのではないかなと私は思うのですけれども、今後の取組について伺います。

【第2分科会 11月10日 第3号】

あわせて、現在、対象の方々の入居を認めていない市町村についても、今後、拡大を図っていく必要があるのかなと思いますけれども、どのように取り組んでいくのか、道の考えについて伺います。

○久保秋雄太委員長 建設部建築企画監細谷俊人君。

○細谷建設部建築企画監 今後の取組についてであります。道では、多様化するニーズへの対応や地域が抱える課題解決に向けまして道営住宅を活用できるよう、昨年、入居者資格を拡大したところであり、現在、市町村の要請や意向を踏まえまして、道営住宅が所在いたします52市町のうち、15市町におきまして、外国人など住宅確保に配慮を要する方々の入居を可能としたところでございます。

道といたしましては、引き続き、入居対象となる方々に関連いたします団体にも御協力をいただくなどして、情報を必要とする方々への周知に努めるほか、市町村に対しましては、全道会議や、振興局単位で設置しております地域住宅協議会の場合などを通じまして、制度の趣旨などについて御理解をいただくよう説明するとともに、制度を導入しております市や町の運用状況についても情報共有を図るなど、今後とも、地域の住宅事情をきめ細かく把握する市町村や関連する団体と連携いたしまして、誰もが安心して暮らせる地域社会の形成に努めてまいります。

○木葉淳委員 次に、公共土木施設の維持管理について伺います。

道路整備は、産業、経済、文化の基盤であり、道民の生活や経済活動に与える影響が大きく、その適切な維持管理は必要不可欠なものと考えます。

また、河川の整備についても、近年の線状降水帯等による大雨被害が日本各地で頻発していることを踏まえれば、災害を未然に防ぐために、本来の機能が発揮できる環境を整備しなければなりません。

道では、これまで、公共土木施設維持管理基本方針を策定し、道路や河川などの施設ごとの維持管理を行ってきたと承知しておりますが、一方で、本道は、1997年をピークに人口減少傾向に入り、少子化、人口減少の傾向は回復が難しい状況だというふうに私は思います。

これに伴い、税収確保が課題となってきます。安心して道路やトンネル、橋などを通行できたり、災害に備えて河川の氾濫対策をすることは何より必要と考えます。

そこで、以下、昨年度の公共土木施設の維持管理に係る予算執行状況と今後の見通しについて伺います。

まず初めに、道が管理する河川数及び総延長、伐木などの整備が必要な河川数及び総延長、あわせて、河川や砂防、海岸を含めた治水関係の維持管理費について、ピーク時を含むこれまでの推移と執行状況について伺います。

○久保秋雄太委員長 維持管理防災課長樽林基弘君。

○樽林維持管理防災課長 道が管理する河川数などについてですが、令和5年4月1日現在で、1538河川、延長は約1万2300キロメートルであり、このうち、約1200河川、延長約7800キロメートルについては、平成29年3月に策定した「河道内樹木伐採などの河川維持管理のあり方」にお

いて、背後地の土地利用状況などから整備が必要な河川としたところがございます。

また、治水関係の維持管理費については、道の単独費である公共関連単独事業費で対応しており、当初予算は、平成10年度の約30億円をピークに減少し、平成25年度から27年度までは約13億円で推移していましたが、その後、徐々に増加し、令和4年度は約19億円となっているところがございます。

なお、昨年度については、補正予算も含めて約22億円を執行し、堤防の草刈りや施設補修などを実施したところがございます。

○木葉淳委員 続きまして、道が管理する道路路線数及び総延長と維持管理費について、ピーク時を含むこれまでの推移と執行状況について伺います。

○樽林維持管理防災課長 道道の路線数などについてですが、政令市である札幌市の管理分を除き、令和5年4月1日現在で877路線、延長は約1万1800キロメートルとなっているところがございます。

また、道路の維持管理費については、道の単独費である公共関連単独事業費で対応しており、当初予算は、平成10年度の約116億円をピークに減少し、平成25年度から27年度までは約51億円で推移していましたが、その後、徐々に増加し、令和4年度では約76億円となっているところがございます。

なお、昨年度については、補正予算も含めて約89億円を執行し、道路のり面の草刈りや舗装補修などを実施したところがございます。

○木葉淳委員 ピークの1998年度の約146億円に比べて、一時、半減ぐらいしたもの、徐々に増加傾向となっているということでした。

道路や河川の維持管理費が半減されて大丈夫だったのかなというふうに思うのですが、道路や河川が減っているわけではない状況だと思うのですよね。その中で経費だけの半減になっているわけですが、半減の理由とその対応について伺います。また、その後、徐々に増加となっているわけですが、その理由について伺います。

限られた予算の中、必要なレベルというものを維持するために行われているのかなと思います。が、御答弁をお願いします。

○樽林維持管理防災課長 維持管理に係る予算についてですが、当時、道の厳しい財政状況を踏まえ、事業費を縮減したところであり、限られた予算の中、必要なサービスレベルを維持しながら、道路の草刈りや路面清掃の回数、河川堤防における草刈りの範囲を減らすなどして対応してきたところがございます。

平成28年度以降については、労務単価や諸経費率の上昇のほか、電気料金の値上げや建設資材の高騰などもあり、予算が徐々に増加しているところがございます。

○木葉淳委員 人件費ですとか物価等の高騰の影響を受けて徐々に予算が増加しているとのことでしたけれども、やはり、この先、人口が減少していく中で、全ての道路や河川のサービスレベルを維持していくというのは難しいときが近々来てしまうのではないのかなというふうにも私は

思います。

そこで、他の公共土木施設の維持管理事業についても伺います。

まず初めに、河道内樹木伐採などの河川維持管理の在り方についてですが、道は、2017年に「河道内樹木伐採などの河川維持管理のあり方」を策定し、背後地の土地利用状況から、伐木などの整備が必要な約1200河川、約7800キロメートルを対象に、メンテナンスサイクルを10年として、河道内樹木伐採や土砂の除去を計画的に行うこととしたと承知しておりますけれども、これまでの実施状況及び昨年度の状況と今後の見通しについて伺います。

○久保秋雄太委員長 維持担当課長黒田健一君。

○黒田維持担当課長 河道内樹木の伐採などについてであります。道では、「河道内樹木伐採などの河川維持管理のあり方」に基づき、道が管理する河川のうち、背後地の利用状況や過去の被災状況などを踏まえ、現地調査により、樹木の繁茂などが著しい約3500キロメートルを優先的に樹木伐採などが必要な区間としており、平成29年度から事業を進め、緊急浚渫推進事業を活用するなどして、令和4年度末までに約2400キロメートルの対策を完了し、このうち、昨年度は約290キロメートルを実施したところでございます。

道といたしましては、残る区間の早期完了を目指すとともに、土砂の堆積状況や樹木の繁茂状況を把握しながら、引き続き、必要な河道内の樹木伐採や土砂の除去を推進し、道管理河川の適切な維持管理に努めてまいります。

○木葉淳委員 次に、橋梁の点検結果と対策の進捗状況について伺います。

道が管理する公共土木施設の多くは、高度成長期に集中して整備されており、今後、一斉に更新期を迎えることから、日頃の維持管理とともに、計画的に老朽化対策を進めることが各施設の機能を維持する上で効果的と考えております。

そこで、初めに、橋梁の点検状況とその結果、また、老朽化対策の進捗状況について伺います。

○久保秋雄太委員長 道路課長塩田雅史君。

○塩田道路課長 橋梁の点検結果などについてですが、道では、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、建設後2年以内のものなどを除いて、5年に一度の定期的な点検、診断を行うこととしており、平成30年度から令和4年度の直近5年間で5718橋の点検を実施し、早期に措置を講ずべき状態であると診断された橋梁は625橋となっております。

令和5年3月末時点での進捗状況は、対策に着手した橋梁が424橋、このうち、完了しているのは230橋となっております。

○木葉淳委員 次に、トンネルについてですが、これまでの点検状況とその結果、また、老朽化対策の進捗状況について伺います。

○塩田道路課長 トンネルの点検結果などについてですが、道では、道路トンネル長寿命化修繕計画に基づき、建設後2年以内のものなどを除いて、5年に一度の定期的な点検、診断を行うこととしており、直近5年間で120か所の点検を実施し、早期に措置を講ずべき状態であると診断され

たトンネルは55か所となっております。

令和5年3月末時点での進捗状況は、対策に着手したトンネルが27か所、このうち、完了しているのは20か所となっておりますのでございます。

○木葉淳委員 続いて、樋門、樋管について、これまでの点検状況等、同様に伺います。

○黒田維持担当課長 樋門、樋管の点検結果などについてでございますが、道では、樋門長寿命化計画に基づき、建設後10年以内のものを除いて、5年に一度の定期的な点検を行うこととしており、直近5年間で5216基の点検を実施し、根本的な対策が必要と診断された樋門、樋管は537基となっております。

令和5年3月末時点での進捗状況は、対策に着手した樋門、樋管の352基について、全て完了したところでございます。

○木葉淳委員 最後に、堰や排水機場等についても同様に、これまでの点検状況や結果、老朽化対策の進捗状況について伺います。

○久保秋雄太委員長 河川砂防課長上前孝之君。

○上前河川砂防課長 排水機場等の点検結果などについてであります。平成21年度から27年度に堰や水門、排水機場の57基全ての点検を実施し、緊急または早急に対策を講ずべきと診断された排水機場等は34基となっております。

令和5年3月末時点での進捗状況は、34基全てで対策に着手しており、このうち、完了しているのは29基となっております。

○木葉淳委員 各施設の対策状況について伺ってまいりましたが、まだまだ多くの施設で対策が必要な状況であるというふうに考えます。

人口減少に伴う税収減、物価の高騰、資材の高騰、人件費の高騰など、その予算を維持するだけでも難しい上、執行もこれまで以上に難しい状況が容易に予想されます。

道民生活に欠かすことのできない公共土木施設を今後も健全に機能させるには、適切な維持管理や長寿命化対策等を計画的に実施していくことが必要であり、そのために必要な予算確保も極めて重要と考えておりますが、維持管理や老朽化対策についての予算確保について、部長の認識を伺います。

○久保秋雄太委員長 建設部長白石俊哉君。

○白石建設部長 公共土木施設の維持管理に関し、今後の取組についてであります。道路や河川などの公共土木施設は、道民生活や経済活動を支える重要な社会基盤でありまして、これらを健全な状態に保つため、適切な維持管理と老朽化対策の推進は極めて重要と認識してございます。

道といたしましては、引き続き、維持管理コストの縮減や業務の効率化などに取り組むとともに、必要な予算の確保に努めますほか、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の予算を最大限活用し、老朽化対策を推進するなどいたしまして、道民の皆様の安全、安心な暮らしが守られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○久保秋雄太委員長 木葉委員の質疑は終了いたしました。

白川祥二君。

○白川祥二委員 まず、令和4年度の決算でちょっと気になるところがありましたので、お伺いしますけれども、道路事業予算の確保、効率的な予算執行についてですが、まず、道路新設改良費の事業について伺います。

広域分散型を形成する本道においては、道路は、道民の日常生活はもとより、物流の効率化や広域観光振興、救急搬送や災害時の物資の輸送など、様々な役割を有していますが、より一層の整備促進を図るためには、必要な予算の確保並びに効率的な予算執行が重要と考えております。

そこで道路事業の予算執行についてお伺いしますが、道路新設改良費の予算では、具体的にどのような事業を行っているのか、まず伺います。

○久保秋雄太委員長 道路課長塩田雅史君。

○塩田道路課長 道路新設改良費についてですが、国の社会資本整備総合交付金などを活用して、道路の拡幅や線形改良をはじめ、長寿命化修繕計画に基づく橋梁やトンネルなどの修繕、更新などの事業を行う予算でございます。

○白川祥二委員 それでは次に、道路新設改良費の令和2年度から4年度までの3か年の決算における不用額を伺います。

○塩田道路課長 直近3か年の不用額についてですが、令和2年度は、1045億2954万3000円の予算額に対して、不用額が68億5753万8882円、3年度は、1097億7073万8556円の予算額に対して、不用額が52億9023万3495円、4年度は、1146億9203万2000円の予算額に対して、不用額が194億9489万3253円となっているところでございます。

○白川祥二委員 今、不用額が出ましたけれども、この不用額の主な要因についてです。

令和4年度決算では、道路新設改良費予算額1146億9203万2000円に対して、不用額が194億9489万3253円と特出した不用額が発生しておりますし、毎年度、相当な額の不用額が発生しておりますが、このような不用額が発生した主な要因を伺います。

○塩田道路課長 不用額の主な要因についてですが、道路事業を執行する過程で入札差金や用地補償の不調などが生じたことに加え、国庫支出金の内示減などにより、結果として不用額が発生したところでございます。

○白川祥二委員 ただいま、不用額が発生した主な要因としては、事業の執行過程に伴う入札差金、用地補償の不調や国庫支出金の内示減などによるとの説明がありましたが、用地補償の不調とはどのような案件なのか、伺います。

○塩田道路課長 用地補償の不調についてですが、道路事業に必要な土地について、道はあらかじめ土地等の権利者から所有権などの権利を取得する必要がありますが、権利者と土地の取得や支障物件の移転に係る補償内容などについて同意が得られない案件や、土地等の権利に係る相続人の数が多く、手続に日数を要した案件などがあったところでございます。

○白川祥二委員 相続人の数が多く、手続に日数を要したというのは、建設だけではなく、我々の農業生産現場においても多数散見されておりますので、このことについてはまだまだ厳しい環境かなというふうに思います。

次に、事業に当たって様々な理由により不用額が発生するのは、ある程度やむを得ないと考えますが、道の編成した予算額に対して、国からの内示額が少なくなる要因とはどういうことなのでしょうか。

○塩田道路課長 国庫支出金の内示減についてであります。道では、予算編成時点では社会資本整備総合交付金の配分額が見通せないことから、当該年度の事業見込みや国の制度改正の動向などを勘案し、必要な経費を積算し予算を計上しているところでございます。

社会資本整備総合交付金については、国土強靱化地域計画に基づく事業や地域活性化などにつながる事業に重点配分されている一方、それ以外の事業などにおいては内示減となったところでございます。

○白川祥二委員 いろいろ説明をいただきましたが、道路の整備は、毎年、各地域の期成会から出される要望においても大きなウエートを占めており、多くの地域にとって重要な課題であります。

事業の実施に当たっては、地域の要望に応えながら、限られた予算を効率的に配分して事業の進捗を図り、不用額を少なくするとともに、道路整備に必要な予算の確保に努めることが重要と考えますが、決算を踏まえ、今後の取組について所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 建設部長白石俊哉君。

○白石建設部長 今後の取組についてであります。道路は、道民の皆様の暮らしや経済活動を支える重要な社会基盤でありまして、道路の改良や老朽化対策などは大変重要であると認識をしております。

道路事業の執行過程におきましては、入札差金や用地補償の不調、国庫支出金の内示減などにより不用額が発生しており、その都度、可能な限り他の事業箇所への振替を行うなど、予算を最大限活用し、事業の推進に努めているところでございます。

道といたしましては、地域の課題解決のため、道路整備に必要な予算の確保に向け、あらゆる機会を通じ、国に要望するとともに、防災、減災、国土強靱化やインフラ長寿命化といった国の重点化方針に即した事業へのシフトを図るなどして、地域の活性化や安全で安心な暮らしの確保に資する道路整備の推進に努めてまいります。

以上です。

○白川祥二委員 本当にいろいろな課題があるかと思えますけれども、やはり、国の重点化方針に即した事業へのシフトがかなり有効だというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、雨竜川における治水対策について伺います。

近年、全国的に気候変動に伴う災害が激甚化している状況にあり、大規模な水害が度々発生し

【第2分科会 11月10日 第3号】

ています。

本道では、今年の8月、10月にも豪雨により各地で浸水被害が発生しています。空知管内などを流れる雨竜川では、これまでに、昭和56年8月、平成26年8月、平成30年7月、令和元年8月と、幾度も水害を受けており、今年の8月にも豪雨による浸水被害が発生しております。

このことから、河川整備の重要性がますます高まっていると認識しており、雨竜川における治水対策について、順次伺ってまいります。

雨竜川ダム再生事業についてでありますけれども、国では、雨竜川の上流域にある雨竜第1ダム、第2ダムの発電ダム2基を有効活用し、治水機能を付加することを目的とした雨竜川ダム再生事業に取り組んでおり、令和5年度に建設事業の採択を受けていると承知しております。

道では、平成30年度より直轄負担金を支出しておりますが、建設事業の具体的な内容について伺います。

○久保秋雄太委員長 河川砂防課長上前孝之君。

○上前河川砂防課長 雨竜川ダム再生事業についてであります。国では、平成26年8月洪水を踏まえ、既設の発電ダム2基に治水機能を付加することを目的として、雨竜第1ダム、第2ダムの利水容量の一部を治水用に振り替えるとともに、第2ダムの堤体をかさ上げし、両ダムを合わせて約2500万立方メートルの洪水調節容量を確保すると承知しております。

○白川祥二委員 雨竜第1ダム、第2ダムの利水容量の一部を治水用に振り替える、そして、第2ダムの堤体をかさ上げすると。これが何年かかるかは分かりませんが、合わせて約2500万立方メートルの洪水調節容量を確保するということでもあります。これは鷹泊ダムと比較してどのような状況なのでしょう。

○上前河川砂防課長 ダムの洪水調節容量についてであります。雨竜第1ダムと第2ダムを合わせた約2500万立方メートルは、鷹泊ダムの全容量である約2200万立方メートルと同規模となっております。

○白川祥二委員 合わせて約2500万立方メートル、そして、鷹泊ダムの全容量が約2200万立方メートルということで、かなり洪水調節機能が高まると思います。

ただ、言えることは、第2ダムの堤体のかさ上げに何年かかるかは分かりませんが、その中で、第1ダム、第2ダムの利水容量の一部を治水用に振り替えるということです。かさ上げ前の容量はどれぐらいなのでしょう。

○上前河川砂防課長 雨竜ダムについてであります。第1ダムと第2ダムを合わせて2250万立方メートルを治水用に振り替えると聞いております。

○白川祥二委員 ということは、あと250万立方メートルぐらいをかさ上げするということですね。

治水用に振り替えるということについて、国と北電さんで協議され、認められたということですから、今年からそういうことで洪水調節機能が高まることを期待したいと思います。この期日はちょっと分かりませんが、雨竜川流域の農家の方々がすごく気にしているし、一刻も早

く洪水調節機能を高めていただきたいというふうに思います。

次に、雨竜川ダム再生事業を行う箇所より下流の雨竜川における整備状況について伺います。

○上前河川砂防課長 これまでの整備状況についてであります。雨竜川は、幌加内町や深川市などを流れ、石狩川に合流する1級河川で、ダム下流においては、石狩川合流点から上流の79キロメートルが国の管理する区間、その上流の48キロメートルが道の管理する区間となっているところでございます。

道管理区間においては、昭和56年8月の大雨被害を契機として河川改修に着手し、これまでに、幌加内町政和地区や添牛内地区など、約17キロメートルの区間で河道掘削などを行ってきたところでございます。

また、国では、昭和初期から河川整備を進めてきており、その後、平成19年に石狩川水系雨竜川河川整備計画を策定し、堤防整備などを行ってきたと承知しております。

○白川祥二委員 ダム下流の雨竜川における今後の河川整備についてでありますけれども、本年8月の豪雨により、雨竜川では、道管理区間だけでなく、国管理区間においても浸水被害が発生しましたが、ダム下流の雨竜川における今後の河川整備について伺います。

○久保秋雄太委員長 土木局長瀧川雅晴君。

○瀧川土木局長 今後の整備についてでございますが、国では、令和4年8月に河川整備計画を変更し、既設ダムを有効活用することや、国管理区間における河川の具体的な整備手法を定め、ダム再生や約45キロメートルの区間における河川整備を推進するものと承知しております。

また、道では、国の計画と整合を図り、本年6月に道管理区間の河川整備計画を変更したところであり、今後は、計画に基づき、川幅が狭く流下能力が低い約38キロメートルの区間において、河川整備を行ってまいります。

○白川祥二委員 最後に、国との連携について伺いますけれども、ダム再生事業や河川改修事業は、洪水から地域を守る上で大変重要と考えております。

雨竜川の河川改修計画は、下流の国管理区間と上流の道管理区間を合わせて約80キロメートルを超えるため、今後、国と道が連携して事業に取り組む必要があると考えますが、今後の事業の進め方について伺います。

○白石建設部長 河川整備の進め方についてであります。近年、全国的に豪雨災害が激甚化、頻発化している中、本道におきましても、各地で記録的な大雨による災害が発生しており、治水対策の重要性がますます高まっていると認識をしております。

雨竜川の河川整備を進めるに当たりましては、上下流の河川管理者が緊密に連携して取り組む必要がありますことから、道では、流域治水協議会などを通じまして、国や地元の市や町などと整備内容や実施時期などについて調整を図ってまいります。

また、必要な予算の確保に向けまして、関係団体等と連携し、国に要望するなどして、今後とも、着実に河川整備を進め、地域の皆様の安全で安心な暮らしの確保に努めてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 今回、この質問をさせていただいたのですが、実は、8月3日に、企業局長から私のほうに、まだ晴れている状態で、鷹泊ダムを普通放水するというようなお話がありました。

それで、私は、深川市の市議会議員等々、農業者の方々に、今から放水するので、危険だから、雨竜川地域の皆さん方にそれぞれ周知してくれというお話をしました。そうすると、深川の方々から、いやいや、雨も降っておらん、曇りだ、何を言っているのだというような状況でした。ところが、その3日後の8月6日の朝6時に電話が入りまして、100戸ほどを全部避難させることができた、ありがとうという話がありました。

そのときに、沼田の方々からは、これはもう鷹泊ではどうにもならない、上流の朱鞠内湖のところにある雨竜第1ダムと第2ダムに洪水調節機能がないから、こういう災害が起きるのだよという話があったものですから、今日、あえてお話しさせていただきました。

そして、国と北電との協議も進んでいるというようなことでございますので、雨竜川地域の皆さん方にとって少しは明るい兆しが見えているのかなと思います。今後とも、どうか国との折衝をきちっとやっていただくようお願い申し上げます、私からの質問を終わらせていただきます。

○久保秋雄太委員長 白川委員の質疑は終了いたしました。

真下紀子君。

○真下紀子委員 私は、建設業の下請状況及び担い手不足対策等について、初めに伺います。

平成28年——2016年の第3回定例会以来の質問になりますので、緊張感を持ちながら質問させていただきます。

建設産業の担い手不足が深刻となっております。道は、現状とその原因をどう分析し、2022年度はどのように対策を取ってきたのか、まず伺います。

○久保秋雄太委員長 建設業担当課長多羽田元己君。

○多羽田建設業担当課長 建設産業の現状などについてであります。本道の建設産業は、就業者の高齢化や若年者の入職が進まないなど、依然として担い手の確保が厳しい状況が続いており、一昨年に実施した道内建設企業で働く10代から30代までの若手就業者を対象としたアンケート調査によると、労働時間が長いことや、きつい、汚い、危険といったいわゆる3Kイメージがあるほか、建設産業の社会的役割、魅力が伝わっていないことなどの意見が多数あり、こうしたことが要因と考えられるところでございます。

このため、道では、担い手の確保に向けて、就業環境の改善や建設産業のイメージアップを図ることが重要であると考え、北海道建設産業支援プランに基づき、長時間労働の是正や賃金水準の確保などに取り組むとともに、イベントやセミナーを開催し、建設産業の魅力を広く発信しているところでございます。

○真下紀子委員 昔のイメージがあるかと思うのですけれども、若い方々が憧れる仕事になっていくために、今回、さらに質問を続けていきたいと思っております。

2022年度予算では、建設産業の担い手対策推進事業に840万円を計上しておりますけれども、事

業の執行状況とその効果をどう評価しているのか、伺います。

○多羽田建設業担当課長 担い手対策推進事業についてであります。昨年度は、長時間労働の是正など、就業環境の改善に向けた講習会などを実施する建設業団体へ支援したほか、建設産業のイメージアップに向け、建設現場の疑似体験を行う建設産業ふれあい展の開催や、工業高校において、生徒と若手建設業就業者との意見交換会、ドローンの操縦体験を行うICT体験講習会を実施したところでございます。

また、参加者を対象としたアンケート調査によると、将来、建設産業で働いてみたいとの回答が、ふれあい展では小学生の約3割、体験講習会では高校生の約8割から得られたことから、こういう取組を通じ、建設産業の魅力発信につながったと考えているところでございます。

○真下紀子委員 いい取組になっていると思いますけれども、その中でも、賃金のことについて、やはり、引上げがどうしても必要だということで、この質問を繰り返しているのですけれども、国が都道府県ごとに定めている設計労務単価は、2012年には、10職種が北海道は全国最低だったのですよね。この現状は改善されてきているのでしょうか。

○久保秋雄太委員長 技術管理担当課長梅津健夫君。

○梅津技術管理担当課長 労務単価についてであります。国が定める北海道における公共工事の設計労務単価は、全職種の平均値において、平成24年度には全国最下位でありましたが、必要な法定福利費相当額を反映した平成25年度以降は11年連続で上昇しており、令和5年度は全国平均を上回っているところでございます。

○真下紀子委員 設計労務単価は引き上げられて、そのとおりに働いている人たちに支払われることが重要なのですね。それを確認するために、道は、毎年、下請状況等調査を行っているわけです。

これまで幾度も改善を求めてきましたが、そうした議論を踏まえて、道は、労務単価の状況をより詳しく把握する必要性を認識して、調査対象を拡大し、さらに方法も更新してきました。

2022年度まで過去5年間の下請状況等調査の結果はどのようになっているのか、お示してください。

○久保秋雄太委員長 建設管理課長牧野幹芳君。

○牧野建設管理課長 過去5年間の調査結果についてであります。建設工事下請状況等調査は、元請負人と下請負人との契約関係の適正化を図るため、契約状況や施工体制などについて調査し、不適切な事項につきましては指導等を行ってきたところでございます。

平成30年度は、558社を対象に実施し437件の要請、令和元年度は、550社に対し393件の指導、要請、2年度は、588社に対し398件、3年度は、588社に対し357件、4年度は、530社に対し291件の指導、要請を行ったところでございます。

主な指導事項といたしましては、元請・下請間の契約におきまして、労働者の雇用に伴う必要経費を計上されていなかったものや、労働者に雇用通知書を交付していなかったもの、また、主な要請事項といたしましては、労務単価が設計労務単価を下回っていたものなどがあつたところ

でございます。

○真下紀子委員 指導、要請は減少傾向にあるものの、いまだ過半数は、指導、要請が必要な状況だということです。

先ほども申し上げましたけれども、国は、2013年以降、人材確保の観点からも設計労務単価を引き上げてきました。これは、歓迎されるものです。

公共工事において広く従事している普通作業員に係る設計労務単価と調査結果の推移について、改めてお示し願いたいと思います。

また、道は、2016年から、改定に伴う対応状況や理由について、アンケートにも取り組んでいると承知をしております。その結果及び改善の取組はどのようになっているのかも併せて伺います。

○牧野建設管理課長 設計労務単価と賃金の推移等についてであります。北海道における普通作業員に係る設計労務単価につきましては、平成25年度の1万2700円から、令和4年度は1万8000円となっており、その間、41.7%の上昇、下請状況等調査による普通作業員の賃金の平均は、平成25年度の1万1813円から令和4年度は1万6234円で、37.4%の上昇となっているところでございます。

平成28年度からは、下請状況等調査の際に、賃金の引上げ状況などの把握を目的といたしまして、元請負人や下請負人を対象にアンケートを実施しているところでございます。

令和4年度の結果では、普通作業員の賃金を引き上げたとの回答が全体の8割を超えておりますが、一方、賃金を設計労務単価まで引き上げられない理由といたしまして、経営の先行きが不透明で引上げに踏み切れない、賃金水準の引上げに回す余裕がない、企業内における年齢構成や経験による賃金差などの回答があったところでございます。

また、賃金を引き上げるために発注機関に求める取組といたしましては、安定的な公共工事業量の確保、実勢価格に見合った設計積算といった意見が多く挙げられております。

このため、道といたしましては、安定的な公共事業予算の確保に向けた国への働きかけのほか、適切な設計変更の実施や、実勢価格の適切、迅速な反映など、経営力の強化策に取り組むとともに、下請契約について、より詳細な状況を把握するため、2次以下の下請負人の調査件数を拡大したほか、元請・下請間の契約において、下請負人が社会保険料を確保できますよう、受注者に要請するなどしてきたところでございます。

○真下紀子委員 せっかく設計労務単価が上がったのですけれども、これと実際の賃金との乖離が広がっているということが今の答弁で分かりました。適正な賃金の支払いが進んだとは言えない状況だと考えます。

2013年から、1円でも下回った場合、要請の対象としてきたわけですが、設計労務単価の乖離が10%以上、20%以上の状況はどう推移しているのか、伺います。

○牧野建設管理課長 設計労務単価と差額の状況についてであります。平成30年度は、調査対象数423社のうち、10%以上、下回っていたものは278社、その割合は65.7%、このうち、20%以

上、下回っていたものは201社、47.5%、令和元年度は、412社のうち、10%以上が288社、69.9%、20%以上が206社、50.0%、2年度は、387社のうち、10%以上が241社、62.3%、20%以上が172社、44.4%、3年度は、374社のうち、10%以上が223社、59.6%、20%以上が164社、43.9%、4年度は、352社のうち、10%以上が205社、58.2%、20%以上が156社、44.3%となっているところでございます。

○真下紀子委員 改善は微増なのです。20%以上の乖離は全く改善していないことが今の答弁で分かりました。

そこで、参考までにお聞きしたいのですけれども、労務単価が公共工事設計労務単価と同額以上に支払った件数と割合というのは、この5年間どのように推移していますか。

○牧野建設管理課長 労務単価についてであります。下請状況等調査によりますと、設計労務単価と同額以上であった事業者数と割合は、平成30年度につきましては、調査対象数423社に対し66社、15.6%、令和元年度は、412社に対し62社、15.0%、2年度は、387社に対し83社、21.4%、3年度は、374社に対し101社、27.0%、4年度は、352社に対し95社、27.0%となっているところでございます。

○真下紀子委員 経営体力の違いがあるかもしれませんが、4分の1以上が設計労務単価と同額あるいはそれ以上に支払うようになっているわけですね。ですから、この改善というのは非常に重要だというふうに思います。

そこで、改めて確認なのですけれども、道の発注の際、必要経費を含めた設計労務単価で支払いが可能になるように適切に積算されているのですよね。

○牧野建設管理課長 設計労務単価についてであります。設計労務単価は、個人負担分の法定福利費などを含め、労働者本人が受け取る賃金を基に設定しているところでございます。

○真下紀子委員 ということは、やっぱり、その発注に沿って賃金が労働者の手にしっかりと届くようにしていくことが非常に重要だということなのですね。

調査の対象についてなのですけれども、道は、これまで、1次以下、2次以下の下請負人に対する調査の対象は拡大してきたのでしょうか。

○牧野建設管理課長 下請負人に関する調査対象についてであります。平成24年度の調査から、下請負人間の労務単価の状況を詳しく把握するため、それまで、「必要に応じ」としておりました2次以下の下請負人につきましても対象としたところでございます。

また、平成25年度は、社会保険加入のための法定福利費を反映した設計労務単価の大幅な引上げを踏まえ、1次下請負人の対象を197社から247社、2次以下の下請負人につきましては、20社から41社としたところでございます。

その後、適切な賃金水準の確保に向けまして調査対象数を拡大し、令和4年度の調査におきましては、1次下請負人の対象を250社、2次以下の下請負人を83社としたところでございます。

○真下紀子委員 調査対象の拡大によって、実態をよく把握できるようになったのだというふうに思います。

【第2分科会 11月10日 第3号】

この下請状況等調査では、施工中の工事のおおむね1割程度を対象に調査をしてきました。しかし、毎年、ほぼ同様に、法定福利費の内訳を明示した見積書の不備や前払金が支払われていないなど、下請との公正公平な関係を損なう状況というのは改善されていないことが先ほどの答弁でも明らかになったわけです。

元請人としての入札資格を持っていながら、今も下請との公平公正な関係が構築できていないというのは、道の公共事業の元請としてどうなのかというふうに考えてしまいます。なぜこのような状況が続いているのでしょうか。

○久保秋雄太委員長 建設業担当局長千葉正彦君。

○千葉建設業担当局長 元請負人と下請負人の関係についてであります。令和4年度の下請状況等調査によりますと、対象業者数530社のうち、指導、要請が291件となっており、そのうち、285件は、賃金が設計労務単価を下回っているものや法定福利費を内訳明示した見積書を使用していないものなど、元請・下請間の契約に関するものが多数を占めているところでございます。

下請状況等調査のアンケートでは、経営の先行きの不透明感や賃金を引き上げる余裕がないなどの意見があることから、元請負人の経営状況などが賃金を設計労務単価まで引き上げられないことなどの一因として考えられるところでございます。

○真下紀子委員 そうはいつても、4分の1以上の企業では、設計労務単価と同額、あるいは、それ以上の賃金を支払うことができるようになっているわけですから、やっぱり、業界としても考えていく必要がある、下請を大事にするという構造に転換していく必要があると思うのです。

地域の建設事業者が経営を継続していくためには、何より人材が確保されなければならないわけですね。

道は、公契約条例は趣旨が違うのだと言って制定を拒否していますけれども、道自身の指導、要請によって下請状況を改善できないということでは、道が公契約条例を拒否するという主張は成り立たないのではないかというふうに考えます。

人手不足を本気で解消し、建設事業者が経営を継続することは、公共事業による建設ワーカーの処遇、賃金の改善なしには実現できないものだと考えております。

公契約条例と同等の効果を道による改善策によって本当に果たせるのか、道の改善効果の優位性を説明できるのか、お聞きしたいと思います。

○千葉建設業担当局長 賃金水準の確保に向けた取組などについてであります。道では、契約時に、工事の受注者に対して、下請負人への適切な賃金の支払い要請や適正な下請契約の締結等についての指導を行っているほか、技能労働者の賃金水準の確保について、建設業関係団体や受注者に対し、文書や建設部幹部職員の訪問による要請を行うとともに、下請状況等調査においてアンケートを実施し、賃金が設計労務単価を下回っている場合には、受注者等に対し、文書により改善要請を行うなどしてきたところでございます。

なお、賃金などについては、法定労働条件の範囲内で個々の労使当事者間で自主的に取り決められるべきものと考えていることなどから、道といたしましては、公契約に係る新たな条例制定

は行わず、受注者への要請などにより、労働条件の確保に努めてきたところであり、今後とも、関係団体や道発注工事の受注者に対し、適切な賃金水準の確保の要請などに取り組んでまいります。

○真下紀子委員 幹部職員が直接行ってお話をするということは議会議論を踏まえて始まったことですが、道が要請と指導を繰り返しているだけでは、10年以上たっても大きな改善が見られていないわけです。これが人手不足の要因にもなっていると言えるわけですから、調査の実効性が問われます。

ラピダス社が進出することに伴い、国も道も半導体産業を支える人材確保に注力していて、建設産業の人材確保と競合することは避けられなくなっていくと考えます。

公共事業は、社会生活に欠かせない重要な役割を担っています。事業者の健全な経営継続のためにも、一定の水準を確保して標準化させるとともに、公正な競争性を担保して、道民の税金が効率的かつ効果的に活用されることによって、道民から大きな信頼と期待が寄せられるものと考えております。そのためにも、今後、下請状況等調査の実効性を高める改善が必要になります。

建設労働者の処遇改善が図られ、建設業の人材確保につながるよう、道の取組をどう強化するのか、部長に伺います。

○久保秋雄太委員長 建設部長白石俊哉君。

○白石建設部長 今後の取組についてであります。道内の建設産業における担い手確保に向けましては、地域の安全、安心に欠かせない建設産業の持続的発展を図るとともに、技術者や技能労働者などの就業環境の改善や、適正な賃金水準の確保に取り組むことが重要であると認識をしております。

このため、道では、本年3月に「建設産業ミライ振興プランHOKKAIDO」を策定し、担い手の確保育成を早急に解決すべき重点課題と位置づけ、働き方改革、生産性の向上、魅力の発信を施策の柱といたしまして取組を展開しているところでございます。

また、適正な賃金水準の確保に向けましては、公共工事設計労務単価を11年連続で引き上げるとともに、下請状況等調査において、賃金が設計労務単価を下回っている場合には、受注者等に対して要請を行うなど、就業環境の改善に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、賃金の状況等につきまして実態の把握に努めるとともに、適切な労務費の確保等に関する国の動向を注視し、建設業団体と連携しながら、建設産業の人材確保が図られるよう、より一層取り組んでまいります。

以上です。

○真下紀子委員 次の質問の機会には改善が確認できるように取組を進めてください。

次に、道営住宅等についてです。

重複するところもありますけれども、簡潔に質問していきたいと思っております。

人口減少が進んでいるとはいえ、長期にわたる物価高騰によって生活に困窮する住民が増えています。低廉な家賃で良質な住宅を提供する公営住宅の役割が大きくなっていると考えます。

【第2分科会 11月10日 第3号】

しかし、道営住宅は減少の一途でありまして、5年前の2018年度と2022年度の管理戸数及び応募状況がどうなっているのか、お示してください。あわせて、昨年度における応募倍率の最高と最低についても伺います。

○久保秋雄太委員長 住宅管理担当課長佐々木永典君。

○佐々木住宅管理担当課長 管理戸数などの推移についてであります。道営住宅の管理戸数は、平成30年度末は2万2304戸、令和4年度末は2万1725戸であり、平成30年度の実応募状況は、募集戸数1496戸に対して応募件数が5648件、応募倍率は平均で3.8倍、令和4年度では、募集戸数1606戸に對しまして応募件数が5815件、応募倍率は平均で3.6倍であるところでございます。

また、令和4年度の団地ごとの応募倍率は、最高が151倍であり、応募がなかった団地もあるところでございます。

○真下紀子委員 この5年間、応募倍率が下がっていないことが分かりました。入居ニーズがあるのに入居しにくい状況のままだということですね。

そこで、政策空き家の解消は進んでいるのか、減少しているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 住宅課長渡邊純一君。

○渡邊住宅課長 政策空き家の推移についてであります。道営住宅の空き住戸のうち、建て替えや改善工事を円滑に進めるため募集を停止している住戸、いわゆる政策空き家の戸数は、直近3年間では、令和3年度が1236戸、4年度が1229戸、5年度が1282戸となっているところでございます。

○真下紀子委員 戸数は同じ水準ですけれども、入れ替わっているということなので、道営住宅の長寿命化などの改善、建て替え計画の進行状況がどうなのか、伺います。

○渡邊住宅課長 道営住宅の建て替え等の実施についてであります。道では、道営住宅整備活用方針に基づき、老朽化が著しい住宅のうち、面積が一定の水準に満たない、または、3階建て以上でエレベーターが未設置の住宅を建て替えの対象としているほか、長期間維持管理する住宅には、耐久性や居住性、安全性の向上を図るため、必要な改善を計画的に行うこととしているところでございます。

事業の実施に当たりましては、適正な管理戸数や劣化の程度、整備コストの縮減などを総合的に勘案して進めておりまして、活用方針策定後の平成25年度から令和4年度の10年間で、建て替えは16市1町の24団地、1073戸、改善は27市6町の99団地、7265戸となっているところでございます。

○真下紀子委員 そうはいつでも、政策空き家が、一定程度というか、ずっと同じ水準で続いているということですから、やっぱり、これは速度を速めなければならないと思います。

ここで違う質問をします。

先ほどの質問で明らかかなように、建築工事契約においても下請労務単価が低い状況が続いてまして、建築分野はこんなにひどいのかなと思ったわけですがけれども、どのように改善を図っていくのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○久保秋雄太委員長 建築局長芥川昌久君。

○芥川建築局長 建築工事における技能労働者の賃金水準についてであります。道では、元請負人と下請負人との契約関係の適正化を図ることを目的として、毎年、下請状況等調査においてアンケートを実施し、技能労働者の賃金が設計労務単価を下回っている場合には、受注者等に対し、文書により改善要請を行っているところでございます。

道といたしましては、賃金の状況等の実態把握に努めるとともに、実勢価格の迅速な反映や適切な設計変更の実施など、技能労働者の適正な賃金水準の確保により一層取り組んでまいります。

○真下紀子委員 下請状況等調査の結果を見ますと、やっぱり、建築分野は改善が遅れているのですよね。ですから、このところにはしっかりと取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。

次に、応募者の状況について伺います。

2022年度に応募のあった募集区分ごとの応募者数について伺います。

○佐々木住宅管理担当課長 応募件数についてであります。道では、北海道公営住宅入居選考要綱におきまして、一般公募の際は募集区分を設定することとしておりまして、令和4年度の応募件数は、世帯向け住宅では、一般世帯向けが2791件、高齢者世帯向けが181件、小学生以下同居世帯や母子・父子世帯などの子育て世帯向けが151件、新婚世帯向けが2件の合計3125件、単身者向け住宅では、一般単身者向けが2643件、高齢単身者向けが11件の合計2654件、高齢者、身体障がい者等の居住性の向上を図るために特別な仕様で整備された住宅への応募は36件であり、応募総数は5815件となっているところでございます。

○真下紀子委員 今の答弁で子育て世帯向けが結構あるのだなというふう感じたわけですが、以前に要望がありまして、そのうち、子育て支援住宅の取組が道で進められてきました。ところが、下のお子さんの小学校卒業をもって退去しなければならないという規定になっているのです。子育て支援という名で小学校卒業までということでは、子育てが分断されるのではないかということで、安定的に居住し、子育てをしたいという要望が寄せられておりました。

それで、ほかのところについてお聞きしますと、18歳や20歳までというところもあるようなので、このところは期限の見直しを求めたいと思うのですけれども、検討していただけないでしょうか。

○佐々木住宅管理担当課長 入居期限についてでございますけれども、道では、期限が到来する2年前から意向確認を行い、他の道営住宅への住み替えを希望する場合には、入居者の希望に配慮した住宅をあっせんすることを基本としているところでございます。

○真下紀子委員 大変つれない答弁なのですけれども、その期限延長を検討してくださいというふうに申し上げたものですから、これは課題として、ぜひ原課で検討していただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

次に、道営住宅の入浴設備についてです。

【第2分科会 11月10日 第3号】

浴室内に風呂釜と浴槽を一体的に設置する、いわゆるバランス釜というものが多くて、そのリース代や買取り価格は入居者の負担となっていて、家賃に上乗せされることになるわけです。低廉な家賃で供給される道営住宅に、家賃のほかにリース代を上乗せすることでいいのかと考えるわけですが、入浴設備が入居者負担となっている道営住宅は一体どのくらい残っているのでしょうか。

○渡邊住宅課長 道営住宅の浴室についてであります。道では、現在管理している全ての道営住宅に浴室を設けており、給湯器などについては、入居者の方がガス事業者などとリース契約し、その費用を御負担いただくことを基本としているところでございます。

バランス釜などの給湯器と浴槽の両方を入居者負担としている住宅は、全道の2万1725戸のうち、8648戸、ユニットバスなど浴槽は備付けで給湯器のみ入居者負担としている住宅は1万312戸でございます。

○真下紀子委員 私も入居したことがあるので、浴室があるのは知っています。でも、風呂釜も何もないのですよね。浴槽もないのです。そういう住宅で本当に良質な住宅と言えるのかというふうに思うのです。入居者の高齢化も進む中で、公営住宅法を根拠とする道営住宅に浴槽のない状態はとても良質とは言えないと私は思います。

ユニットバス化などによって浴槽のある道営住宅に改善していく必要があると考えますが、これまでどのくらい改善を行ったのか、その実績をお示してください。

今後は、浴槽のない道営住宅を計画的にユニットバスに改善するなど、低廉な家賃で提供していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○渡邊住宅課長 浴室の改善についてであります。道では、外壁や屋上防水の改修などの長寿命化に合わせ、ユニットバス化などの居住性の向上に向けた改善にも取り組んでいるところであり、令和4年度までにユニットバス化の改善工事を実施した住宅は、30団地、4112戸となっているところでございます。

今後も、浴槽が備付けとなっていない道営住宅のうち、長期間維持管理することとしている住宅につきましては、全道的な見地から、改善工事の緊急性、必要性などを総合的に判断し、限られた財源の中ではありますが、着実な実施に努めてまいります。

○真下紀子委員 銭湯も少なくなっていますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、照明設備についてですけれども、これがないところも多いわけで、入居時の負担をなるべく軽くするためにどのように対応しているのか、良質な住宅と言えるのかと考えます。改善を求めたいと思いますが、いかがですか。

○渡邊住宅課長 照明設備についてであります。道では、家電や暖房器具などは入居者御自身で御準備いただくことを基本としておりまして、照明設備につきましても、入居者の方がお手持ちの照明器具などを取り付けられるよう、居間や寝室などの天井に引っ掛けシーリングを設置しているところでございます。

一方、玄関や便所、台所といった天井高さの低い部分や台所の棚下には、埋め込み型照明など

をあらかじめ備え付けているところでございます。

○真下紀子委員 やっぱり、負担軽減を検討していただきたいと思います。

次に、道営住宅の減額免除制度についてですが、2018年度と2022年度の減免理由と世帯数、金額についてお示してください。

○佐々木住宅管理担当課長 減免の状況についてでございますが、道では、失業や病気などにより収入が著しく低額となった入居者に対する家賃の減免制度を設けているところでございます。

減免している世帯数及び金額についてでございますけれども、平成30年度は7257世帯、11億366万9160円、令和4年度は7346世帯、11億9064万3839円となっております。そのうち、失業などによる低収入を理由とするものは、平成30年度が7247世帯、11億250万2760円、令和4年度が7340世帯、11億8978万8639円、病気による多額の医療費負担を理由とするものは、平成30年度が7世帯、91万4500円、令和4年度が6世帯、85万5200円、災害等により著しい損害を受けたことを理由とするものは、平成30年度は3世帯、25万1900円、令和4年度は、実績がなかったところでございます。

○真下紀子委員 重要な制度なので、漏れがないように利用していただくようお願いしたいと思います。

道営住宅の入居に当たって、同居親族を要しない、住宅確保要配慮者の適用を拡充したわけですが、適用状況を伺います。

応募実績はないと承知しておりますが、道による一層の広報、周知を求めたいと思いますが、いかがですか。

○佐々木住宅管理担当課長 まず、道営住宅の入居要件についてでございますけれども、道では、多様化するニーズへの対応や地域が抱える課題解決に向けまして、道営住宅を活用できるよう、昨年、高齢者や障がい者に加え、外国人などについても、同居親族がいなくても入居を可能とするよう関係規定を改正いたしまして、市町村の要請や意向を踏まえた運用を開始したところであり、現在、外国人につきましては、石狩市や小樽市など5市4町、同性カップルにつきましては、札幌市や江別市など8市、児童養護施設退所者など、その他の住宅確保要配慮者につきましては、苫小牧市や函館市など4市4町で入居を認めているところでございます。

入居要件の改正についてでございますけれども、道では、これまで、ホームページを活用して制度を周知してきたほか、地域の住宅事情をきめ細かく把握する市町村と連携いたしまして、新たに入居対象となる方々に関連する団体にも御協力をいただくなどして、情報を必要とする方々への周知に努めてきたところでございます。

引き続き、市町村や関連する団体などと連携をいたしまして、こうした取組を進めるとともに、今後は、SNSを活用するなど、効果的な情報発信を行いまして、制度の周知に努めてまいります。

○真下紀子委員 市町村において応募要件に格差が生じることは、道として解消しなければならないということを申し上げておきます。

最後の質問です。

道営住宅は、DVや災害時の受入れなど、住宅福祉の観点から対応している例もあり、高齢単身者には入居要件を緩和してきているものと承知をしております。

本道では、非正規ワーカーは4割を占めて、単身世帯が増加する一方、住宅建設費用や改修に伴う費用が上昇し、民間住宅の家賃も上昇してきております。

収入の少ない単身者が独立して生活を営むために、道営住宅でも単身者用住宅を整備するとともに、住宅福祉の観点から、入居要件についても緩和するなど、検討していくことも必要と考えますが、今後どのように取り組むお考えか、建築企画監に見解を伺い、私の質問を終わります。

○久保秋雄太委員長 建設部建築企画監細谷俊人君。

○細谷建設部建築企画監 道営住宅への単身者の入居についてであります。近年、道営住宅では、一般世帯向け住宅の応募倍率が低い団地におきましても、単身者向け住宅については倍率が高くなる傾向があるなど、地域における多様化する住宅ニーズに的確に対応することが重要であると認識しているところでございます。

このため、道では、札幌市を除く地域の小規模な住戸におきまして、若年単身者の入居を認めているほか、昨年、単身者向け住宅として募集する住戸面積の規模要件を、地域の住宅需要を勘案し、緩和できるよう、関係規定の見直しを行ったところでございます。

道といたしまして、引き続き、人口や世帯数の動向による住宅需要を踏まえ、道営住宅の活用を進めるなど、市町村のまちづくり施策や福祉施策と連携し、誰もが安全で安心して暮らせる持続可能な地域社会の形成に努めてまいります。

○真下紀子委員 終わります。

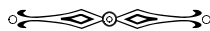
○久保秋雄太委員長 真下委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって、建設部及び収用委員会所管に関わる質疑は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時18分休憩



午後1時21分開議

○鈴木一磨副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 水産林務部所管審査

○鈴木一磨副委員長 これより水産林務部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

太田憲之君。

○太田憲之委員 お疲れさまです。

それでは、私から、水産林務部所管に関わる質疑について、順次行ってまいりたいと思っております。

まず初めに、水産分野の物価高騰対策についてであります。

サケや昆布、サンマ、スルメイカなど主要魚種の不漁や、漁業者の減少、高齢化など、本道水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、昨今の物価高騰は漁業経営を大きく圧迫しているものと考えますが、水産業に関する物価高騰対策について、順次伺ってまいります。

まず、ロシア情勢や円安の影響を受け、依然として燃油などの物価高騰が続いており、漁業者や漁協の経営を苦しめているものと考えますが、漁業経営における物価高騰の影響について、道はどのように認識しているのか、まずお伺いいたします。

○鈴木一磨副委員長 水産経営課長住岡理君。

○住岡水産経営課長 漁業経営への影響についてであります。財務省の貿易統計によりますと、令和5年9月に日本に輸入された原油の平均価格は、1リットル当たり80円と、2年前の51円と比べて1.6倍に上昇しており、漁業生産活動に使用されるA重油をはじめ、軽油やガソリンなどの燃油価格に加え、漁具や魚箱など資材類の高騰のほか、漁獲物の荷さばき、加工、冷凍、冷蔵などを行う漁協におきましても電気料金などの負担が増加しているところでございます。

道といたしましては、長引く主要魚種の水揚げ不振に加え、物価の高騰により、漁業者や漁協の経営は大きな影響を受けているものと認識をしております。

○太田憲之委員 今、御答弁いただきましたが、こういった状況を踏まえて、道では、令和4年第2回定例会で成立した補正予算で、漁業協同組合に対する物価高騰対策として、漁業協同組合省エネルギー化推進事業を実施したところであります。

この事業の実施に至った考え方と実績についてお聞かせ願います。

○住岡水産経営課長 漁協経営の支援についてであります。道では、組合員の漁獲物の荷さばきや冷凍保管などを行う漁協が、水揚げの減少や物価高騰により事業運営に大きな影響を受けていることを踏まえ、経費に占める割合の大きい光熱費等のコスト削減を図ることを目的とし、令和4年度に漁業協同組合省エネルギー化推進事業を実施したところでございます。

本事業は、予算額1億6600万円に対しまして、荷さばき施設における照明のLED化や低燃費型フォークリフトの導入、冷凍機器の入替えなど103件、1億2927万円を補助したところであり、省エネ機器等の導入を積極的に推進することで漁協の経営安定に寄与したものと考えております。

○太田憲之委員 今の御答弁で、予算額1億6600万円に対して、103件、1億2927万円ということでありました。

お話を聞くと、フォークリフトの更新など、今までやりたくてもやれなかったところがあったということで、喜びの声というか、そういったものも聞こえてきているところであります。これだけの執行率だったということであり、非常によいことになったかと思っておりますので、こういったことについても引き続き取り組んでいただくようお願い申し上げる次第であります。

次に、漁業者支援として、国と漁業者が主体となって漁業経営セーフティーネット構築事業を実施されているかと思っておりますが、道では、令和4年第4回定例会及び令和5年第1回臨時会で成

【第2分科会 11月10日 第3号】

立しました補正予算で、漁業者負担を軽減するために漁業用燃油価格高騰緊急対策事業を実施しているところでもあります。

この事業の実施に至った考え方と実績についてもお聞かせ願います。

○住岡水産経営課長 漁業者の支援についてであります。国は、平成22年度に、国と漁業者が基金を積み立て、燃油価格の高騰時に補填金が交付される漁業経営セーフティーネット構築事業を創設し、漁業者負担の軽減を図っておりますが、令和2年度第4四半期から継続して補填金が交付されるなど、燃油価格の高止まりが続いており、依然として漁業経営を圧迫しているところがございます。

このため、道におきましては、漁業者の積立金相当額を支援することで、漁労支出の軽減を図ることを目的として、令和4年度から漁業用燃油価格高騰緊急対策事業を実施しているところでもあります。

本事業では、4年度で予算額6億5937万円に対しまして、7187件、6億4847万円、5年度は、予算額9億6451万円に対しまして、10月末現在で7764件、9億6175万円を補助し、漁業者の経営安定対策を進めているところがございます。

○太田憲之委員 燃油価格の下落が見通せない中、物価高騰は依然として続いていくものと思われ、漁業者や漁協の経営安定化が求められているところでもあります。経営の安定化に向け、道として今後どのように対応していく考えなのか、お聞かせ願います。

○鈴木一磨副委員長 水産林務部技監兼全国豊かな海づくり大会推進室長津久井潤君。

○津久井水産林務部技監兼全国豊かな海づくり大会推進室長 今後の取組についてですが、道では、漁協の運営コスト削減や漁業者の燃油価格高騰に対する負担軽減を図るため、各種の支援を行っておりますが、今後も、燃油や資材、電気料金などの高騰が漁業者や漁協の経営を圧迫することが懸念されているところでもあります。

このため、道といたしましては、引き続き、物価高騰の動向や漁業者等への影響把握に努めるとともに、漁業経営セーフティーネット構築事業における国の負担割合の拡大や予算の確保などを国に働きかけることに加え、漁業近代化資金や漁業振興資金といった低利な制度資金を活用し、経営の安定に努めるなど、厳しい環境にあっても、漁業者の皆様が安心して経営を継続できるよう取り組んでまいります。

○太田憲之委員 ただいまの御答弁の中でも、漁業経営セーフティーネット構築事業について触れられておりましたが、さきの質問でもあった漁業用燃油価格高騰緊急対策事業、そして漁業協同組合省エネルギー化推進事業、この両事業を取っても、皆様に非常に活用されていることが分かるこの高い数字を見ますと、やはり、求められている、すごい期待の表れかと思うところがございます。

今後、新たな経済対策についても、詳細が判明次第、また、道のほうでもそういったものを精査して、こういった漁業者さんに対する支援等々につなげていくことかと思っておりますので、引き続き、切れ目のない経営を継続できるように御協力、お力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

げまして、次の質問に移ります。

それでは、サケの増殖事業についてお伺いをいたします。

アキサケは、全道各地の定置漁業などで漁獲され、本道の漁業生産額の約2割を占める重要な資源ですが、近年は海洋環境の変化などから来遊数が減少傾向と伺っております。

アキサケ資源は、増殖事業団体が、河川に遡上したサケの親魚から卵を取り、稚魚まで飼育した後に放流する増殖事業により資源がつけられているところであります。道は、これまでアキサケ資源の回復に向けて様々な支援を行っていると同っておりますが、これまでの取組などについて、順次伺ってまいりたいと思います。

アキサケは、主に増殖事業協会が稚魚を放流し、3年から5年の回遊後に全道各地の定置網などで漁獲されるほか、一部は河川に遡上し、次の資源づくりに活用されているところでありますが、近年の来遊実績と今年のこれまでの来遊状況についてどのようになっているのか、お聞かせ願います。

○鈴木一磨副委員長 サケマス・内水面担当課長野田勝彦君。

○野田サケマス・内水面担当課長 アキサケの来遊実績についてであります。全道のアキサケの来遊数は、平成16年の6058万尾をピークに海洋環境の影響などにより減少傾向にあり、令和元年は1756万尾、2年は1833万尾、3年は1863万尾となりましたが、昨年は、来遊の主群である4年魚が増加したことにより、7年ぶりに3000万尾を超える3347万尾となっております。

また、今年、10月31日現在、2103万尾と、昨年の同時期と比較すると68%の状況となっております。海域別の来遊数は、オホーツク海では前年対比78%の1494万尾、根室では74%の248万尾、太平洋では62%の168万尾、日本海では33%の193万尾となっており、特に日本海や太平洋の西部で大きく減少しています。

○太田憲之委員 ただいまも御答弁ありましたが、日本海や太平洋の西部で大きく減少とのことでありました。

そのように、近年はアキサケの来遊が減少傾向となっており、増殖事業協会の事業運営への影響も懸念されるところでありますが、全道の増殖事業はどのような負担によって実施されているのか、お聞かせ願います。

○野田サケマス・内水面担当課長 増殖事業の実施についてであります。アキサケの増殖事業は、全道9地区にある増殖事業協会が、河川で捕獲した親魚から採卵し、ふ化場で稚魚まで飼育した後に、毎年、約10億尾を全道の210河川などから放流しており、各地区の捕獲から放流までの全ての増殖費用は、地区の漁業者がアキサケの漁獲金額に応じて負担しておりますが、近年は、アキサケの来遊数が全道的に減少傾向となっており、漁業者の負担で増殖費用を賄えない地区も多くあり、増殖事業の運営状況が厳しい状況となっております。

このため、全道9地区の増殖事業の調整や指導などを行う北海道さけ・ます増殖事業協会は、地区ごとの漁業者負担の格差を緩和するため、全道から漁獲金額に応じて拠出された負担金約8億2000万円を漁獲の少ない地区に重点的に再配分する相互扶助の仕組みにより、事業の安定化に

【第2分科会 11月10日 第3号】

取り組んでいるところであります。

○太田憲之委員 アキサケの来遊資源の維持安定には、増殖事業協会の安定した事業運営が必要ではないかと考えます。

昨今の燃料や資材などの物価高騰を受けて、道は、令和4年度の補正予算で事業の経費を措置し、増殖事業協会に支援したと伺っておりますが、この支援内容と実績についてお聞かせ願います。

○野田サケマス・内水面担当課長 物価高騰対策についてであります。全道各地の増殖事業協会では、本道のアキサケの来遊数が減少する中、漁業者の漁獲負担金の増額や相互扶助などにより増殖事業を実施しておりますが、事業経費に占める割合が高いサケ稚魚用の飼料価格は、令和3年のキロ当たり201円から、令和4年には260円と1.3倍に上昇するなど、増殖事業の安定的な運営に大きな影響を及ぼしております。

このため、道では、昨年第3回定例会の補正予算に計上した秋サケ増殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業費により、増殖事業協会が使用した飼料約806トンについて、令和3年度からの価格の上昇分に相当する1266万円の支援を行ったところであります。

○太田憲之委員 近年の来遊数の減少や物価高騰などの課題も踏まえて、道としては、増殖事業の安定を図っていくためにも、アキサケ資源の早期回復が必要であると考えますが、今後どのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○鈴木一磨副委員長 水産局長近藤将基君。

○近藤水産局長 資源の回復に向けた取組についてであります。アキサケは、増殖事業の安定した実施により、全道で漁獲され、漁業はもとより、水産加工業など地域経済を支える重要な資源であります。近年は、来遊数の減少傾向に加え、物価も高騰しており、増殖事業を安定的に運営するためには、資源の早期回復が重要であると認識しているところでございます。

このため、道では、遊泳力を強化した稚魚の適期放流や、飼育施設を改善する施設整備に支援するほか、今年度からは、増殖事業の向上を目的とした、ふ化放流事業実施マニュアルの改定に対し支援するとともに、飼料価格に加え、電気料金の高騰対策を緊急的に講じているところであり、引き続き、漁業者をはじめ、関係機関の皆様と一体となって、増殖事業体制の強化とアキサケ資源の早期回復に取り組んでまいります。

○太田憲之委員 ただいま、るる御答弁いただきました。本当に、過去、平成16年には6000万尾も取れていたのですが、近年は、その半分とか3分の1ぐらいということで、少し寂しく感じるところでございます。

私の地元でも、大体、多いときで30万尾台が取れると、やっぱり、地域も盛り上がりますし、その資源に限らず、そういったサケがいっぱい取れることによる観光への影響、また、そういった伝統文化のためにサケを使うとか、いろんなところにサケの取れ高というのが影響してくることかと思えます。

道においても、我々のほうでできることに対して、いろんなことをしていただいていることに

は本当に敬意を表する次第でございます。また、外的な要因として、我々の領海外で取られていて減っているのじゃないとか、いろんなことがあります。我々としても、引き続き、こういったことができることをしっかりとやって、漁業資源の安定化、また回復に努めていただきますように心からお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

赤潮対策についてお伺いいたします。

令和3年9月に太平洋沿岸地域で赤潮が確認されてから2年が経過したところであります。道では、これまで、各種対策を盛り込み、令和4年7月に策定したロードマップに基づき、漁業生産の回復に向け、様々な対策等を進めてきたものと承知しております。これまでの取組状況と、今後どのように対策を進める考えなのか、以下、伺ってまいります。

道では、環境・生態系保全緊急対策事業により、赤潮被害を受けた漁場環境の回復に向けた漁業者等の活動を進めることとしておりますが、これまでの実績と現在の実施状況についてお聞かせ願います。

○鈴木一磨副委員長 水産支援担当課長西川仁君。

○西川水産支援担当課長 事業の実施状況についてであります。道では、国の環境・生態系保全緊急対策事業を活用し、赤潮の被害を受けた海域において、漁業者や漁協などで構成する活動組織が行う漁場環境の回復に向けた取組に支援してきたところであります。

これまでの実績として、令和3年度は、七つの活動組織が、被害状況の調査や生き残ったウニを生育に適した場所へ移す移植放流、放流したウニ種苗の生存率の調査など15件を、4年度は、これらの活動に加え、32の活動組織が、漁具を活用したツブやタコの分布状況調査のほか、ツブの天然種苗を保護区へ移植し、生存状況を確認する調査など87件を実施しており、総事業費は16億6659万円で、うち、7割に当たる11億6661万円を国が、残り4億9998万円を道と関係市町が、それぞれ2億4999万円ずつ支援しております。

また、令和5年度は、37の活動組織が実施する81件、18億4240万円の事業が採択されており、漁場環境の回復に向けた取組が継続的に進められております。

以上でございます。

○太田憲之委員 赤潮被害による漁業生産の回復には長い時間を要し、水揚げが減少した漁業者の経営は厳しいものと伺っております。

道は、この漁業経営に対する支援についてどのように対応しているのか、お聞かせ願います。

○住岡水産経営課長 漁業経営に対する支援についてであります。道では、赤潮による被害を受けた漁業者に対し、漁業近代化資金の償還猶予を3件承認しましたほか、漁業者の運転資金であります漁業振興資金におきまして、赤潮被害対策を災害資金として指定をし、北海道信用漁業協同組合連合会との協議により、無利子化した上で、11件、3700万円を融資するなど、漁業者の経営継続に必要な各種資金による支援を行ってきたところであります。

また、国に対しまして、漁業者の収入が減少した際に、これを補償する漁業共済や積立ぷらすにつきまして、収入の減少が継続した場合の補償水準の引上げのほか、ウニ漁業が加入しやすい

【第2分科会 11月10日 第3号】

要件の見直しなど、経営支援の拡充を要請しているところでございます。

○太田憲之委員 令和3年9月に赤潮が発生して以来、道では、赤潮のモニタリングを行っておりますが、どのようなモニタリング体制を構築してきたのでしょうか。あわせて、これまでの発生状況や対応についてもお聞かせ願います。

○鈴木一磨副委員長 水産振興課長佐々木剛君。

○佐々木水産振興課長 赤潮のモニタリング体制等についてであります。道では、太平洋沿岸で赤潮が発生した令和3年9月以降、直ちに、被害を受けた日高から根室管内の各漁業協同組合ごとに、週1回、沿岸域の海水を採取して、赤潮の原因プランクトンの種類や濃度の分析を令和4年1月まで実施したところであります。

令和4年2月からは、国の事業を活用し、全道を16海域に区分して、月1回、広域的なモニタリングを行っており、被害のあった日高から根室の太平洋海域においては、プランクトンが発生しやすい7月から12月の間は、週1回に頻度を増やして実施してきたところであり、これまでのところ、主な原因種であるカレニア・セリフォルミスは確認されておりませんが、昨年7月から9月にかけて、日高から根室管内の5海域において、低濃度のカレニア・ミキモトイが発生しましたが、漁業被害は確認されておりません。

また、道としては、こうしたモニタリング体制の整備と併せて、水産技術普及指導所の職員による、赤潮プランクトンの判別技術の向上に努めているところであり、引き続き、赤潮の発生を早期に察知し、漁業被害の軽減に努めてまいります。

○太田憲之委員 赤潮被害の防止、軽減に向けては、赤潮発生のメカニズムの解明と発生予察手法の開発が必要でありまして、道は、これまで、試験研究機関と連携し、調査研究を進めてきたものと伺っております。

現在まで得られた研究成果と活用状況についてお聞かせ願います。

○佐々木水産振興課長 研究成果等についてであります。赤潮発生の要因としては、令和3年7月から8月に道東沖で海洋熱波がかつてない規模で発生し、この海洋熱波が低気圧の通過により収束する際に、海水が激しくかき混ぜられ、下層から表層に大量の栄養塩が供給されたことにより、カレニア・セリフォルミスが増殖し、赤潮が長期間かつ広範囲に発生したと考えております。

また、植物プランクトンに含まれるクロロフィルaの濃度を示す衛星画像が、赤潮の発生予測に役立つ可能性が示唆されたこと、カレニア・セリフォルミスは、水温10度から17.5度で活発に増殖することや、魚類や貝類、ウニに対して高い有害性を示すことが確認されたところであります。

道としては、引き続き、試験研究機関と連携し、衛星画像解析による精度の高い発生予測技術の開発を進めるとともに、得られた成果を活用して早期に赤潮の発生を察知し、漁業被害の軽減につながるよう取り組んでまいります。

○太田憲之委員 令和3年9月に道東太平洋沿岸でカレニア・セリフォルミスを原因プランクト

ンとする赤潮が発生してから2年が経過し、その後、漁業被害は確認されていないとのことであり
ります。

漁業生産の回復のため、継続的な取組のほか、地域から回復までの漁業経営に対する支援が求
められていると伺っているところでございます。

道としては、今後、どのようにこの赤潮対策を進めていくのか、その考え方をお聞かせ願いま
す。

○津久井水産林務部技監兼全国豊かな海づくり大会推進室長 今後の対応についてであります
が、令和3年9月に太平洋沿岸で発生した赤潮は、広範囲にわたりウニやツブ類などに甚大な漁
業被害をもたらし、生産の回復には複数年を要し、2年を経過した現在でも漁業経営に深刻な影
響を及ぼしております。

このため、道では、令和4年7月に策定したロードマップに基づき、プランクトンのモニタリ
ングや衛星画像を活用して早期に赤潮の発生を予測し、漁業被害の軽減に努めるとともに、地域
の実情に応じた水産資源の増大や漁場環境の再生に向けた取組に支援するなど、漁業生産の早期
回復に努めてまいります。

また、制度資金による経営継続の支援のほか、漁業共済等の充実強化を国に粘り強く要請する
など、経営安定対策を進め、引き続き、国や地元の市町、漁協、漁業団体と連携し、漁業者の皆
様が将来にわたり安心して漁業を営むことができるよう、全力で取り組んでまいります。

○太田憲之委員 早いもので発生から2年が経過したところでありますが、発生当時の白くなっ
たウニの殻等があったのは本当に昨日のことに思うところでございます。そのときから、
回復までは時間がかかると言われておりましたが、2年たった今も、まだまだその影響が続いて
いると感じているところでございます。

当然、漁業者への支援はもちろんのことですが、加工業者さんや飲食業者さん、取れていた海
産物を基にいろんな地域振興へ貢献してきた皆様も、これまでやってきたお祭りやイベント等も
できず、そんな中で、いろんな業態転換等々を繰り返しながら、また、必死に耐えて、復活まで
必死に頑張っておられるという地域の活動も耳にしているところでございます。

まだ先になるかと思いますが、引き続き、赤潮対策の取組を進め、漁業資源の回復に向けて、
道としても地域と一丸となって取り組んでいただきますようお願いを申し上げ、次の質問に移
ります。

それでは、道産水産物の輸出拡大についてお伺いをいたします。

道が策定している第2期輸出拡大戦略では、令和元年から5年までの農畜産物など道産食品の
輸出に関する課題や取組の方向性などをまとめており、水産物・水産加工品についても、戦略に
基づき、輸出拡大に取り組んできたこと承知しております。

今年8月のALPS処理水の海洋放出を契機に、中国による輸入停止措置が継続しているところ
であります。本道水産業の振興を図るためには、今後も輸出の拡大を進めていく必要がある
と考えますので、以下、数点伺ってまいります。

【第2分科会 11月10日 第3号】

令和元年の第2期輸出拡大戦略策定以降、昨年までの道内港からの輸出額の動向や主な輸出先、輸出品目について、まずお聞かせ願います。

○鈴木一磨副委員長 水産食品担当課長小林成行君。

○小林水産食品担当課長 輸出の動向についてであります。財務省の貿易統計によりますと、道産水産物の道内港からの輸出額は、令和元年は538億円、2年は、新型コロナウイルス感染症による外食需要の低迷などにより、前年を19%下回る436億円、3年は、世界的な経済活動の再開などにより需要が回復し、前年を42%上回る617億円、4年は、最大の輸出先国の中国に加え、米国向けなどが好調に推移したほか、円安の影響や輸出単価の上昇などにより、過去最高となる833億円となっております。

また、4年の輸出先国は、中国が最も多く、532億円で、次いでEUが73億円、香港が54億円となっており、主な輸出品目は、ホタテガイが最も多く、618億円で、次いでナマコが79億円、サケ・マスが61億円となっております。

○太田憲之委員 令和元年から、コロナ禍を経て、令和4年までは順調に増加してきたこととありますが、輸出の拡大に向け、この間、どのように取り組んできたのでしょうか。令和4年度の予算・決算額と、事業の具体的な成果も含めてお伺いをいたします。

○小林水産食品担当課長 これまでの道の取組などについてであります。道では、平成30年に策定した第2期北海道食の輸出拡大戦略に基づき、輸出先国の多角化や輸出品目の拡大などに取り組んでおり、令和4年度は、予算額4313万9000円で、道産水産物輸出拡大推進事業費により、中国の広州、深圳でカキ、ホッキなど道産活貝の商談会の開催、米国でホタテやアキサケなど水産エコラベル製品の試食販売、タイやベトナム、オーストラリアの量販店における新たに現地ニーズに基づいて開発したホッケ製品やホタテなどの販売キャンペーンの実施などに取り組んだ結果、決算額は4151万600円となり、道産水産物の知名度向上や需要喚起のほか、商談の成立や、行列ができるほど多くの消費者の来店により好調に売上げが増加するなど、新たな商流の開拓や現地での消費拡大が図られたところでございます。

○太田憲之委員 具体的な成果の中で、量販店等で実際に食べてもらったり、いろんなニーズに基づいて新たな商品開発をしたりとかいろいろありますけれども、やはり、実際に見て、食べて、感じてもらうということが非常に大きく効果があることかと思っておりますので、今回のこの取組で、日本製品の質の良さ等を現地の方に感じてもらったことは大きな成果ではないかと思えます。引き続き、こういった取組を強化して続けていってほしいと思います。

続きまして、令和5年は、中国の輸入規制など状況が大きく変化したところでありますが、令和5年のこれまでの輸出状況についてもお聞かせ願います。

○小林水産食品担当課長 今年の輸出状況についてであります。1月から6月までの輸出額は、前年から引き続き円安の影響や輸出単価が例年より高く推移したことにより、過去最高を記録した昨年の同期を8%上回る375億円でありましたが、中国政府が7月7日から実施した日本産水産物の通関時における放射性物質の全量検査や、8月24日からの輸入停止措置により、1月

から9月までの輸出額は、前年比12%減の519億円となっており、特に9月は、ホタテガイが大きな割合を占める中国への道産水産物の輸出額がゼロとなり、本道水産業に大きな影響が生じているところでございます。

○太田憲之委員 ALPS処理水の海洋放出により、ホタテをはじめ、道産水産物の輸出の大半を占める中国への輸出が停止したことで、在庫が増加するなど大きな影響が生じているところであります。

道として、今後どのように対応していく考えなのか、お聞かせ願います。

○鈴木一磨副委員長 水産林務部長山口修司君。

○山口水産林務部長 今後の対応についてであります。中国は、昨年の道内港からの輸出額833億円のうち532億円を占め、最大の輸出先国となっておりますが、このたびの輸入停止措置を受け、道では、リスク分散の観点から、輸出先国の多角化や輸出品目の多様化にこれまで以上に重点的に取り組むことが重要と認識をしております。

このため、道といたしましては、関係団体と連携しながら、国が示した政策パッケージなどの支援策も効果的に活用し、中国以外への道産水産物の輸出に向け、水産加工施設の機械化など加工体制の強化や、輸出先国が求めるHACCPへの対応を促進するほか、水産物の嗜好や消費動向を的確に把握しながら積極的にプロモーションを展開するなど、新たな販売ルートの開拓に努め、道産水産物の輸出拡大に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○太田憲之委員 このたびの中国の輸入停止措置は、本当に本道の水産業に大きな影響を与えているところでございます。様々な戦略、グローバル戦略等々も含めまして、リスク分散等々もしっかりと加味して、この問題を解決していかなければならないところでございます。

この点に関しましては、改めて知事に直接お伺いしたいと思っておりますので、委員長、お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

○鈴木一磨副委員長 太田委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

平出陽子君。

○平出陽子委員 それでは、私からは、通告に従いまして、北海道水産業の推移について、以下、伺っていきたいと思っております。

私の地元であります函館は、観光と水産業のまちと言われております。しかしながら、近年、とみにスルメイカの漁獲量が少なくなってきた、私たち一般の函館市民の食卓にはスルメイカが上がらなくなりました。朝早く、「イガー、イガー」と売りに来るあの声が懐かしく、そして、こりこりした刺身が食べられない、そのような状況であります。

そこで、伺うわけでありまして、平成以降、つまり1989年以降のスルメイカの道内漁獲量のピークと、2018年から2022年までの5年間の漁獲量の推移を伺っていきたいと思っております。

【第2分科会 11月10日 第3号】

海水温の上昇がその減少の一因だとは思いますが、その減少の要因について、それから、資源状況をどのように道として捉えているのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 漁業管理課長高橋研司君。

○高橋漁業管理課長 スルメイカの漁獲状況などについてであります。北海道水産現勢によりますと、平成以降では、平成8年の15万9233トンピークに、25年以降、減少傾向となり、平成30年は1万5542トン、令和元年は1万1158トン、2年は6251トン、3年は6814トン、4年は速報値で6380トンと、低迷が続いております。

また、漁獲量の減少要因については、本年5月に国が公表した「海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会取りまとめ」によりますと、産卵海域の水温が産卵や生育に適さないことなど環境が不安定化し、卵や幼生の発生が減少していること、産卵期が遅くなることで冬季の厳しい環境の影響を受けやすくなり、生き残りが悪化していること、分布域が変化し、外国漁船の操業も影響していることなどとしており、近年の海洋環境の変化などにより、スルメイカ資源は低水準にとどまっていると考えられております。

以上でございます。

○平出陽子委員 一般市民は、いやあ、食べたいねとか、おいしかったのよねというその思いだけでいいかも分からないけれども、関係者、漁師の皆さん、それぞれのイカ屋さん、専門店だと、ほかの魚は売ってなくて、イカしか売っていないという専門店もありますので、加工業の人方、その人たちの仕事はどうなるのか、たまったものじゃないですね。

2番目の質問に行きますけれども、海水温の上昇によって魚種が変わってきたということでもあります。

函館近海で言いますと、イカは取れなくなったけれども、ブリが取れるようになったというのです。それから、道東ではサンマが取れなくなって、マイワシが取れるようになったと。ブリやマイワシは、道内では取れなかったから食べる人があまりいなかった、なじみがなかった、少なかったということなのではございますけれども、漁師にとってはよかったですよ、以前は取れなかったけれども、今度は違うのが取れたでしょうと、そういうわけにもいかないのでもあります。その漁師にとっては、手放しで喜べないような状況であります。

近年増えてきたブリやマイワシの消費拡大を図っていくことが必要であります。道としてどのように取り組んでいるのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 水産食品担当課長小林成行君。

○小林水産食品担当課長 消費拡大の取組についてであります。近年、道内で漁獲量が増加しているマイワシやブリは、魚価が全国平均を3割程度下回っており、1世帯当たりの購入量も全国平均の3割程度にとどまっていることから、道といたしましては、まずは、道民の皆様にご食べていただく機会を増やすことが重要と考え、令和元年度に、マイワシの産地である釧路市、2年度からは、主要消費地である札幌市や旭川市など全道7都市の飲食店において、マイワシのオリジナル料理を提供する「Oh!!さかなフェア」の開催とともに、家庭での消費拡大に向け、簡単

でおいしくできる料理レシピを道内量販店で配布してきたところでございます。

さらに、3年度からは、対象魚種にブリとニシンを加え、昨年度は、北見市などを加えた9都市を中心に開催地域を道内全域に拡大したほか、SNSや公式ウェブサイトなどを活用したレシピや飲食店の情報発信などに取り組んできたところでございます。

○平出陽子委員 回遊魚ばかりに頼っていたら、取れるときと取れないときがあるから、そこだけではなく、つくり育てる漁業という栽培漁業に力を入れるというのはもっともなことでありませう。

つくり育てる漁業の代表作はマツカワで、マツカワという言葉はよく私たちも聞いておりますけれども、マツカワだけでなく、成功した例は他にもあると思うのですよ。成功している代表的な例はどのようなものがあるのか、ちょっと伺っておきたいと思っております。

○鈴木一磨副委員長 水産振興課長佐々木剛君。

○佐々木水産振興課長 栽培漁業の成功事例であります。本道における栽培漁業の3本柱であるアキサケ、ホタテ、昆布は、古くから栽培技術の開発が行われ、事業化に成功し、現在、本道の漁業生産額の6割を超える基幹漁業となっております。

また、全道各地の漁業協同組合や市町村では、自ら種苗生産施設を整備し、試験研究機関が開発した栽培技術を活用して、ウニやナマコなどの根つけ資源の種苗生産や放流に取り組んでおり、地域の漁業者の経営を支えています。

さらに、広域的な栽培漁業として、北海道栽培漁業振興公社が運営する5か所の栽培漁業センターを活用し、太平洋海域のマツカワや日本海北部海域のニシンなどについて、大量種苗放流の取組が行われており、マツカワの漁獲量は、放流開始以前は数トンだったものが、令和4年には126トン、ニシンについては、2トンだったものが、4年には5330トンまで増加するなど、地域の貴重な漁業資源となっております。

○平出陽子委員 栽培漁業ですから、海を少し整備しなければならない、海の中ということになります。ということは、藻場をどうするかということだと思っておりますけれども、先日、森町では、昆布の藻場の形成状況に関して、民間の会社と協力して、どのような材質が藻場の形成に適しているかを調べる実証実験が始まったと、地元紙による新聞報道がありました。

そこで、伺うわけでありませうけれども、以前は、日本海側の磯焼けが問題になっておりましたので、道は、藻場づくりに力を注いできたと思っておりますけれども、どのように進めてきたのか、伺います。

そして、その結果、回復はどのようになっているのか、その状況も含めて答弁をお願いいたします。

○鈴木一磨副委員長 漁場事業担当課長神田謙治君。

○神田漁場事業担当課長 藻場づくりについてであります。藻場は、漁業生産のみならず、水質浄化や二酸化炭素の吸収源など重要な役割を果たしていますが、近年、海水温の上昇やウニによる食害などの影響により、磯焼けが進行しております。

【第2分科会 11月10日 第3号】

このため、道では、国の事業を活用し、海藻を着生させるためのコンクリートブロックや石材を海中に設置しまして藻場造成を行うとともに、漁業者などが取り組む、昆布の胞子を放出する母藻の設置や、ウニの密度管理、栄養塩の添加など、様々な藻場の保全活動に支援を行い、ハードとソフトの事業の組合せにより対策を進めているところでございます。

これらの藻場の回復対策の状況としましては、全道で、平成29年度から令和3年度の水産基盤整備事業において32ヘクタールの藻場を造成するとともに、平成28年度から令和2年度の水産多面的機能発揮対策事業では、2241ヘクタールの区域において藻場の保全活動を実施しているほか、ドローンを活用した藻場の効率的な把握技術の開発にも取り組んでおり、道としては、今後とも藻場の効果的な造成や保全活動の取組を推進してまいります。

以上でございます。

○平出陽子委員 行政と力を合わせながら、漁組も含めまして、どのように我がまちの水産業を発展させるか、それぞれの自治体は苦慮していると思いますし、頑張っていると思います。

しかし、残念ながら、漁業の衰退によって、そのまちが、まち自身も衰退すると言うと大変かわいそうな表現でありますけれども、そういうような状況も考えられます。衰退するということは、人口が減っていくということです。学校も少なくなって、学校が統廃合されるというような状況になります。基幹産業である水産業の衰退によって、まちの人口や形態が変容しております。ですから、漁業に従事している漁業人口も減少していると思っております。

そこで、漁業従事者等の推移について何うとともに、漁業従事者の確保に向け、道はどのように力を入れているのか、推進しているのかについて伺います。

○鈴木一磨副委員長 水産経営課長住岡理君。

○住岡水産経営課長 漁業就業者の確保などについてでございますが、国が5年ごとに調査を実施している漁業センサスによりますと、本道の漁業就業者は、平成25年は2万9652人、30年は2万4378人と、5年間で約5000人減少しており、安定した漁業生産を維持していくためには、漁業の担い手となる新規就業者の確保育成が何より重要と考えているところでございます。

このため、道におきましては、新規就業者を確保するため、水産関係団体と連携をし、札幌市において、就業を希望する方と受入れ漁業者とのマッチングを行う漁業就業支援フェアの開催や、新規就業を希望する方が、漁業者の下で漁労技術を習得するための長期研修へ支援を行いますとともに、漁業研修所におきまして、漁業後継者を対象に、漁業の基礎知識や資格取得に向けた研修を実施するなど、漁業を支える人材の確保育成に取り組んでいるところでございます。

○平出陽子委員 テレビでは、農業に対する新規就業者というのでしょうか、脱サラをして農業をしました、一家で移り住みました、そして、先輩の農業者の意見を聞きながら何とか成功しましたという番組というのでしょうか、ドキュメンタリーというのでしょうか、そういうのはよく見るのでありますけれども、新しく漁業に就労しましたというようなものをあまり見ないのは、テレビ局が知らないだけなのか、それとも、テレビに出るような、つまり成功するのが大変なのか、そこが私はちょっと分からないのだけれども、農業が簡単だとは言いませんよ。農業は大変

で、緩くないということは分かりますけれども、漁業はどうなのかなということ私は大変危惧しているのです。

そこで、近年、北海道漁業を取り巻く状況は大変厳しいです。先ほどもありましたように、今年になってALPS処理水の放出問題もありますから、北海道漁業も打撃を受けております。

そこで、最後に、部長に伺うのでありますけれども、道は、北海道漁業の目標となる漁業就業者や漁獲量をどのように定め、その水準を達成するための力点を置く施策をどのように考えているのか、見解を伺います。

○鈴木一磨副委員長 水産林務部長山口修司君。

○山口水産林務部長 本道水産業の振興についてでございますが、近年、主要魚種であるスルメイカやサンマ等の漁獲の低迷、漁業就業者の減少や高齢化に加えまして、中国による道産水産物の輸入停止など、本道水産業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあると認識をしております。

このため、道では、令和5年3月に策定いたしました第5期水産業・漁村振興推進計画におきまして、漁業生産量は基準年である令和2年の121万トンから、10年後の令和14年には、29万トン増の150万トンに、また、漁業就業者数は、2万3400人から700人の減少にとどめる2万2700人に目標を設定し、取組を進めているところでございます。

この目標の達成に向け、道といたしましては、アキサケや昆布の生産回復と安定化、サケ・マス類の魚類養殖やウニの陸上養殖の事業化に向けた技術開発など、漁業生産の早期回復と新たな生産体制づくりを進めるとともに、スマート水産業の普及による操業の効率化、省力化や、こうした新たな技術にも精通した将来を担う人材の確保育成に努めるなど、各般の施策を総合的に進め、漁業者の皆様が将来にわたり安心して経営を持続できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○平出陽子委員 私は、道南に住んでおりますが、道南の水産業がなかなか振るわないものだから、北海道全体では漁獲高がどうなっているのか心配して質問したわけですが、いろいろお話を伺いますと、総合的に言うと、北海道は上向きであるということなのですね。

でも、道南から見るとそうではないということです。先日、ある首長さんからお話を伺いました。道南のある町では、去年はサケが7億円取れたそうです。先ほど話がありましたけれども。でも、今年は10月末で幾らだと思いませんか、4000万円だそうです。4月ぐらいまで漁期があるから最終的にはどうなるか分からないのだけれども、道南のほうは38%ぐらいだというような話もしているのですね。7億円のうちの4000万円ですよ。どのぐらいなのかというと、1割にも満たないという数字です。

1次産業というのは、自然相手でありますから、大波があつて小波があつてすごく大変だということは、私も十分に分かります。その従事者は、それを承知で、それを覚悟して従事しているとは思いますが、一生懸命やっても、高齢化になってきた、担い手はいない、そして、新規の人手はなかなか集まらない、一生懸命、行政も漁組も頑張ってくれているけれども、なかなかできないなと思うと、モチベーションが下がってきますよね。やっぱり、やる気が出るような1次産

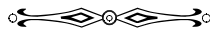
業でないと思ふのだと思ふのですよ。

口で言うのは簡単だけれども、それぞれ皆さんが一生懸命やっただけで済んでいることは分かった上で話しているわけですが、日本の食料の宝庫、食料基地と言われる北海道でありますから、1次産業、もちろん農業もそうですし、漁業もそうでありますが、やっぱり、その未来は明るいものであるということを指し示すように行政がリードをしなければならない。先ほど、部長さんがいろいろお話をして答弁しましたけれども、行政が先頭に立つというような勢いでやってもらわなければ、従事者はモチベーションが上がりませんよ。息子や関係者にやってくれとは言えないのです。そういうような行政の持つ力に私は期待いたしまして、質問を終わります。

○鈴木一磨副委員長 平出委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後2時21分休憩



午後2時22分開議

○鈴木一磨副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水産林務部所管に関わる質疑の続行であります。

村田光成君。

○村田光成委員 それでは、初めに、林業分野の物価高騰対策について伺ってまいります。

国際情勢の変化による燃料・資材価格の高騰は、林業・木材産業の生産活動にも大きな影響を及ぼしております。物価高騰の状況下においても、伐採や植林を継続し、製材工場等へ道産木材を安定供給していくことが、産業振興はもとより、ゼロカーボン北海道の実現の観点からも重要であることから、昨年の第2回定例会の補正予算に、林業分野における燃料・原料価格の高騰対策として道産木材供給拡大緊急対策事業費が計上されました。

以下、事業の内容や実績などについて、何点か伺ってまいりたいと思います。

まず、道では、この事業で種苗生産に必要な資材購入費等への支援を行いました。その内容と実績について伺います。

○鈴木一磨副委員長 森林整備課長渡邊訓男君。

○渡邊森林整備課長 種苗生産への支援についてであります。多くの人工林が利用期を迎える中、道では、増加が見込まれる伐採後の植林を着実に進めるため、取扱いが容易で植林作業の省力化が期待できるコンテナ苗の生産と利用拡大に取り組んでいるところでございます。

こうした中、近年の物価高騰により、コンテナ苗の生産に必要な容器や培養土などの資材が高騰し、生産者の経営への影響が懸念されましたことから、資材の価格上昇分を支援する事業予算443万円を計上し、全額を執行したところでございます。

道といたしましては、本事業のほか、コンテナ苗の優位性を周知する現地検討会の開催など利用拡大に向けた取組や、国の補助事業を活用した生産施設の整備への支援などを進めておりました。令和4年度のコンテナ苗の生産、利用本数は、前年度から99万本増となる269万本となるな

ど、コンテナ苗の生産と利用の拡大が図られているところでございます。

以上でございます。

○村田光成委員 次に、林業事業体の原木生産に対する支援について、その内容と実績について伺います。

○鈴木一磨副委員長 林業振興担当課長笹岡英二君。

○笹岡林業振興担当課長 原木生産に対する支援についてであります。ハーベスタやフォワーダなどの林業用機械の燃油の価格が高騰する中、道では、事業者の皆様の負担を軽減するため、林業事業体が原木を生産する際の燃料代の価格上昇分に支援を行いました。

支援の実績については、昨年4月から本年2月までを対象期間として、国や地方公共団体の補助金等の交付対象となっていない原木の生産に対し、1立方メートル当たり75円の助成を行い、事業体数は延べ123社、原木の生産量は約111万立方メートル、助成金の総額は、予算額約1億2800万円に対し約8900万円となったところでありまして、本事業により、主伐などの原木の生産が継続して行われ、事業体の経営の維持に寄与したと考えています。

以上でございます。

○村田光成委員 次に、道内の製材工場における道産建築材の安定供給に向けた取組に対する支援を行ってございましたけれども、その内容と実績について伺います。

○鈴木一磨副委員長 木材産業担当課長野村具弘君。

○野村木材産業担当課長 道産建築材生産への支援についてであります。国際情勢の変化に伴い、木材の需給動向が不安定となり、輸入建築材の確保が懸念される中、道では、道産建築材の増産に向け、製材工場に対し、プレカット工場や工務店との取引において、住宅の柱などで使用する製材や、構造用集成材の原料となる板材などの取引量を定めた複数年の協定を締結するよう働きかけており、こうした協定を新たに締結した製材工場を対象に、建築材の増産経費の一部を支援したところです。

実績につきましては、47工場、約2万立方メートルに支援し、予算額約6200万円の全額を執行したところであり、本事業の実施により、道産建築材の安定供給に寄与したと考えております。

以上でございます。

○村田光成委員 種苗生産への支援、原木生産への支援、そして、道産建築材生産への支援などについて伺い、お答えもいただきましたけれども、やはり、燃料や原材料の価格高騰が長期化しておりますことから、依然として先行きが見通せない状況にあります。

伐採、植林の着実な実施と道産木材の安定供給に向け、道としては、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 林務局長野村博明君。

○野村林務局長 今後の対応についてであります。道では、これまで、林業事業体などの負担を軽減するため、緊急対策を講じてきたところでありますが、林業用機械の燃料や資材などの価格高騰が長引く中、事業者が将来にわたって安心して生産活動を継続していくためには、保有す

【第2分科会 11月10日 第3号】

る機械の省エネルギー化の促進などにより、経営体質の強化を図るとともに、道産木材の安定した需要先を確保していくことが必要と認識しております。

このため、国の事業を活用し、木材加工施設の整備等へ支援するとともに、本年第1回臨時会で措置された事業により、低燃費型の高性能林業機械やフォークリフト等の導入、原木を効率的に運搬するための一時保管場所の整備に支援するほか、首都圏で開催される展示会などにおきまして、「HOKKAIDO WOOD」ブランドを活用したプロモーションを行い、道産木材の販路拡大に取り組んでいるところであります。

今後につきましては、引き続き、これらの事業の活用はもとより、コンテナ苗の利用拡大やスマート林業の導入など、植林から伐採、木材加工までの各分野の効率化や省力化により、厳しい経営環境にあっても事業が継続できるよう事業者の経営体質の強化を図るほか、道産木材の需要拡大に取り組み、本道の林業・木材産業の持続的な発展につなげてまいります。

○村田光成委員 次に、林業普及指導事業についてであります。

本道の人工林資源は、本格的な利用期を迎えております。森林資源の循環利用を推進するとともに、森林の若返りを通じて活力ある森林を育成し、ゼロカーボン北海道の実現に資するためには、森林所有者や林業事業者、市町村など、地域の森林整備を担う人材の育成が不可欠であると考えます。

道では、森林整備を着実に進めるため、必要な技術や知識を普及する林業普及指導事業を展開しておりますが、その取組状況について、以下、数点伺ってまいりたいと思います。

道では、林業普及指導事業の実施に当たって、道内各地に林業普及指導員を配置していると承知しておりますが、その人数や組織体制がどのようになっているのか、また、どのような方針に基づいて事業を進めているのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 森林活用課首席普及指導員兼林業普及担当課長小南雅誉君。

○小南森林活用課首席普及指導員兼林業普及担当課長 林業普及指導事業についてですが、道では、17の森林室とその出先機関である10の事務所に林業普及指導員95名と一般職員9名のほか、本庁及び道総研林業試験場に10名の林業普及指導員を配置し、合計114名の組織体制により、森林所有者や森林組合、市町村などに対し、林業に関する技術、知識の普及や森林施業に関する指導を行っているところであります。

また、事業の実施に当たりましては、5年ごとに事業の基本的事項を定めた林業普及指導実施方針書を策定しており、昨年度、新たに策定した方針書では、手入れの行き届いていない森林を計画的に整備することや、意欲を持って森林経営を行う人材の育成などに重点的に取り組むこととし、私有林の人工林において森林経営の計画を作成している面積の割合や、模範的な森林経営を行う指導林家の認定者数といった目標を定め、各森林室の普及指導員が、地域の実情を踏まえ、目標の達成に向けて計画的に事業を進めているところであります。

○村田光成委員 林業普及指導実施方針書では、私有林の人工林のうち、森林経営の計画を作成している面積の割合を目標に掲げ、計画的かつ効率的な森林整備を進めているとのことでありま

すけれども、目標に対する現在の進捗と取組状況について伺います。

○小南森林活用課首席普及指導員兼林業普及担当課長 目標に対する進捗状況等についてであります。方針書では、手入れの必要な森林を取りまとめて計画的かつ効率的に整備するため、道内の私有林の人工林のうち、森林経営の計画を作成している面積の割合を、令和元年度末の70%から令和13年度末までに75%に増やす目標を掲げており、令和4年度末時点で72%の実績となっているところであります。

道では、目標の達成に向けまして、森林経営の計画を作成していない所有者を対象に、市町村や森林組合と連携して戸別訪問を行い、森林の現況や所有者の意向を踏まえ、施業内容を提案しながら計画の作成を働きかけるほか、経営意欲に乏しい所有者の森林につきましては、所有者に代わって市町村が経営管理できる国の制度を活用し、市町村が計画を円滑に作成できるよう支援するなど、地域の森林整備が計画的に進むよう取り組んでいるところであります。

○村田光成委員 次に、森林経営を担う人材の育成についてであります。森林所有者や林業事業者等の方々に継続的に森林整備に取り組んでいただくためには、森林所有者等に対する働きかけや普及啓発を行うとともに、地域の森林整備を進める市町村への支援も必要と考えますが、道の所見を伺います。

○小南森林活用課首席普及指導員兼林業普及担当課長 森林経営を担う人材の育成などについてであります。森林整備を計画的に推進するためには、森林所有者等に森林づくりの必要性を理解していただくとともに、地域の森林づくりを担う市町村の職員が必要な知識、技術を習得できるよう支援することが必要であります。

このため、道では、所有者等を対象に、指導林家と連携して森林経営のノウハウや施業技術を学ぶ現地研修会を開催するとともに、市町村職員を対象に森林、林業に関する基礎的な技術、知識を習得する勉強会を行うなど、森林経営を担う人材の育成に努めているところであります。

また、市町村に対し、地域の森林づくりのマスタープランであります市町村森林整備計画の作成や計画に基づく取組の実施のほか、森林環境譲与税を活用した森林整備の推進につきまして指導助言を行うなど、地域の森林づくりが着実に進むよう取り組んでまいります。

○村田光成委員 次に、スマート林業の普及についてであります。

道では、ICT等の新しい技術を取り入れて効率的な森林整備を行うスマート林業を推進しておりますが、こうした技術を活用できる人材を育成するため、どのように取り組んでいるのか、伺います。

○小南森林活用課首席普及指導員兼林業普及担当課長 新たな技術を活用できる人材の育成についてであります。道では、スマート林業を推進するため、森林管理署等と連携し、森林組合や市町村などを対象に、ICTハブスタによる木材生産や、遠隔操作式下草刈り機械などの実演会を開催し、その有用性について理解していただくほか、普及指導員が講師となりまして、ドローンや地上レーザー測量等の操作技術や活用方法を習得する研修会を道内各地で開催しているところであります。

【第2分科会 11月10日 第3号】

また、森林組合などに対しまして、道総研林業試験場が取り組んでいますドローンや衛星画像データから森林資源を把握する技術などのほか、全国の先進的な取組事例を紹介するとともに、普及指導員が直接訪問し、ICT機器の特徴や新たな技術の効果について丁寧に説明し普及するなど、スマート林業を実践できる人材の育成確保に努めているところであります。

○村田光成委員 林業を取り巻く情勢が変化する中、本道の豊かな森林を適切に管理し活力ある森林を育成していくためには、地域の実情に応じたスマート林業の導入といった新たな技術を地域に普及、定着していくことが急務であると考えます。

このため、道内各地で技術の普及や人材育成を進める林業普及指導事業の役割や重要性は年々高まっていると考えますが、道として今後どのように取り組むのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 森林環境局長寺田宏君。

○寺田森林環境局長 今後の取組についてであります。本道の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、手入れの行き届かない森林の整備やスマート林業の定着に向けました新たな技術を普及していくためには、森林所有者などの声を丁寧に聞き取り、地域に寄り添いながら、林業普及指導事業を着実に進めることが重要と考えております。

このため、道といたしましては、方針書に基づき、市町村や森林組合、試験研究機関等と連携し、所有者への戸別訪問などを通じて、森林経営の計画の作成を働きかけますとともに、各種研修会の開催を通じまして、森林経営に意欲的に取り組む所有者を育成するほか、ICTなどの新たな技術や知識を普及し、森林づくりに携わる関係者の技術力や実行力を高めるなど、地域の森林づくりを担う人材の育成に取り組み、本道における森林の整備を一層推進してまいります。

○村田光成委員 次に、森林環境譲与税についてであります。

森林環境譲与税は、温室効果ガス削減による地球温暖化防止や災害防止を図るため、市町村の森林整備等の財源を安定的に確保することを目的に設立され、令和元年度から譲与が行われております。

令和6年度からは、1人年間1000円の森林環境税の課税が開始されることから、譲与税がどのように使われ、どのような成果が期待できるのか、道民に分かりやすく説明することが重要と考えております。

そこで、以下、伺ってまいります。道内の市町村においては、主に、山村部では地域の特色を生かした森林整備、都市部では木造公共施設の整備による木材利用に譲与税が活用されていると承知しておりますけれども、令和4年度における道内市町村の譲与額と活用状況及び具体的な取組の内容について伺います。

○鈴木一磨副委員長 森林計画課長山口博央君。

○山口森林計画課長 市町村における活用状況についてであります。令和5年9月に道が実施した活用状況の調査では、令和4年度の道内市町村への譲与額33億3000万円に対し、活用額は25億7000万円であり、令和3年度の活用額14億8000万円と比較すると7割増となっているところであります。

具体的な取組内容は、私有林の植林や間伐への支援など、森林整備に160の市町村で14億8000万円、公共施設の木質化や木製遊具の整備、木質ペレットストーブの導入支援など、木材の利用促進に43の市町村で5億1000万円、労働環境の整備につながる安全装備品の購入支援など、人材の育成確保に130の市町村で2億7000万円、木育イベントや森林教室の開催、新生児への地域材を使用した誕生記念品の贈呈など、林業・木材産業の普及啓発に97の市町村で3億1000万円となっているところでございます。

以上でございます。

○村田光成委員 市町村への支援についてであります。道では、各振興局に地域協議会を設置し、譲与税の活用に向けた情報提供を行うなど、市町村に対し様々な支援を行っていることと承知しておりますが、昨年度の道に対する譲与額と、具体的にどのような取組を行っているのか、伺います。

○山口森林計画課長 市町村への支援についてであります。令和4年度の道への譲与額は4億5000万円で、活用額は4億2000万円となっております。道では、市町村における譲与税の活用が一層進むよう、市町村職員を対象に森林整備などの知識や技術を習得する研修会を道内各地で開催しているほか、ICT等を活用した森林資源の把握手法の開発を進めるとともに、市町村職員の事務負担の軽減を図る設計積算システムや森林GISなどの提供を行っているところでございます。

また、各振興局に設置している地域協議会におきまして、森林整備や木材利用の全国の優良事例のほか、手入れが必要な森林の場所や面積などの森林情報を提供するとともに、振興局の職員が市町村を訪問し、譲与税を活用した事業の企画から実施までのサポートや、地域の課題に応じた提案を行うなど、譲与税を有効に活用し、きめ細やかな支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○村田光成委員 今後の取組について伺います。

令和6年度の課税開始に向けては、市町村による譲与税の一層の活用はもとより、地域住民の理解促進を図っていくことが大変重要であります。市町村の譲与税活用に向けた環境整備や、環境税と譲与税に関する広報活動に対する支援が必要と考えます。

道としては、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 森林計画担当局長加納剛君。

○加納森林計画担当局長 今後の取組についてであります。令和4年度までの道内市町村への譲与額の合計は97億円であり、活用額は56億円と6割にとどまっていますことから、一層の活用促進を図る必要があるほか、令和6年度から森林環境税の課税が開始されることを踏まえまして、税制度の必要性について地域住民の理解が得られますよう、市町村の広報活動を促進していくことが重要と考えております。

このため、道では、ICT等を活用したスマート林業の推進や、北森カレッジによる人材の育

【第2分科会 11月10日 第3号】

成確保などにより、引き続き、市町村が譲与税を有効に活用するための環境整備に努めてまいります。

また、森林が有する二酸化炭素の吸収や災害の防止などの公益的機能に加えまして、木材を建築物などに利用することがさらなる森林整備につながることで、さらに、こうした取組を一層進める上で税制度が極めて重要であることなどにつきまして、ホームページや広報誌など様々な媒体を通じて道民に周知できるよう、市町村と連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○村田光成委員 次に、胆振東部地震で被災した森林の再生についてであります。

胆振東部地震が発生してから5年が経過いたしました。これまで、道は、人家や道路などが被災し、緊急に対策が必要な森林の崩壊箇所や被災した森林の再生に必要な林道から優先して復旧に取り組んできたことと承知しているところであります。

森林の被害は広範囲にわたっており、被災した森林の再生は始まったばかりで、今後とも継続して取り組んでいく必要があると考えます。被災した森林の再生について、昨年度までの取組状況や今後の対応について、以下、伺ってまいります。

まず、優先して復旧に取り組むこととしていた、人家や道路に近接した崩壊箇所の治山事業による復旧状況について伺うとともに、今後の対応について伺います。

○鈴木一磨副委員長 治山課長嶋山誠君。

○嶋山治山課長 治山施設の整備についてであります。胆振東部地震では、厚真町を中心に林地が広範囲にわたり大規模に崩壊したことから、道では、2次被害の発生を防止し、地域住民の安全、安心な暮らしを確保するため、早期の復旧に取り組んでおり、被災した林地や治山施設187か所のうち、緊急に対応が必要な71か所の復旧は令和3年度までに完了し、人家や道路、農地に近接した崩壊箇所におきまして、国の治山激甚災害対策特別緊急事業などを活用して治山施設の整備を進めており、令和4年度までに87か所の復旧が完了したところであります。

また、復旧期間が終了する5年度には、さらに25か所の完了を見込んでいるところであり、道といたしましては、6年度以降も、引き続き、地域の要望を踏まえ、土砂の崩壊や流出の危険度に応じて治山施設の整備を計画的に進めてまいります。

以上でございます。

○村田光成委員 次に、林道等の復旧についてであります。

幹線となる林道が復旧し、被害木の整理や植林に必要な林業専用道や作業道の整備に取り組んでいることと承知しているところでありますが、これまでの取組状況と今後の取組について伺います。

○鈴木一磨副委員長 路網整備担当課長羽角修司君。

○羽角路網整備担当課長 林道等の復旧についてであります。道では、広範囲にわたり被災した森林を再生するため、林業機械の搬入や被害木の搬出が可能となるよう幹線となる林道の復旧を優先して進め、令和3年度までに被災した323か所全ての復旧を完了したところでござい

す。

令和4年度以降は、胆振東部森林再生・林業復興連絡会議が策定した実施計画において、崩壊地の森林造成と周辺の人工林の整備を一体的かつ効率的に行うことのできる4地域を、路網整備の重点地域に設定し、木材の搬出などに利用する林業専用道と被害木の処理や植林などに必要な森林作業道を重点的に整備しており、令和5年度末までに、計画を1割程度上回る林業専用道17キロメートル、森林作業道46キロメートルを整備する見込みとなっております。

道としましては、計画に基づき、令和6年度から9年度までの4か年で、林業専用道12キロメートル、森林作業道31キロメートルを整備することとしており、引き続き、町や森林組合と連携しながら、森林再生に必要な路網整備を着実に進めてまいります。

以上でございます。

○村田光成委員 次に、森林の再生についてであります。

林道の復旧や林業専用道等の整備により、本格的に森林の造成に取り組めるようになったところではありますが、これまでの取組状況や課題について伺います。

○渡邊森林整備課長 森林の再生についてですが、道では、被災3町や森林組合などと連携しながら、実施計画に基づく森林の再生を進めており、令和4年度は、植林や緑化の計画150ヘクタールに対し、実績は148ヘクタールとなっております。

令和5年度につきましては、計画の167ヘクタールに対し、188ヘクタールの実施を予定しており、今年度末までの実施面積は、計画を6%上回る見込みであり、植林の実施に当たりましては、地域の林業事業体に加え、これまで植林作業を行ってこなかった建設事業者の協力も得るなど、一日も早い森林の再生に向け、地域を挙げて取り組んでいただいているところでございます。

一方、表土が崩落した急傾斜地など、植林が難しく、自然の力による再生を期待する箇所につきましては、被災から5年が経過し、周辺森林から供給された種子により、カラマツやハンノキなどが生育している箇所も見られますことから、森林の回復状況を継続して調査する必要があると考えております。

以上でございます。

○村田光成委員 今後の取組について伺います。

この5年間で、治山施設の整備や林道等の復旧が着実に進んでいると考えますが、大規模な被災森林の再生は長期的な取組になると思います。地域の方々の安全、安心な生活はもとより、林業生産活動や木材産業の復興に向け、一日も早い森林の再生が望まれるところであります。

道としては、今後どのように取り組んでいくのか、最後に伺います。

○鈴木一磨副委員長 水産林務部長山口修司君。

○山口水産林務部長 今後の取組についてですが、道では、これまで、平成30年9月の地震発生直後から、被災3町や森林組合等と連携しながら、人家に近接する崩壊斜面や被災により通行ができなくなった林道など、緊急に対応が必要な箇所の復旧に優先して取り組み、こうした

箇所につきましては令和3年度までに復旧が完了したところでございます。

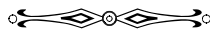
また、令和4年度からは、昨年3月に策定いたしました実施計画に基づき、森林再生に向け、路網の整備や植林、治山施設の整備などに計画的に取り組むとともに、森林の再生を着実に進めるため、国の森林整備事業に加えまして、道の豊かな森づくり推進事業や地域づくり総合交付金などを活用し、道と町が連携して、所有者の負担軽減を図りますほか、表土が崩落した急傾斜地など自然再生を期待する箇所につきましては、現地調査を継続的に行うとともに、状況に応じまして、復旧方法の再検討を行うなど、被災した森林の一日も早い再生に向け、地域関係者の方々と一丸となって取り組んでまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨副委員長 村田(光)委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩



午後3時16分開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水産林務部所管に関わる質疑の続行であります。

白川祥二君。

○白川祥二委員 私は、決算特別委員会の書面審査において、令和4年度水産林務部予算の決算資料を確認したところ、多額の繰越明許費や不用額が発生している事業がありました。主なものとして、水産業・漁村振興推進費では、予算額がおよそ45億円に対し、繰越明許費がおよそ22億円、不用額が8億円となっており、また、水産基盤整備費では、予算額がおよそ463億円に対して、繰越明許費がおよそ125億円、不用額が13億円強でありました。

予算の繰越しについては、会計年度独立の原則の例外として認められてはおりますが、基本的には、年度内の事業完了が原則であると承知しております。また、不用額については、入札執行残や国費の内示減など様々な要因があると考えますが、決算特別委員会委員の私としては、貴重な道の予算については、可能な限り執行残を出さないように努めるべきと考えます。

これらについては、適切な予算の執行に当たり基本的なことであり、職員の方々も重々承知していると思いますが、このたびの決算特別委員会を契機として、いま一度、基本に立ち返りまして、日々の予算の執行管理業務に従事していただきたいと考えていますので、対応をよろしく願います。

それでは、質問に入ります。

北海道胆振東部地震災害からの復旧、復興についてでありますけれども、皆さんも承知のとおり、平成30年9月に北海道胆振東部地震が発生し、厚真町、安平町、むかわ町を合わせて、山腹崩壊4300ヘクタール、堆積地600ヘクタールの4900ヘクタールにも及ぶ森林が被災しました。

今年で発生から5年が経過したところであり、昨年3月には、被災森林の再生を図るため、胆

振東部地震森林再生実施計画を策定し、崩壊箇所ごとの森林復旧の手法や路網整備箇所などを明らかにし、国、道、町、そして森林組合が一丸となって森林再生の取組が進められていることは承知しています。

そこで、これまでの取組状況などについて、以下、伺ってまいります。

まず初めに、森林再生実施計画に基づき、植林などが進められていますが、これまでの取組状況について伺います。

また、林内の路網整備は欠かせない事業と考えますが、取組状況を併せて伺います。

○久保秋雄太委員長 森林整備課長渡邊訓男君。

○渡邊森林整備課長 これまでの取組についてであります。道では、昨年3月に、道をはじめ、被災3町や森林組合などが参画する復興連絡会議が策定した胆振東部地震森林再生実施計画に基づき、植林や路網等の整備を計画的に進めており、令和4年度は、植林や緑化を合計148ヘクタール実施したほか、林業専用道や作業道といった路網を30キロメートル整備したところでございます。

また、令和5年度には、植林等は188ヘクタール、路網整備は33キロメートルを計画しており、令和5年度末までの実施計画に対する進捗は、植林等で106%、路網整備で111%の見込みとなっております。

○白川祥二委員 森林の再生を計画的に進めるためには、被災森林の所有者が意欲を持って復旧に取り組めるよう支援を行っていくことが必要と考えますが、これまでどのような支援を行ってきたのか、伺います。

○渡邊森林整備課長 森林再生に向けた支援についてであります。被災森林の56%が個人などが所有する森林でありますことから、道では、国の森林整備事業の予算を十分に確保するとともに、町と連携し、植林に支援する道の豊かな森づくり推進事業に加えまして、令和4年度から、新たに地域づくり総合交付金を活用して、作業道の開設や倒木の整理等に支援する胆振東部地震被災森林再生加速化事業を実施し、森林所有者の負担の軽減を図っているところでございます。

また、費用負担が大きく、所有者による復旧が見込めない森林につきましては、町と所有者が協定を締結し、町が代行して植林を行うことができる制度の活用を促すなど、引き続き、町や所有者の意向を踏まえながら、被災森林の早期再生に向け、取り組んでまいります。

○白川祥二委員 今後も、森林の再生を着実に進める必要がありますが、道としてどのように取り組んでいく考えなのか、また、崩壊地や保全対象の状況を踏まえ、計画的な治山対策を進める必要があると考えますので、併せて伺います。

○久保秋雄太委員長 林務局長野村博明君。

○野村林務局長 今後の取組についてであります。道では、これまで、被災した林道の復旧を優先して進め、令和3年度までに復旧が完了したところであり、令和4年度からは、実施計画に基づき、森林整備に必要な林業専用道などの路網を整備し、植林を進めているところであります。

【第2分科会 11月10日 第3号】

道といたしましては、引き続き、森林の復旧に必要な国や道の予算の確保に努めるとともに、植林や被害木の除去、さらには、こうした作業に必要な作業道の開設に係る所有者の負担軽減を図るほか、道総研林業試験場や町、森林組合と連携し、自然回復による再生を目指す森林を対象に、植生の回復や樹木の生育状況などについて継続的に調査を実施し、必要に応じて復旧の手法の再検討を行う考えであります。

また、治山対策につきましては、令和3年度までに人家に近接する崩壊斜面など緊急に対応が必要な箇所の復旧を完了し、令和4年度からは土砂の崩壊や流出の危険度に応じて治山ダムを設置などを行っており、今後も、地域の要望を踏まえ、崩壊斜面の緑化を進めるなど、道、被災3町、森林組合など関係機関が一体となって、被災した森林の一日も早い再生に向けて取り組んでまいります。

○白川祥二委員 森林の再生に向けてしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、道では、第2期輸出拡大戦略に基づき、道産水産物の輸出拡大を促進するため、様々な取組を行っていることと承知しております。水産物・水産加工品については、道産食品の輸出額の目標である1500億円のうち1100億円を占めるなど、大変重要な位置づけであります。ALPS処理水の海洋放出に絡み、中国が日本の水産物を全面輸入停止としたことにより、次期輸出拡大戦略の見直しなども含め、今後の道産水産物の輸出に与える影響は極めて大きいものと考えますが、これまでの実績や今後の取組について、以下、数点にわたって伺います。

まず初めに、道産水産物における道内港からの輸出実績について、第2期輸出拡大戦略が始まった令和元年から4年までの輸出額の推移を伺うとともに、その増減理由についても併せて伺います。

○久保秋雄太委員長 水産食品担当課長小林成行君。

○小林水産食品担当課長 輸出の実績についてであります。財務省の貿易統計によりますと、道内港からの道産水産物の輸出額は、令和元年は538億円、2年は、新型コロナウイルス感染症の影響による外食需要の低迷などにより、前年を19%下回る436億円、3年は、海外での経済活動の再開などに伴い、前年を42%上回る617億円、4年は、中国や米国への輸出が好調だったことや円安の影響などもあり、833億円と過去最高となったところでございます。

○白川祥二委員 ただいま、円安が要因との御答弁をいただきましたが、令和元年から4年における円の為替レートの推移はどうなっていたのか、伺います。

○小林水産食品担当課長 円の為替レートの推移についてであります。東京外国為替市場における取引状況によりますと、令和元年は、1ドル当たり、4月に最安値となる112円を記録し、平均は109円、2年は、2月に112円、平均は107円、3年は、11月に115円、平均は110円、4年は、10月に150円まで円安が進み、平均は132円となっております。

○白川祥二委員 今、御答弁いただいたとおり、円の為替レートについては、令和元年に平均109円だったものが、令和4年では平均132円の水準まで下がっております。実に、二十数%強、

下がっております。こういうことでありますから、過去最高でありました令和4年の輸出額833億円には円安の影響も多分に含まれていると推察されますので、過去最高におごることなく、今後もしっかりと輸出の拡大に取り組んでいただきたいと思います。

次に、道産水産物輸出拡大推進事業について伺います。

令和4年度決算実績は1597万3600円、道では、輸出拡大を促進するため、道産水産物輸出拡大推進事業を実施しており、道産水産物の海外への販路拡大に取り組んでいるものと承知していますが、令和4年度の実績内容について伺うとともに、どのような成果があったのか、併せて伺います。

○小林水産食品担当課長 令和4年度の実績内容についてであります。道では、道産水産物輸出拡大推進事業において、道産水産物の輸出拡大に向け、米国の量販店においてホタテやアキサケなどの水産エコラベル製品や、カレイ類加工品のテスト販売を実施したほか、新たな輸出品目の販路拡大を図るため、中国における活ガキや活ホッキなどの商談会の開催や、ベトナムやタイにおいてホッケなどの販売促進を行う生産者団体に支援するなど、道産水産物の知名度向上や需要喚起を行った結果、新たな販売ルートの開拓や現地での消費拡大につながったところでございます。

○白川祥二委員 本事業により新たな販売ルートの開拓や現地での消費拡大につながったことですが、たしか、事業の予算規模は約4300万円とお聞きしております。当然、予算上の制約はあると思いますが、効果的な取組であれば、必要に応じ、予算を拡充するなどして積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、令和4年の輸出額は833億円と過去最高だったとのことですが、中国の輸入停止措置が今後も継続された場合、令和5年度以降、輸出への多大な影響は避けられないことから、今後は、輸出拡大推進事業における取組内容の充実を図りながら、輸出先国のさらなる多角化について取り組むべきと考えますが、道の所見を伺います。

○小林水産食品担当課長 輸出先国の多角化についてであります。中国による輸入停止措置により、主要輸出品目であるホタテガイやナマコなどの産地価格の下落や在庫の増加など、本道水産業に大きな影響が生じており、こうした措置が長期化した場合、さらなる影響の拡大が懸念されているところでございます。

このため、道では、リスク分散を図る観点から、輸出先国の多角化を加速する必要があると認識しており、経済発展の著しい東南アジア諸国をはじめ、ホタテの需要が拡大傾向にあるオーストラリア、さらには米国などにおいて輸出プロモーションを積極的に展開するなど、輸出先国の拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○白川祥二委員 新聞報道によりますと、中国では、市場や店舗から日本の魚が消え、中国産まで含めた海産物離れが起きており、営業を停止した飲食店もあるとのことあります。また、米国に輸出してきた中国のホタテ加工業者が、東南アジアに生産拠点を移し、年内にも稼働させる計画を進めているとの報道もあり、情勢は刻一刻と変化しております。道では、輸出先国の拡大

【第2分科会 11月10日 第3号】

に向けて取り組むとの御答弁でしたが、的確に情勢を見極めながら、時期を逸することなく積極的に取り組んでいただくよう指摘いたします。

最後に、今回の中国による輸入停止措置をきっかけに、漁業者など関係者の皆様方が輸出に対して消極的になってはならないものと考えます。

安全、安心な道産水産物を海外の方々に広く知ってもらうためにも、輸出に取り組む方々やこれから取り組もうと考えている方々への支援は欠かせないものと考えますが、今後、道としてどのように取り組むのか、所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 水産林務部長山口修司君。

○山口水産林務部長 今後の取組についてであります。本道は、我が国最大の水産物供給地域となっておりますが、水産業を取り巻く状況は、近年、国内の人口減少や食の多様化により水産物の消費量が落ち込むなど厳しい環境にあり、漁業の持続的な発展に向けては、国内の消費拡大はもとより、輸出促進に積極的に取り組み、道産水産物の需要を確保していくことが重要であります。

このため、道では、輸出手続や商談に必要な知識、能力の取得への支援を通じた輸出人材の育成と併せて、商談等による商流の確立を目指す道産食品輸出塾の取組に加え、海外のどさんこプラザで商談会やテスト販売を行ってまいります。

また、国の支援策も効果的に活用し、輸出先国に合わせた加工処理体制の強化を図るほか、東南アジアや米国などで漁業団体などが取り組む販促プロモーションに支援するなど、意欲を持って輸出に取り組む事業者の育成と販路開拓を推進し、道産水産物の輸出拡大につなげてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

終わります。

○久保秋雄太委員長 白川委員の質疑は終了いたしました。

真下紀子君。

○真下紀子委員 旭川市役所が新庁舎となりまして、8階の市議会には、市有林を使った大断面集成材のほりが使われていて、注目を集めて、私も拝見してまいりました。脱炭素化に貢献する木質建設を進める好機となっているわけですけれども、耐火集成材を作る工場が道内にないために、道内で加工できなかつたと聞いて衝撃を受けたわけです。

そこで、今回は、道産木材の活用等についてに絞って質問してまいります。

ここ10年間の道産材の製材生産量と出荷量の推移と用途について、まずお聞きします。傾向と課題についても併せてお聞かせください。

○久保秋雄太委員長 木材産業担当課長野村具弘君。

○野村木材産業担当課長 製材の生産量などについてであります。道が実施している製材工場動態調査によりますと、道内の針葉樹製材の生産量は、10年前の平成25年度が85万立方メートル

ル、5年前の平成30年度が83万立方メートル、直近の令和4年度は70万立方メートルとなっており、出荷量につきましては、10年前が85万立方メートル、5年前が83万立方メートル、直近では68万立方メートルとなっております。

針葉樹製材は、住宅の柱などの建築材をはじめ、構造用集成材の原板や梱包材などに利用されており、木造の新設住宅着工戸数の減少などを背景に、近年、生産量、出荷量はともに減少傾向で推移していることから、道産木材の需要を喚起し、利用拡大を図る必要があると考えております。

以上でございます。

○真下紀子委員 生産、出荷とも減少傾向が止まらないということなのですから、生産額ではどうですか。

○野村木材産業担当課長 製材の生産額についてであります。国の統計調査によりますと、道産木材の製材を含む道内の木材・木製品製造業の出荷額は、10年前の平成25年が1476億円、5年前の平成30年が1665億円、最新の公表数値であります令和2年は1586億円となっております。

以上でございます。

○真下紀子委員 横ばいなのですね。

では、構造用集成材の道内生産と輸入の種類と量についても同様にお示しください。また、価格比較ではどうかも併せて伺います。

○野村木材産業担当課長 構造用集成材の出荷量などについてであります。道が実施している集成材工場実態調査によりますと、道内で生産されている構造用集成材の出荷量は、10年前の平成25年度が3万3000立方メートル、5年前の平成30年度が2万8000立方メートル、直近の令和4年度は2万2000立方メートルとなっており、種類別の出荷量は、大規模な建築物で利用される大断面集成材は、10年前が3000立方メートル、5年前が900立方メートル、直近では800立方メートル、住宅のはりなどに利用される中断面集成材は、10年前が1万9000立方メートル、5年前が1万6000立方メートル、直近では1万1000立方メートル、住宅の柱などに利用される小断面集成材は、10年前と5年前がそれぞれ1万1000立方メートル、直近が1万立方メートルとなっております。

また、国の貿易統計によりますと、構造用集成材の道内への輸入量は、10年前が5万4000立方メートル、5年前が8万立方メートル、直近では9万5000立方メートルとなっており、種類別の輸入量は、大断面は、10年前が74立方メートル、5年前と直近はそれぞれ輸入実績なし、中断面は、10年前が2万6000立方メートル、5年前が4万3000立方メートル、直近では4万7000立方メートル、小断面は、10年前が2万8000立方メートル、5年前が3万7000立方メートル、直近が4万8000立方メートルとなっております。

価格の比較では、道が実施している木材市況調査によりますと、道産トドマツ集成材と競合するヨーロッパ産ホワイトウッド集成材の柱材の価格は、10年前の平成25年4月は、トドマツが1本2000円、ホワイトウッドが2200円、5年前の平成30年4月は、トドマツが2000円、ホワイトウ

【第2分科会 11月10日 第3号】

ッドが2600円、直近の令和5年7月は、トドマツが3200円、ホワイトウッドが4800円となっております。

以上でございます。

○真下紀子委員 需要減というより、道内の出荷が3分の2に減って輸入が倍加しているわけですから、輸入に押されているわけですね。しかし、残念な円安によって価格の逆転が起きていることはチャンスになっているわけです。

では、集成材の道内における製造の状況はどうなっているのか、また、全国比ではどうか、伺います。

○野村木材産業担当課長 集成材の製造状況についてであります。道の調査によりますと、道内の集成材工場の数は、10年前の平成25年度が17、5年前の平成30年度が13、直近の令和4年度は11となっており、1工場当たりの生産量は、10年前が2300立方メートル、5年前が2500立方メートル、直近では2600立方メートルとなっております。

また、国の木材統計によりますと、数値が公表されております平成29年から令和4年までの全国の集成材工場の数は、6年前の平成29年が165、直近の令和4年は140となっており、1工場当たりの生産量は、6年前が1万2000立方メートル、直近でも1万2000立方メートルとなっており、道内工場の約4倍となっております。

以上でございます。

○真下紀子委員 規模が小さいことが北海道の課題なのですね。

そうした中で、一層の木材使用を進めるために、公共建築物等木材利用促進法に基づき、道は、2020年度末に地域材利用推進方針を改正しました。現状を踏まえて、どのように促進を図るのか、その際の数値目標はあるのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 林業木材課長立原泰直君。

○立原林業木材課長 地域材の利用促進についてであります。道では、令和4年3月に地域材利用推進方針を改正し、道が整備する施設については、原則、木造化を図ることとするほか、公共施設に加え、民間施設を含む全ての建築物を対象として木材の利用を促進することや、木材利用促進月間である10月に普及啓発を実施することなどを定め、様々な分野における地域材の利用を促進しているところであります。

推進方針において数値目標は定めておりませんが、木材の需給動向を踏まえ、充実した森林資源の活用を進めるため、令和4年3月に改定した北海道森林づくり基本計画において、森林づくりに伴い産出され、利用される木材の量を、令和元年の446万立方メートルから令和23年に540万立方メートルまで増加させる指標を設定し、建築物等における道産木材の利用を促進しているところであります。

○真下紀子委員 私は、数値目標を定めるべきだと思いますけれども、そのことは検討してください。

今後、この推進方針に基づいて具体的事業が必要となるわけですが、新年度に向けてど

う展開されていくのでしょうか。

○立原林業木材課長 道の取組についてであります。道では、地域材利用推進方針に基づき、木造建築物の普及や木材利用に関する技術的な情報の提供、さらには、木造建築物の設計及び施工に関する知識や技能を有する人材の育成などを通じ、地域材の利用促進を図ることとしております。

具体的には、柱や壁、内装などに道産木材を使用したモデル的な施設の建設に支援するとともに、道産建築材を使用した宿泊施設やコンビニエンスストアなどを、「HOKKAIDO WOOD BUILDING」として登録し、先進的な建築技術やデザインをSNS等で効果的に発信するほか、市町村職員や設計士などを対象とした研修会を開催し、木造建築物を設計できる人材を育成するなど、各般の施策を展開し、道産建築材の利用を促進しているところであります。

○真下紀子委員 課題は大きいと思うのです。

それで、今、防火区域での高層建築物に耐火集成材の需要が高まっています。

道総研では、道産カラマツ準耐火集成材の研究を行っていましたが、その成果をどのように得られて、実用化のめどというのはどうなっているのでしょうか。

○野村木材産業担当課長 耐火部材の研究についてであります。建築基準法では、地域や規模、建物の用途に応じて求められる耐火性能が異なっており、準耐火構造の木造建築物の柱やはりなどの主要構造材には、火災による延焼を一定時間抑止できる大断面集成材が多く利用されているところでは。

道総研林産試験場では、道内の多くの集成材工場で製造可能な集成材を使用し、側面に木材を取り付けることで耐火性能を向上させる研究が行われ、燃焼試験において、耐火時間の延長が確認されたことから、実用化を希望する企業に技術移転を進めることとしております。

以上でございます。

○真下紀子委員 これからということなのですけれども、札幌では、10階建て耐火木質ビルの建設が報道されたばかりです。耐火集成材及び準耐火集成材利用の促進に向けて、今後どのような見通しを持って取り組むのか、伺います。

○立原林業木材課長 耐火部材の利用についてであります。市町村が都市計画で定める防火地域においては、3階建て以上の建築物は耐火に関する厳しい制限が定められており、木材の活用事例としては、札幌市内の防火地域の11階建て木造ハイブリッドホテルでは、トドマツCLTと石膏ボードを組み合わせた耐火部材が採用され、10階建て商業ビルでは、鉄骨とカラマツ集成材を組み合わせた構造材が採用されております。

道では、こうした取組事例について、環境意識の高い企業や建築物の木造化へ関心のある企業などに対し、「HOKKAIDO WOOD BUILDING」制度などを活用してPRを行い、都市部の建築物における木材利用を促進してまいります。

○真下紀子委員 これまでの答弁で、輸入材や他府県産材との競合が想定されるわけですが、道産材の優位性というのはいか、どう打ち出していくのか、お聞きします。

○久保秋雄太委員長 林務局長野村博明君。

○野村林務局長 道産木材の優位性についてであります。道産カラマツは、他都府県の主要樹種であります杉に比べて強度が高いといった優位性があります。また、世界的に木材の流通状況が変化中、急激な価格変動や入荷量の減少などのリスクを軽減する観点から、ハウスメーカーなどからは、安定供給が可能で価格の変動が少ない道産木材を活用したいとのニーズもあると承知しております。

このため、道では、こうした優位性につきまして、「HOKKAIDO WOOD BUILDING」に登録された宿泊施設など、優れたデザインや先進技術と併せ、幅広く発信してまいりたいと考えております。

○真下紀子委員 気候変動に対する意識が大変高まる中、木材の輸送に当たって、その排出量というのが勘案されているのかどうか気になるところです。

道は、気候変動対策ゼロカーボン北海道に貢献するために、これまで、ウッドマイレージの考え方をどのように持って、また、どのような事業展開を進めて、決算額はどうなっていたのか、伺います。

○立原林業木材課長 ウッドマイレージについてであります。木材の輸送量に距離を乗じて算出するウッドマイレージは、木材輸送の際の燃料消費による環境負荷を表す指標とされており、国内で生産された木材より、外国から船舶で輸送されてきた輸入材の数値が大きくなります。

国際情勢が変化し、木材の需給動向が不安定となり、輸入建築材の確保が懸念されている中、道では道産木材の利用拡大の取組を進めており、昨年度は、首都圏の展示会などにおける「HOKKAIDO WOOD」ブランドのプロモーション活動や、道庁1階ロビーを木質化した効果の測定に必要な経費などとして約6500万円を執行したところであります。

○真下紀子委員 コスト、それから優位性ということで注目されていくことをこれから期待するところなのですが、ウッドマイレージに関しては、素材・製品市場の構造変化と、それに伴う製材業の生産力配置の変化が強く影響していると考えられ、木材輸送量、距離の分析は、木材市場や加工流通主体の動向に注目しつつ行うことが重要であるとの指摘がありました。

地域産材の利用、それから製材の加工流通においても、このウッドマイレージの縮小が輸送コストの縮減に反映できるなど、地域材を利用するメリットを実感できるような仕組みとしていくことが必要と考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○立原林業木材課長 道産建築材の利用拡大についてであります。道産木材の利用を拡大することは、輸入材と比べ、輸送コストを大きく低減できることはもとより、林業木材産業の振興に寄与するほか、建築物として炭素を固定し、ゼロカーボン北海道の実現にもつながる重要な取組と認識しております。

このため、道では、市町村や「HOKKAIDO WOOD BUILDING」の登録を受けた企業などが、自ら炭素貯蔵量を算出できるよう国が公表しているガイドラインを紹介するほか、道産建築材を使用した建築物の先進的な技術や優れたデザインを冊子やSNSといった様々

な媒体を活用して幅広くPRするなど、地域材の利用促進に努めているところであります。

○真下紀子委員 ウッドマイレージに関しては、事業化を含めて検討していただきたいと思いません。

次に、ヒグマの出没が大変な問題となっています。

その要因の一つに、広葉樹の実のドングリなどの餌の不足が指摘をされていて、それで市街地に出没するのではないかとされているのですけれども、製材活用のため針葉樹の植樹が増えていますが、森林の生態系を維持するために針広混交林への転換や広葉樹林の造成も必要ではないでしょうか。

○久保秋雄太委員長 森林計画課長山口博央君。

○山口森林計画課長 森林づくりについてであります。森林は、木材の生産や水源の涵養、土砂の流出防止等の様々な働きを通じまして、山村地域の基幹産業である林業・木材産業の発展はもとより、道民の安全、安心な暮らしの確保に寄与しているほか、地球温暖化防止や、様々な野生動植物に良好な生息・生育環境を提供することにより、生物多様性を保全する役割を担っております。

このため、道としましては、北海道森林づくり基本計画に基づきまして、生物多様性保全機能の発揮が求められている森林につきましては、自然に発生した広葉樹を活用し、様々な種類や異なる年齢の樹木で構成される森林に誘導するなど、引き続き、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○真下紀子委員 ヒグマの生息地である森林での増加も懸念されているところですが、2022年度までの森林労働者のヒグマ被害の発生状況、また、安全対策をどのように取ってきたのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 林業振興担当課長笹岡英二君。

○笹岡林業振興担当課長 林業におけるヒグマ対策などについてであります。近年、道内においてヒグマの個体数が増加傾向にあると推定される中、森林内で作業に従事する方々のヒグマによる人身事故は、平成25年度から昨年度までの直近10か年で5件発生しており、事故を防止することが重要な課題となっています。

このため、道では、「北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画」において、事業者の取組として、従事者に対する注意喚起を新たに盛り込むとともに、林業事業者向けに定期的に発行している情報誌を活用し、出没情報の事前確認や複数人での作業など安全対策について周知しているほか、ヒグマを撃退するスプレーの導入を支援しているところです。

また、携帯電話が通じない森林内でも広範囲に通信できる衛星通信トランシーバーのモニター調査を昨年度から実施し、作業現場でのヒグマの目撃情報などを関係者間で迅速に共有し、危険な区域から避難するなど、ヒグマ対策への活用についても検討しているところであり、引き続き、林業におけるヒグマ被害の防止に努めてまいります。

○真下紀子委員 今ほど、調査、目撃情報等のヒグマ対策への活用も検討しているとお答えになったので、この点については知事に直接お伺いしたいと思いますので、お取り計らいをお願いいたします。

最後の質問になります。

道が地域材利用の協定を結んでいるのは三井不動産グループだけでありまして、北海道木材産業協同組合連合会は、道内の製材工場が建築材生産に取り組める施設整備や財政支援が必要との立場であります。これは規模も小さいですね。当然のことだと思うのです。

一方、道の役割は、国への財政支援要望などにとどまっていて、道がどのように貢献するのか、具体性に欠けております。札幌の再開発など需要が高まっている今、地域材の利用拡大に向けてどう加速していくのか、部長にお聞きをして、質問を終わります。

○久保秋雄太委員長 水産林務部長山口修司君。

○山口水産林務部長 今後の取組についてであります。建築物での木材利用の促進に向け、国では、環境意識の高い企業が社会的評価の向上を図るため、建築主である事業者等と国や地方公共団体が協定を締結する制度を創設しており、道では、昨年、協定を締結した三井不動産グループや北海道森林組合連合会などによる地域材の利用拡大に向けた取組をホームページや研修会などで積極的にPRしているところでございます。

今後、地域材の利用を一層拡大していくためには、建築物で道産木材を活用している企業などの協力の下、利用の機運を醸成することが重要であり、道といたしましては、建築物木材利用促進協定を締結した企業はもとより、「HOKKAIDO WOOD BUILDING」の登録企業や道産木材を扱う工務店、関係団体等と連携し、炭素を長期間固定するといった木材利用の意義や、優れたデザインなどの施設の魅力、さらには、道産建築材の品質や性能について広く普及するなど、道産木材の利用拡大に取り組み、林業・木材産業の振興を通じ、山村地域の活性化を図ってまいります。

以上でございます。

○真下紀子委員 終わります。

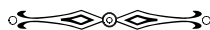
○久保秋雄太委員長 真下委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、水産林務部、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会並びに内水面漁場管理委員会所管に関わる質疑は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後3時59分休憩



午後4時2分開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 農政部所管審査

○久保秋雄太委員長 これより農政部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

水間健太君。

○水間健太委員 それでは、順次、通告のとおり質問をまいります。

まず初めに、農業農村整備事業の実施状況についてお伺いをまいります。

国際情勢の不安定化や気候変動により、食料安全保障の観点からも国内の食料自給率の向上が必要であり、我が国最大の食料供給地域として本道の役割は一層重要なものとなっています。

農業農村整備事業により、農地の大区画化や排水整備、排水対策を行うことで、農作業の効率化や農業の生産性向上を図ることができるため、道内で計画的に実施していくことが重要であります。

以下、農業農村整備事業の実施状況について伺ってまいります。

まず、国営事業の実施状況についてであります。農業農村整備事業は、国と道でその役割に応じた整備が進められていると認識をしておりますが、令和4年度の国営事業の実施状況についてお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 国営調整担当課長水谷真司君。

○水谷国営調整担当課長 国営事業の実施状況についてであります。農業・農村整備は、地域が望む整備内容や規模などに応じて、国営や道営の事業を効果的に活用しながら進めているところです。

令和4年度に実施した国営の事業費は794億円となっており、主な工種別では、大規模な基幹的農業水利施設の整備としてダム6か所、頭首工6か所、排水機場3か所、排水路13キロメートルのほか、一定のまとまりを持った地域において農地の再編整備を行う区画整理が2400ヘクタールとなっております。

○水間健太委員 それでは、次に、令和4年度における道営事業の実施状況についてもお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 農地整備課長楨研一君。

○楨農地整備課長 道営事業の実施状況についてであります。令和4年度に実施した道営事業費は862億円となっており、主な工種別では、農地を大区画化する区画整理が5900ヘクタール、排水性を改善する暗渠排水が4100ヘクタール、また、農業用水の安定供給や洪水被害を防止、軽減する基幹的な用水路や排水路は6キロメートルとなっております。

以上でございます。

○水間健太委員 それでは、国営事業や道営事業の実施状況についてお伺いをいたしましたけれども、整備によって具体的にどのような効果が出ているのか、この点についてお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 農村計画課長鈴木仁志君。

○鈴木農村計画課長 事業の効果についてであります。道が行った基盤整備の有効性調査によりますと、大区画化を行った水田では、農作業の効率化が図られ、水稻の年間作業時間が2割削減するほか、暗渠排水を整備した農地では、排水性の改善により、小麦やてん菜などの収量が1割から2割増加することや、大雨が降った後に行う機械作業が平均で3日程度早く開始できることが確認されております。

また、畑地かんがい施設を整備した畑では、干ばつ時においても用水の安定供給が図られ、タマネギの収量が5割増加し、L以上の大きなサイズの割合も増加することが確認されております。

さらに、こうした整備が契機となって農村地域の活性化が図られた事例が道内で数多く確認されており、例えば、上川管内富良野地域では、高収益作物の導入などにより農業経営が安定し、新規就農者の増加につながった事例があるほか、農作業の効率化が図られ、その余剰労働力を活用して、ジュースやドレッシングなど独自の加工品を開発したり、農家レストランの開業といった6次産業化に取り組んでいる事例も確認されております。

以上でございます。

○水間健太委員 それでは、続いて、今後の進め方についてお伺いをいたしますが、現在の資材の高騰や人件費の高騰、大雨などの天候不順など様々な状況が変化する中で、食料自給率の向上や農作業の効率化のため、農業農村整備事業を全道で計画的に進めていく必要があります。私の地元の上川管内においても、農業者から、事業の早期の実施、また計画的な実施について要望が多く上がっております。

今後、道としてどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 農政部長水戸部裕君。

○水戸部農政部長 農業・農村整備の今後の進め方についてであります。近年、世界的に食料需給をめぐるリスクが顕在化する中、本道が我が国最大の食料供給地域としての役割を果たしていくためには、農業の生産力や競争力の強化に不可欠な農業・農村整備の計画的な推進が重要であると考えております。

こうした中、地域からは、農作業の省力化を図る農地の大区画化や需要に応じた作物の生産拡大を図る農地の排水対策など、多くの整備要望が寄せられているところであり、道では、本年9月、関係団体と一体となって、労務単価や資材価格の高騰分を踏まえた必要な予算の確保を国に対して要望したところでございます。

道として、今後とも、地域が望む整備を着実に実施していくため、関係団体と連携し、様々な機会を通じて必要な予算の確保を国に強く求めていくほか、農家負担の軽減にも努めつつ、農業・農村整備を計画的に推進し、持続可能で生産性の高い本道農業・農村の確立に取り組んでまいります。

以上でございます。

○水間健太委員 農地整備について、国営事業、道営事業ともに、答弁でもありましたとおり、効果については非常に有効であるということは明確であります。農地整備を計画的に進めることについては、本道農業の持続的な発展はもとより、農業者の中長期的な営農意欲の向上、担い手の確保にも寄与をいたします。

しかしながら、その工事に当たる土木事業者をはじめとする建設業の人手不足等の課題は、今後、さらに加速し、顕在化をしていくことが想定をされます。これは、計画的な事業の推進に大きく関わる重大な課題であるというふうに認識をしております。

日本の食料安全保障の実現の根幹と言っても過言ではない北海道農業のさらなる発展のためにも、農地整備等の事業遂行に当たり、ICTを活用した工事の推進や、根本である人手確保対策、物価高騰に対応した財源の確保など、早期に検討を進め、農業者や工事事業者との綿密な情報交換の下、事業推進を図られることを求めたいと思います。

それでは、続いて、物価高騰対策などについて質問をしてみたいと思います。

昨年2月に始まりましたウクライナ侵攻などによる国際情勢の影響をはじめ、気候変動や大規模災害、円安の進行など様々な要因により、輸入肥料原料やトウモロコシなどの配合飼料原料の価格高騰、電気代の高騰、さらには、コロナ禍による牛乳・乳製品や米などの需要低迷など、農業経営に大きな影響を及ぼしているところであります。

令和4年度、道では、地方創生臨時交付金を活用し、各種対策を講じてきたと承知をしておりますが、その実績や効果などについて、順次伺ってまいります。

初めに、大幅な価格高騰による影響が大きかった肥料対策についてであります。

令和3年から4年にかけて、肥料価格の高騰の状況についてお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 食品政策課長大塚真一君。

○大塚食品政策課長 肥料価格の推移についてであります。世界的な穀物需要の増加や原油価格の上昇、為替相場の影響等により、尿素やリン安などの肥料原料の国際価格は、令和3年半ばから高騰しております。こうした結果、ホクレンが取り扱う令和4年度の主要な化学肥料の平均価格は、令和3年度と比較して78.5%増と大幅に上昇したところです。

以上です。

○水間健太委員 それでは、続いて、対策の実施状況とその効果についてお伺いいたします。

令和4年第2回定例会で予算措置された化学肥料購入支援金給付事業について、事業の概要と予算額に対する決算額、及び、支援金の給付対象者数の成果について、併せてお伺いをいたします。

○大塚食品政策課長 肥料高騰対策についてであります。化学肥料購入支援金給付事業は、肥料価格高騰の農業経営への影響を緩和するため、購入した化学肥料1トン当たり3125円を上限に支援金を給付するものであり、令和4年第2回定例会において、支援金20億円、事務的経費9931万円の合計20億9931万円の予算が措置されたところです。

本事業の実績につきましては、給付件数が2万7945件、支援金給付額は19億9899万円となっております。

おります。

以上です。

○水間健太委員 それでは、続いて、従来に比べて直近の肥料価格の状況についてはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○大塚食品政策課長 直近の肥料価格についてであります。令和3年度以降、上昇傾向にあった肥料原料の国際価格は、世界的な需給の緩和により、本年1月以降、下落に転じ、ホクレンが取り扱う5年度の主要な化学肥料の平均価格は、4年度と比較して19.4%低下したものの、3年度と比べますと44%増となっており、高止まりの状況が続いております。

以上です。

○水間健太委員 それでは、環境負荷の軽減に資する化学肥料の低減をより一層推進することが、輸入肥料原料価格が高騰している中でも、その影響を最小限にして農業経営の安定化にもつながる重要な取組の一つであるというふうに思いますが、道として化学肥料の低減にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 農政部食の安全推進監野崎直人君。

○野崎農政部食の安全推進監 化学肥料の低減に向けた取組についてであります。化学肥料の価格が高止まりをし、農業経営に大きな影響を及ぼす中、本道農業が今後とも安定的に発展していくためには、海外の資源に依存した化学肥料の使用をできる限り低減した生産体制を構築していくことが重要でございます。

このため、道といたしましては、土壌診断に基づく適切な施肥はもとより、堆肥や稲わら、下水汚泥といった国内資源の利用拡大、さらには、クリーン農業や有機農業を積極的に推進するなど、農業の自然循環機能を生かした、外的要因の影響を受けにくい、持続可能で足腰の強い本道農業の確立に努めてまいります。

○水間健太委員 それでは、物価高騰対策の中で、酪農・畜産対策について伺ってまいります。

配合飼料価格の高騰やコロナ禍による畜産物の価格低迷、牛乳・乳製品の消費低迷などによって大きな影響を受けた酪農・畜産経営への対策について、数点伺ってまいります。

令和4年第3回定例会では、飼料価格の高騰による酪農・畜産への影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度の生産者積立金相当額の支援を行う酪農畜産経営安定化支援緊急対策事業が予算措置をされております。

事業の概要と実施状況についてお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 畜産振興課長黒島誠計君。

○黒島畜産振興課長 飼料高騰対策の実施状況などについてであります。道では、令和4年度に、配合飼料価格の高騰による影響が大きい酪農・畜産の生産者の方々の経営安定を図るため、配合飼料価格安定制度の加入者を対象に、生産者積立金の全額を支援する対策を措置したところでございます。

事業の実績につきましては、北海道配合飼料価格安定基金協会やホクレンなど七つの事業実施

主体を通じまして23億5940万円を交付し、配合飼料の年間契約数量393万268トン、延べ9135戸の酪農・畜産農家の方々への支援を行ったところでございます。

以上でございます。

○水間健太委員 第4回定例会では、酪農家が行う優良な乳用牛群を確保するための酪農生産基盤確保対策事業が予算措置をされておりますけれども、そちらの事業概要と実施状況についても伺いたします。

○黒島畜産振興課長 酪農生産基盤確保対策事業についてであります。本道酪農が地域の基幹産業として将来にわたり維持発展していくためには、生乳の生産環境が厳しい中であっても、生産基盤を毀損せず優良な乳用後継牛を確保することが重要と考えてございます。

このため、道では、繁殖に必要な経費相当として、経産牛1頭当たり6800円を支援する対策を措置したところでございます。

事業の実績につきましては、94農協を通じまして4587戸の酪農家の方々から申請があり、41万8594頭分の28億4644万円の支援を行ったところでございます。

以上でございます。

○水間健太委員 ただいまそれぞれ答弁をいただきましたけれども、道は、これまで酪農、畜産への緊急支援を行ってきました。その事業効果などについてどのように認識をしているのか、伺いをいたします。

○黒島畜産振興課長 緊急対策事業の効果などについてであります。国におきましては、飼料価格の高騰が長期化する中、酪農・畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、生産コスト削減等に取り組む生産者に対して緊急対策を措置したところであり、道におきましても、これらの対策に加え、配合飼料価格安定制度における生産者積立金の全額支援や、優良な乳用牛の確保に必要な経費の支援を行ったところでございます。

こうした国や道の対策による効果につきましては、本道における標準的な搾乳牛80頭規模の酪農経営で試算しますと、1戸当たり約240万円の支援となり、酪農家の方々や農業団体などからは、経営の安定や継続に大きく役立ったなどという評価をいただいているところでございます。

以上でございます。

○水間健太委員 それでは、酪農経営に関して、今後の取組についてでありますけれども、酪農は、生産者はもとより、乳業工場や生乳の運搬、さらには、酪農ヘルパーなど多くの関連する事業者が必要な裾野の広い産業でありまして、本道の重要な基幹産業となっております。

今後も酪農経営が安定的に行えるように、道としてどのように取り組んでいくのか、伺いたします。

○水戸部農政部長 酪農・畜産対策に関しまして、今後の取組についてであります。我が国の生乳生産量の約6割を占める酪農王国・北海道が、今後ともその役割と責任を果たし、地域を支える基幹産業として持続的に発展していくためには、酪農家の方々が安心して生産できる環境を整えていくことが重要であると考えてございます。

【第2分科会 11月10日 第3号】

このため、道では、国に対し、引き続き、飼料価格の高騰対策をはじめ、生産者補給金の再生産可能な単価の設定や、全国的な需給調整機能の確実な実施、国産チーズのシェア拡大に向けた支援などを求めるとともに、計画的な草地の整備改良や自給飼料の生産拡大をはじめ、酪農ヘルパーやコントラクターなどの営農支援システムの整備、スマート農業の導入による省力化、さらには、牛乳・乳製品の消費拡大や輸出を含めた販路拡大など、生産と消費の両面から施策を展開し、酪農経営の安定化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○水間健太委員 それでは、続いて、農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業についてお伺いをしてまいりますけれども、第3回定例会においては、土地改良区における農業水利施設の適切な維持管理に向けて、電気料金の高騰分を支援する農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業が予算措置をされております。

事業の実施状況とその効果についてお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 指導管理担当課長高山洋人君。

○高山指導管理担当課長 電気料金高騰対策緊急支援事業の実施状況などについてであります。道では、電気料金の高騰により農業水利施設の維持管理費が増加し、管理主体である土地改良区や改良区連合の運営の圧迫が懸念されたため、令和4年度に農業用水の使用期間における電気料金の高騰分を全額支援する農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業を創設し、52の土地改良区等に対し、1億9715万円を支出したところです。

この対策によって、土地改良区の組合員である生産者の負担が軽減されたほか、適切な維持管理に向けた施設の保守点検や補修が計画どおり実施されるなど、土地改良区等の安定的な運営が図られたものと認識しております。

以上です。

○水間健太委員 ただいま物価高騰対策などについて質問してきましたけれども、それでは、物価高騰対策などについて最後に質問します。

農業経営の安定化に向けてですけれども、これまでお聞きしてきたように、道は、令和4年度、地方創生臨時交付金を最大限に活用して、農業における物価高騰対策に取り組んできたところでもあります。

中長期的な視点に立って農業経営の安定化を図るために、道として今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○水戸部農政部長 農業経営の安定化に向けた取組についてであります。専門的で大規模な経営が主体の本道農業が持続的に発展していくためには、災害や需給環境の変化、さらには、生産資材などの価格高騰などによります農業者の方々の収入変動を緩和し、安定的な所得を確保することが重要であります。

このため、道では、関係機関や団体と一体となって、品目別の経営安定対策をはじめ、収入保険や作物共済などセーフティネット対策の普及や利用促進に加え、これまで措置した道独自の

価格高騰対策などを着実に推進するとともに、国に対し、再生産可能な所得を確保できるよう、生産コストが販売価格に適正に反映される仕組みづくりや、農産物の価格転嫁に対する国民の理解醸成について政策提案を行うなど、農業者の方々が将来にわたり安心して営農を続けられる環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○水間健太委員 ただいま答弁いただきましたけれども、令和4年度については、今お話がありましたとおりで、新型コロナ対策としての地方創生臨時交付金を活用して事業の実施ができました。今年度についても、今、国会で検討中である総合経済対策を活用して事業を進められる可能性はありますけれども、来年度以降の財源確保については苦慮することが想定されます。まだ物価高騰の影響が続いている中でありますので、物価高騰等の影響による離農など、北海道農業の衰退を回避するためにも、来年度以降の事業実施に向けて、道単独であってもでき得る限りの対策の検討が必要だというふうに考えております。

それでは、続いて、中山間地域等直接支払事業について伺ってまいります。

道では、農業の生産条件が不利な傾斜地や低温で草地の割合が高いなど、いわゆる中山間地域における農業生産活動を継続するために、平成12年度から始まった国の中山間地域等直接支払交付金制度を活用して事業を進めてきております。

国では、この制度について、令和2年度から令和6年度までを期間とする第5期対策の中間年に当たる令和4年度に中間評価を行い、令和6年度に制度の見直しを行い、次期の対策に反映させるとしております。

制度を活用する地域からは、今後も、営農継続により、水源の涵養や洪水防止など、多面的な機能を維持増進し、耕作放棄地の発生を防止するためには、交付金による活動の推進が必要との意見が寄せられております。

初めに、交付金の実施状況について伺ってまいります。道内の多くの地域がこの制度を活用して農地や水路などの地域資源の保全等に取り組んできたことと承知をしておりますが、令和4年度に交付金を活用した市町村数と集落数、また、その交付面積、交付金額についてお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 活性化担当課長勝海勇人君。

○勝海活性化担当課長 中山間地域等直接支払制度の活用状況についてであります。令和4年度は、道内98市町村で交付金を活用し、農家のみならず、非農家を含む地域住民が、共同で地域資源の保全管理に関する協定を結んだ316集落において約26万8000ヘクタールの農地を対象に活動が行われ、その交付金額は約75億1000万円となっております。

以上でございます。

○水間健太委員 交付金を活用している集落では、これまでこの交付金を利用してどのような活動が行われてきたのか、お伺いをいたします。

○勝海活性化担当課長 活動の内容についてであります。中山間地域等直接支払交付金は、農

地や水路、農道の保全管理、農村環境の保全や農作業などについて地域住民が共同で行う活動を対象としております。

具体的には、農地周りの点検や水路の土砂上げや草刈り、農道の砂利補充といった地域資源の保全管理をはじめ、宅地周りの清掃、集落の花壇整備による景観形成のほか、ドローンを活用した防除作業、アライグマ捕獲のための箱わなやエゾシカ侵入防止のための鹿柵設置といった鳥獣被害防止対策などの活動が行われております。

以上でございます。

○水間健太委員 それでは、続いて、交付金の評価についてでありますけれども、国は、本制度について、今後の施策に反映するために令和4年度に中間評価を行っておりますが、どのような評価となっているのか、その概要についてお伺いをいたします。

○勝海活性化担当課長 中間評価についてであります。令和5年8月に国が公表した中山間地域等直接支払制度中間評価では、本制度の実施により、農地や水路、農道が適切に保全管理されることで農村景観の保全向上につながるほか、営農作業が共同化されることで省力化が図られ、耕作放棄地の発生防止にも効果があるとしております。

また、こうした活動を通じて、農家同士の関わりはもとより、非農家が活動に参加することで農家との関わりが深まることから、地域コミュニティーの維持強化につながり、さらに、本制度の実施により営農が継続されることで農村地域の活性化にも貢献しているとしております。

一方、農村における高齢化が進行する中で、こうした活動への参加者が年々減少するといった課題も指摘されているところでございます。

以上でございます。

○水間健太委員 国の中間評価では、農家の高齢化の進行により活動参加者の減少が予想されており、今後の活動の推進への影響が懸念されますが、道として、参加者の減少に伴うこの課題についてどのように対応していくのか、お伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 活性化支援担当局長鹿野訓久君。

○鹿野活性化支援担当局長 課題への対応についてであります。農家戸数の減少や高齢化の進行に伴い、地域が共同で行う活動に参加する人が減少しており、水路や農道の適切な保全管理の実施に懸念が生じているほか、活動計画の検討から実施まで、組織をまとめる人材や活動記録の整理などの事務を担う人手不足などが課題となっております。

このため、道では、地域の共同活動が継続されるよう、市町村と連携して、対象となる集落に対し、都市住民の参加による活動事例、隣接した集落の統合により活動計画などを集約化し、効率的な運営を図った事例、事務作業を外部委託することにより負担軽減を図った事例などの紹介を行うほか、集落との打合せの場を活用しながら、人材の確保や育成について指導助言を行うなど、円滑な活動の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○水間健太委員 それでは、今後の取組についてでありますけれども、人口減少や高齢化、後継

者不足によって地域コミュニティが縮小していく中で、この交付金を活用した活動が、中山間地域の活性化、また、維持に向けて重要だというふうに考えております。

道として、今後、中山間地域の課題についてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○水戸部農政部長 今後の取組についてであります。中山間地域等直接支払制度は、農地や農業用施設の適切な保安全管理や景観形成などの取組に対する支援を通じて、農業・農村が有する多面的機能を発揮させるとともに、地域コミュニティの維持強化により農村地域の活性化が図られる重要な対策と考えてございます。

このため、道としては、市町村や関係団体と一体となって、対象となる集落に対して制度の効果や優良事例を周知しながら取組を促すとともに、国に対しては、集落協定で定める取組が安定的に実施できるよう必要な予算の確保について働きかけるなど、本制度の効果的な活用を通じて、本道における中山間地域の農業生産の維持発展や地域の活性化につながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○水間健太委員 ただいまの答弁の中で、市町村と連携した好事例の紹介を行っていくというような答弁がありましたが、様々、道内の地域で行われているこの好事例を、農業者の方々、地域の方々としっかり共有できているかということ、まだまだ不足する点があるのじゃないかなというふうに私は考えております。せっかくこの事業を活用して蓄積された好事例を、地域の方々が参考にしやすいように、地域の活動を促進していけるように、事例集の作成など、SNS、ホームページなどの様々な発信方法による情報提供のさらなる工夫をお願いいたします。

それでは、続いて、高病原性鳥インフルエンザの質問に移ります。

昨シーズンは、道内の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生をして、道職員や自衛隊、関係機関の大勢の方々が懸命に防疫作業に従事をしていただきました。その後は、道内のスーパーで卵の欠品が続き、道民生活にも大きな影響を及ぼすことになったところでもあります。本年も、既に道内で野鳥の高病原性鳥インフルエンザが確認されるなど、警戒が必要な時期に入ってきていると認識をしております。

以下、令和4年度の実施状況とこれからの取組について伺ってまいります。

まず、発生状況についてでありますけれども、令和4年度の道内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況と、その防疫作業や農場の経営再開支援などに要した費用の決算額、及び、道職員の防疫作業に従事した延べ人数についてお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 家畜衛生担当課長小田茂樹君。

○小田家畜衛生担当課長 鳥インフルエンザの発生状況などについてであります。令和4年度に道内の家禽飼養農場で発生が確認されました高病原性鳥インフルエンザは、4月の3事例のほか、5月、10月、11月、及び、令和5年3月に各1事例の計7事例ありまして、合計で、鶏約137万羽、大型家禽のエミュー約600羽を殺処分するなどの防疫措置を行っており、延べ約9000人

【第2分科会 11月10日 第3号】

の道職員が作業に従事したところです。

また、これらの対応に当たりまして、殺処分や埋却といった防疫措置などに約9億8000万円を執行したほか、周辺農場が家禽などの移動や搬出を制限したことに伴う経営の損失に対する補償として約2億7000万円を執行したところです。

なお、発生農場の経営再開に向けては、殺処分した家禽に対して国が直接交付する手当金をはじめ、日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金など、各般の支援策が講じられているところです。

以上です。

○水間健太委員 昨年度は、予算的にも職員動員も大規模に実施をされたというところでありまして、昨年度に実施した取組の内容についてもお伺いをいたします。

○小田家畜衛生担当課長 鳥インフルエンザに対する取組についてであります。令和4年度は、4月以降、七つの農場で本病が発生したことに伴い、自衛隊や市町村、農協などから支援をいただきながら、防疫対応マニュアルに基づき、殺処分や埋却の一連の防疫措置を実施し、この間、市町村や関係団体などと連携してウイルスの侵入防止に向けた技術指導を継続したところです。

また、春の発生に伴いまして実施しました防疫措置を通じて提起されました課題を踏まえ、滝川市に緊急用資材のストックポイントを追加整備したほか、野生鳥獣の専門家などを招聘し、より効果的な侵入防止対策の検討を行い、検討結果を踏まえた農場の指導に取り組んできました。

さらには、秋の発生や、全国的に多発している状況を踏まえまして、11月と3月の2回、道内の家禽を100羽以上飼養する農場に対して緊急消毒命令を発出するほか、家畜保健衛生所長が、養鶏業を営む企業の責任者に直接指導を行うなど、蔓延防止に向けた指導の強化に取り組んできたところでございます。

以上です。

○水間健太委員 それでは、続いて、職員が防疫作業に従事した場合の防疫救済作業手当については、1日当たり380円となっているところでありまして、先月、道人事委員会からは、1470円に引き上げるよう勧告がされました。

高病原性鳥インフルエンザの対策本部の事務局を担当する農政部としての認識をお伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 農政課長大浦正和君。

○大浦農政課長 防疫作業の手当についてであります。高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の防疫作業は、昼夜、休日を問わず継続して行い、その内容は、生きている家禽を自らの手で捕獲し殺処分するという極めて不快で苛酷な作業であり、従事する職員の心身に著しい負担を与えるものと認識しております。

こうしたことから、このたび、北海道人事委員会において、防疫救済作業手当の引上げが勧告されたところであり、農政部としては、勧告どおりに手当が引上げられるよう、関係部に対し積

極的に働きかけてまいります。

以上でございます。

○水間健太委員 今、話がありましたように、昨年度は、多くの道職員が防疫作業に従事をしましたけれども、通常業務への影響をはじめ、職員の体力的、精神的な負担も大きくなるなど、課題もあったのかなというふうに思います。

今シーズンについてはどのような改善を図ってきているのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 農政部次長山口和海君。

○山口農政部次長 防疫作業についてでございますが、昨年の春から今年の春にかけて道内で断続的に発生をした高病原性鳥インフルエンザの防疫作業では、最長17日間連続するなど長期間に及んだことから、現地に派遣される職員の肉体的、精神的な負担は大きく、また、通常業務に当たった職員の負担も増加をしたものと認識しております。

このため、道では、防疫作業に従事する職員の負担軽減を図るため、防疫措置に係る一部業務の外部委託の可能性について検討を進めてきたところでありまして、現在、鶏舎の清掃、消毒への人材派遣、作業に従事する職員の送迎バスや宿泊施設の手配などの業務について、民間事業者と具体的な取決めを協議しているところであります。

以上でございます。

○水間健太委員 それでは、高病原性鳥インフルエンザについて最後に質問しますが、本年度の取組についてでありますけれども、本年も渡り鳥の飛来のシーズンとなりまして、既に野鳥の高病原性鳥インフルエンザの発生が確認をされております。養鶏場においても、発生防止に警戒が必要な時期に入っております。

道として、今シーズンの発生防止に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○野崎農政部食の安全推進監 発生防止に向けた取組についてでございますが、国の疫学調査報告におけるリスク想定などから、今シーズンも感染リスクの高い状況が続くことが懸念される中、道内では、先月以降、死亡野鳥から高病原性のウイルスが確認される事例が続いておりまして、最大限の警戒を維持していく必要があると認識しております。

道といたしましては、農場や関係者の方々に対しまして、鶏舎周辺の石灰散布等の消毒の徹底のほか、鶏舎や防鳥ネットの点検、修繕など、基本的な対策の徹底を繰り返し呼びかけるとともに、死亡野鳥の検査結果や国内外の発生状況を速やかに情報提供するなど、ウイルスの侵入防止に向け、市町村や関係団体などと密接に連携しながら、強い危機意識を持って発生予防に取り組んでまいります。

以上でございます。

○久保秋雄太委員長 水間委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後4時44分休憩

午後4時45分開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農政部所管に関わる質疑の続行であります。

鈴木一磨君。

○鈴木一磨委員 それでは、通告に従い、順次質問してまいります。

まず、農政技術職員の体制についてであります。近年、技術職の成り手不足が社会問題となっており、少子・高齢化や都市部への人口流出が進み、特に、技術や資格を有する若者が地方から姿を消しています。農政部の技術職についても、団塊世代の大量退職に応じ、減少している懸念があります。

そこで、直近3年間の農政技術職員の採用予定数及び採用実績の推移、その結果による総配置数の状況について伺います。

○久保秋雄太委員長 農政課長大浦正和君。

○大浦農政課長 農業技術職員の採用状況などについてであります。道職員採用試験の農業職及び農業土木職については、令和2年度は、採用予定数57人に対し採用実績は46人、3年度は58人に対し52人、4年度は59人に対し44人となっております。また、農業普及職員については、令和2年度は、採用予定数40人に対し採用実績は26人、3年度は71人に対し39人、4年度は63人に対し29人となっております。

なお、本年6月現在の農業技術職員の総配置数は、農業職員386人、農業土木職員544人、普及職員604人となっております。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 令和4年度農政事業を進めてきた中において、地域の農業・農村により近いところで業務を担う振興局の農務課や農村振興課などでは、技術職員の不足による弊害はなかったのか、伺います。

またあわせて、農業職及び農業土木職について、その職種の必要性をどのように捉えているのか、所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 農政部次長山口和海君。

○山口農政部次長 技術職員の必要性などについてであります。農業職は、農畜産物の生産性向上や供給体制の整備、農業経営の安定を図る上での必要な知識を、また、農業土木職は、食料の安定生産を支える農業基盤の整備を推進する上での必要な知識などを有しており、地域の農業・農村の実情に沿った各種施策の企画や実施に当たり、技術職員は重要な役割を担っているものと認識をしております。

なお、振興局の農務課や農村振興課などの農政関係職場には、必要な職員を配置し、地域に寄り添って業務を推進しております。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 例えば、先ほどの答弁においては、農業普及職員について、団塊世代の退職等を背景に、農業改良普及センター等の技術職の採用必要数が大幅に増えているにもかかわらず、実際の採用数は半数も満たされていません。これは、欠員状態ではないのでしょうか。

どのような対策が講じられているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 技術普及課長鈴木章代君。

○鈴木技術普及課長 普及職員の配置などについてであります。道では、直接、農業者に接して農業経営の改善に関する技術や知識の普及を推進するため、全道44か所に農業改良普及センターを設置し、669名の普及職員を定数配置していますが、退職者に対して新規採用者の補充が追いつかず、6月1日現在で配置実数は604名となり、65名の欠員が生じています。

このため、新規採用者の確保に向け、これまでの職務に必要な専門的な知識を主に問う試験に加え、今年度から新たに、専門的な筆記試験を課さず、面接による人物評価を重視した専門試験口述型を設け、受験者が受験しやすい環境を整えるとともに、大学やオンラインでの現職の普及指導員による就職セミナーの開催や、普及センターでのインターンシップの受入れなどを行っているところです。

さらに、早期退職者の縮減に向けて、普及センターへの職場巡回や管理職向けの会議を開催するなど、職場環境の改善に取り組んでいます。

以上です。

○鈴木一磨委員 多くの欠員の状況に不安もありますが、農業職場の在り方について伺います。

農業団体や農家との技術的協議や実地分析等を図る上でも、農業や理化学等に通じた専門的知見も重要であります。また、再任用職員等の経験やノウハウを生かしつつ、若手への技術継承や現場での育成も大切と考えます。一方で、高性能ドローンや無人農機等、スマート農業のICT技術力も問われます。

温暖化防止効果や品種改良、育種など、農業分野においても多角的に技術や技能が求められる中、核となる技術職の確保や柔軟な組織の在り方など、どのように農政職場体制を構築し、多様化するニーズにどう対応していくのか、所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 農政部長水戸部裕君。

○水戸部農政部長 農政職場の在り方などについてであります。世界的な食料の安定供給へのリスクが高まる中、本道農業におきましては、食料の持続的な安定供給をはじめ、温室効果ガスの削減に向けた取組、さらには、新たな需要を取り込むことができる農畜産物の輸出促進などをこれまで以上に推進していくことが重要であると考えてございます。

このため、道としては、今年度、部内に、食料安全保障推進室、みどりの食料システム戦略推進室、農畜産物輸出促進室の三つの室を設け、それぞれの課題に対応できる体制を構築したところでございます。

また、こうした体制を支える職員の育成確保につきましては、再任用を含む経験豊富な技術職員の配置に加えまして、若手職員の専門的な知識の習得に向けて農政部独自に農村派遣研修や専

門研修を実施するなど、今後とも、関係機関・団体と連携をし、生産現場の声をしっかりと伺いながら、多様化する農政ニーズに柔軟に対応する組織づくりと人材の育成確保に努めながら、農業・農村の持続的な発展に向け、着実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 今回の答弁の中に、新たな推進室等のお話がありました。私がちょっと心配なのが、目まぐるしく変わる情勢や多様なニーズに応じるため、組織の増設や細分化が進む傾向にあるのですが、その増員が追いつかず、兼任や欠員が増えていくというような不安もあります。人員の適正配置にも今後努められるよう指摘をいたします。

続いて、農業政策についてお伺いします。

まず、農業振興において、本道の令和3年農業産出額は1兆3108億円と、全国の約14.8%を占め、小麦、大豆、バレイショ、てん菜等の畑作物や、タマネギ、カボチャ、スイートコーン等の野菜、生乳や牛肉等の農畜産物が全国第1位の生産量となっており、我が国最大の食料供給基地として重要な役割を果たしています。日本の食を守るためには、これらの品目や米、生乳、てん菜などの生産をグローバルな視点でさらに後押しすべきと考えます。

品種改良による生産増強や加工技術の向上で、ブランド化や国外輸出も視野に、地域課題に順応した生産展望を描き、販路開拓を強化すべきと考えますが、令和4年度農政部重点政策の実績や成果等も含めて所見をお伺いします。

○山口農政部長 農業振興についてでございますが、本道の農業は、大規模で専門的な経営体が主体となり、我が国最大の食料供給地域として発展するとともに、地域の社会経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしております。

こうした中、道では、一昨年3月に策定をいたしました第6期北海道農業・農村振興推進計画に基づいて、農業生産基盤の整備や食料等の安定生産体制の整備、ブランド力の強化や農畜産物の輸出促進、新規就農者の育成確保など、各般の施策を推進しているところであります。

これらの取組により、農畜産物の生産性向上や輸出拡大、農地所有適格法人数の増加などが図られ、国民に対する安全、安心な食料の安定供給はもとより、道民生活や地域経済を支える力強く魅力ある産業として発展しているものと考えております。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 日本の農産物の純輸入額は既に世界第1位であり、圧倒的に輸入に頼っている状況であります。

しかし、米や生乳の生産にも通じますが、日本の食文化を大切に発展させるためにも、それを大きく支える食料基地・北海道として、1次産業をしっかりと守るべきであります。海外産小麦のパンや輸入素材の肉料理がこれ以上、国内を席卷して、国産、ひいては本道の農業や畜産業をこれ以上圧迫してはならないと思います。

また、将来的に、世界的飢饉や大災害、貿易外交等で食料輸入が途絶える懸念もあります。令和4年度事業の検証も踏まえ、今後どのように本道農業を推進していくべきなのか、所見をお伺

いします。

○水戸部農政部長 今後の本道農業の振興についてでございますが、近年、世界的に食料需給をめぐるリスクが顕在化する中、我が国最大の食料供給地域である本道への期待はますます高まっているものと認識してございます。

このため、道といたしましては、担い手の確保や基盤整備の推進、スマート農業の加速化、小麦や大豆などの輸入依存穀物や自給飼料の生産拡大などを進めることによりまして、本道農業の生産力と競争力を高め、農業者の方々が将来にわたり意欲と希望を持って営農に取り組み、我が国の食料安全保障の強化にも最大限貢献できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 今、部長の思いというか、力強い答弁をいただきました。

ただ、実際は離農が増えている状況もありますので、今後も、本道の基幹産業である農業の発展に向けて、農政に関する各種施策の充実を一層図られるように指摘をいたします。

次に、農業改良普及センターの役割について伺います。

本道の普及指導員は669名と承知します。普及センターで策定したおおむね5年の普及活動計画に基づき、地域の主体性を発揮した普及指導活動を展開するとしていますが、農業振興は自治体予算も関連するため、市町村単位の窓口対策に偏りがちであります。農業改良普及センターには広域班や地域班があるものと承知しますが、令和4年度は広域的な活動がどの程度行われたのか、伺います。

またあわせて、重点普及活動など、地域班の同年度活動実績について伺います。

○久保秋雄太委員長 技術普及課首席普及指導員松井克行君。

○松井技術普及課首席普及指導員 農業改良普及センターの活動についてであります。現在、農業改良普及センターは、全道14か所に本所、30カ所に支所を設置して普及活動を展開しており、そのうち、本所では、振興局管内に共通する課題を迅速に解決するため、担い手の育成やクリーン・有機農業の推進を担当する主査などによる広域班を配置するとともに、本所と支所の地域係においては、地域と一体となって課題解決に取り組むとともに、その成果を広く波及させる活動を行っております。

こうした中、令和4年度は、広域班においては、青年農業者や女性農業者など多様な担い手の育成支援をはじめ、クリーン農業や有機農業、GAPに関する技術指導、農業者が地場産業などと連携して取り組む農産物の高付加価値化など、65課題に取り組んだところで。

また、地域班では、水稻や麦、大豆など基幹作物の生産性向上や、スマート農業導入による省力化のほか、新規作物の導入による輪作体系の確立や、TMRセンターの飼料生産性の向上など、重点活動、一般活動、合わせて263課題に取り組んでいます。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 私の地元の主要産業の一つであるてん菜、このてん菜の生産や製糖工場経営の将来展望が、今、見通せない状況になっています。糖価調整制度は既に有効性が薄れ、輪作体系

【第2分科会 11月10日 第3号】

も、てん菜から豆類に置き換わっていく懸念が次々生まれています。国も道も、てん菜糖の消費拡大をうたいますが、健康志向や人工甘味料の浸透等により限界が見えております。

農作物の置き換わりは、加工場や運送業など地域の関連産業にも影響が大きく、抜本的な振興策が必要と考えますが、令和4年度はどのように取り組み、また、今後、関連産業の維持に重要なてん菜の生産振興にどのように取り組む考えなのか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 生産振興局長牧野充君。

○牧野生産振興局長 てん菜の生産振興についてでございますが、てん菜は、本道畑作の輪作体系の維持に欠かせない作物であるとともに、てん菜から製造される砂糖は国内生産量の約8割を占めるほか、製糖工場は地域の雇用や経済を支える重要な役割を果たしており、今後とも、てん菜の生産振興を図っていくことが重要でございます。

このため、道では、これまで、てん菜の省力化や低コスト生産に必要な機械や新品種の導入、普及センターによる技術指導を進めてきたほか、令和4年度補正予算におきまして、てん菜糖消費拡大推進事業を措置し、羽田空港でのてん菜糖のプロモーション活動や、砂糖の正しい知識に関する動画の作成などに取り組んできたところでございます。

道といたしましては、今後とも、関係機関・団体と連携し、てん菜生産の省力・低コスト化と砂糖の消費拡大に向けた取組を進めますとともに、発酵ナノセルロースなどの新たな用途に関する情報提供など、生産と消費の両面から総合的な施策を展開しながら、輪作作物として重要なてん菜の計画的かつ安定的な生産を通じまして、関連産業の維持と本道畑作農業の持続的な発展に取り組んでまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 次に、米生産の確保についてもお伺いします。

食文化の変化や外食産業低迷による米の消費量減少や、生産技術向上等により米余りが生じ、大豆や野菜等への作付転換や生産調整、また、米価下落、米づくりの担い手減少、輸入米の影響など、米農家を取り巻く環境が厳しさを増しております。

水活交付金の厳格化や転作の推奨が生産不安を助長させている、そうした中で、水田の土地利用政策よりも、食料自給率向上に向けて、例えば、米の給食提供奨励や米粉の販路開拓、輸出ブランド化等、消費の拡大が先決であると考えます。

本道の米の生産を守り育むために、令和4年度はどのような政策を実施し、効果はどの程度あったのかお伺いするとともに、今後どのように米の生産振興を図っていくのか、所見をお伺いします。

○牧野生産振興局長 米の生産振興についてでございますが、主食用米の需要が毎年10万トン程度減少する中、道では、関係機関や団体と一体となって、生産の目安を設定し、需要に応じた米生産を推進するとともに、有名タレントの起用による北海道米のPRをはじめ、スーパーやコンビニでの北海道米を使用した商品の開発や販売など、消費拡大の取組を積極的に推進してきたところでございます。

こうした取組によって、本年6月末の北海道米の在庫量は19万8000トンと前年より2割程度減少したほか、相対取引価格も、主要銘柄の「ななつぼし」が60キログラム当たり1万4046円と、3年産に比べ、1割程度上昇するなど回復傾向にあり、一定の効果が出ているものと認識しております。

道といたしましては、引き続き、農業団体などと連携しながら、主食用米はもとより、加工用や輸出用など多様なニーズに応じた米生産を進め、北海道米の需給と価格の安定を図るとともに、基盤整備の計画的な推進や新品種の開発普及、スマート農業技術による生産の効率化、さらには、北海道米のブランド向上による消費拡大などの取組を総合的に展開し、北海道米の生産振興と水田農業の持続的発展に取り組んでまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 続いて、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業についてお伺いします。

令和3年度からスタートした第6期対策は、スマート農業の実装や農地の機能保全、農村強靱化等を目的に、令和4年度、約7億9000万円の対策予算が講じられたと承知しますが、その成果と内訳についてお伺いします。

またあわせて、農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中、基盤整備をしっかりと進めていくことが重要と考えますが、そのためにも、農家負担軽減対策としての第6期パワーアップ事業を確実に進めていくことが必要と考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 農村振興局長高崎悟君。

○高崎農村振興局長 パワーアップ事業についてであります。道では、農業・農村整備に係る農家負担を軽減するパワーアップ事業に取り組み、現在、令和3年度から7年度までの5年間の期間とする第6期の事業を進めているところであります。

令和4年度は、農地を大区画化する区画整理が2400ヘクタール、農地の排水性を改善する暗渠排水が3800ヘクタールとなっており、地域からは、農作業の省力化や収量が向上したなど高い評価をいただいております。

道といたしましては、今後とも、農業者が必要とする整備を着実に推進するため、国に対し、必要な予算の確保を強く求めるとともに、引き続き、本事業が各地域において計画的かつ効果的に実施されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 食料自給率の向上と農業再生のために、安定的で安心できる営農環境を整備すべきと考えます。特に、食料基地である北海道は、戸別所得補償政策や物価高騰等支援政策など、農業の担い手確保や離農抑止につながる営農戦略に努める必要があると考えます。

一方、農業共済や収入保険では、生産減収分の補填はされますが、物価高騰等の支出増には対応がなされません。また、農産物は、市場価格決定の構造により、価格転嫁等の自由競争放任では経営力等で淘汰され、新規就農を望む者が二の足を踏む懸念もあります。

現行の担い手経営安定法による格差補正交付金、いわゆるげたと、収入減少影響緩和交付金、

【第2分科会 11月10日 第3号】

いわゆるならしで、道内農業者全ての所得安定がかなうか不安もあり、本道農業の発展と食料基地の前途を期し、経営安定化政策を増強することも必要ではないかと考えますが、所見をお伺いします。

○水戸部農政部長 経営安定対策についてであります。専門的で大規模な経営が主体の本道が食料供給地域として持続的に発展をしていくためには、気象災害や需給環境の変化、さらには、生産資材の価格高騰などによる収入変動を緩和し、農業者の方々の経営安定を図ることが重要であると考えてございます。

こうした中、国の新たな食料・農業・農村基本法の見直しに関する最終取りまとめにおきまして、農業所得の安定確保に向けましては、経営安定対策の充実に加え、新たに適正な価格形成の仕組みづくりが重要との考え方が示されたところでございます。

このため、道といたしましては、関係機関や団体と連携をしながら、品目別の経営安定対策をはじめ、収入保険や農業共済制度などのセーフティネット対策の普及、個別経営の実態などを踏まえたきめ細やかな資金対応などに取り組むとともに、こうした対策に必要な予算の確保や運用の改善、さらには、国に対し、再生産可能な所得を確保できる適正な価格形成の仕組みづくりの構築を求めるなど、農業者の方々の経営安定に向けた環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 本道の農業の発展を期し、戸別補償の充実等も含め、農家が安心して安定的に営農できる環境づくりに今後も努めていただきたく、指摘をいたします。

次に、農地、農業用施設に係る災害対策等について質問します。

まず、温暖化による影響で、近年、線状降水帯による局所的豪雨や降ひょう被害なども多く、農地や農業用施設における過去3年間の被災及び復旧状況についてお伺いします。

○久保秋雄太委員長 農村整備課長合田俊昭君。

○合田農村整備課長 災害による被害と復旧状況についてであります。本道における過去3年間は、集中豪雨により、農地の崩落や土砂の堆積、用水路や頭首工、護岸の損壊、揚水機場の水没などの被害が発生しており、令和2年では、農地18か所、農業用施設17か所で3200万円、3年は、農地2か所、農業用施設13か所で1900万円、4年は、農地36か所、農業用施設149か所で11億5800万円の被害額となったところです。

これらの被害のあった農地は全て復旧が終了、農業用施設についてはほぼ復旧は終了しているものの、4年に被災した用水路など4か所については、現在、営農に支障がないよう、仮用水路などを確保しながら復旧工事を進めているところです。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 令和4年度に被災を受けた農地、農業用施設のうち、災害復旧事業を活用した耕地災害復旧費の不用額について、その内容を伺います。

○合田農村整備課長 耕地災害復旧費の不用額についてであります。令和4年度の市町村などが事業主体となる災害復旧事業におきまして、予定していた国からの補助金が交付されなかった

ことから、計上していた予算と1億4700万円の差額が生じ、予算経理上、不用額として処理したものです。

また、道が管理する海岸保全施設や地滑り防止施設などについて、災害発生時の対応に必要な予算を措置していたところ、4年度は、被災がなかったため、4400万円が不用額となっております。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 災害復旧事業は国の予算配分に影響するところが大きく、なるべく復旧工事の延長とならないよう、財源確保に配慮するよう指摘をいたします。

次に、農地、農業用施設の防災保全についてお伺いします。

過去3年間では、農地、農業用施設で多くの被害が発生したとのことですが、大雨等による被害が生じてから、災害復旧事業として国費に頼って緊急的に修繕、復旧するケースが多く見られます。農地崩落や大量の土砂流出など甚大な被害が生じてからでは遅い面もあり、市町村等と連携して、事前に防災対策に努めることも大切であると考えます。

農業農村整備事業では、国、都道府県、市町村等の役割を規模等で明確にし、用排水施設整備や農地防災事業などの農地の防災保全を実施していると承知しますが、道が実施している被災未然防止のためのハード整備として、農地防災事業の整備内容及び令和4年度の実施状況とともに、その整備をどのように今後も進めていくのか、お伺いします。

○高崎農村振興局長 農地などの防災保全についてであります。道では、地震や豪雨などによる農地や農業用施設の被害の未然防止や軽減を図るため、雨水を速やかに排出し、農地の湛水被害を防止する排水路や排水機場の整備、地震による被害を防止し、用水の安定供給のための用水施設の耐震化、堤体の決壊による被害を防止するため池の整備などの農地防災事業を実施しており、令和4年度は13地区で事業費は約19億円となっております。

道といたしましては、市町村や関係団体と連携を図り、農業用施設の現状を把握し、地域における過去の災害発生状況、防災・減災対策の取組状況や今後の推進方針などを記載した農村地域防災減災総合計画を策定し、農地や農業用施設の防災保全に必要な整備を計画的に進めてまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 ハード整備と併せてソフト対策も重要であります。

農林水産省の農業農村整備事業では、災害予測・情報伝達システムの整備、ハザードマップの整備、地域防災体制の整備等、ソフト対策も一体的に進めているものと承知しますが、道内における過去3年間の取組実績について伺います。

○合田農村整備課長 防災保全に関するソフト対策についてであります。大雨などの自然災害が予測された際、正確な情報により迅速に住民を避難させることができるソフト対策は、人的被害を未然に防ぐためにも大変重要です。

こうした中、道内の市町村などにおいては、ため池の決壊により想定される浸水区域を基に、

【第2分科会 11月10日 第3号】

避難の場所や経路などを地図上に示したハザードマップを、令和2年度に40地区、3年度に4地区で作成し、全て整備済みとなったほか、農業ダムの貯水量を遠隔で測定するシステムを3年度に1区で導入し、緊急時における住民避難の判断に利用しているところです。

道では、引き続き、市町村や関係団体に対して、被害を未然に防ぐ効果的なソフト対策の導入に向けた支援や普及啓発を進めてまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 近年、道内では局所的豪雨などが頻発し、農地や農業用施設に多くの被害が生じている中、本道の農業・農村が持続的に発展するためには、被災した農地や農業施設を早期に復旧するとともに、被害を未然に防ぐためのハード整備、また、災害時に速やかな対応が可能となるソフト対策を進めることが重要と考えます。

道では、農村の防災・減災対策にどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

○水戸部農政部長 農村の防災・減災対策についてであります。近年、集中豪雨や地震など自然災害が頻発、激甚化する中、本道の農業・農村が持続的に発展をしていくためには、農業の生産力強化に加え、農村の防災・減災対策の推進が必要であると考えてございます。

このため、道では、被害の未然防止や軽減に向け、排水路や排水機場の整備のほか、ため池を含む農業用施設の耐震化などのハード整備とともに、正確な情報により迅速な避難が可能となるハザードマップの作成などのソフト対策も進めているところでございます。

道としては、今後とも、市町村や関係団体と連携を図り、こうした防災・減災対策の実施により地域の防災力を強化するほか、災害が発生した場合には、直ちに市町村へ職員を派遣し、被害状況の確認や復旧方法の指導助言など復旧に向けた支援を行い、農業者の方々が安心して営農に取り組めるよう、災害に強い農業・農村の確立に努めてまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 農業・農村の安全対策を進める上でも、現場に通じる農政部の体制と対策の充実強化、ぜひ、道全体としても配慮していただきたいということで、強く指摘をいたします。

続いて、高病原性鳥インフルエンザの対応について伺います。

令和4年秋から令和5年春までの高病原性鳥インフルエンザは、既に過去最多となる25道県、78事例で発生が確認され、道では蔓延防止を徹底するため、100羽以上の鶏、ウズラ、キジ、アヒル、ホロホロ鳥、七面鳥を飼養する農場及び10羽以上のダチョウを飼養する農場に対して、家畜伝染病予防法第30条に基づく緊急消毒を命令しました。また、発生が確認された千歳市の3養鶏場では約122万羽が殺処分されました。

近年は、ウイルス自体が感染力の強い株に変異し、感染しても死なない強い渡り鳥も増え、国内に入り込んだウイルスが鶏舎等を通じて爆発的に感染が広がるため、養鶏産業の防除レベルを上げることが重要となります。既に、本年10月においても、美唄市でハシブトカラス、釧路市でノスリなど数例が確認されております。

令和4年度の対策及び予算執行状況について伺うとともに、今後どのように対策を強化してい

くのか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 食の安全推進局長野口正浩君。

○野口食の安全推進局長 高病原性鳥インフルエンザへの対応についてであります。令和4年度は、市町村や関係団体等と連携して、農場への注意喚起や技術指導といった継続的なウイルス侵入防止対策に取り組むとともに、11月と3月の2回、道内の家禽を100羽以上飼養する農場に対し、緊急消毒命令を発出したほか、本病が発生した七つの農場で実施した一連の防疫措置、滝川市における緊急用資材のストックポイントの追加整備など蔓延防止対策に取り組み、約9億8000万円を執行したところであります。

また、発生農場の周辺に立地する農場における家禽などの移動や搬出制限に伴う経営損失に対する補償などを行い、約2億7000万円を執行したところであります。

今シーズンも、先月以降、道内で死亡野鳥から高病原性のウイルスが確認される事例が続いており、道といたしましては、農場や関係者に対し、鶏舎周辺の石灰散布等の消毒の徹底のほか、鶏舎や防鳥ネットの点検、修繕など、農場の基本的な対策の徹底を繰り返し呼びかけるとともに、死亡野鳥の検査結果等を速やかに情報提供するなど、市町村や関係団体等と密接に連携しながら、強い危機意識を持ってウイルスの侵入防止に向けた取組を進めてまいります。

以上です。

○鈴木一磨委員 ぜひ、対策の強化をお願いいたします。

次に、酪農支援等についてお伺いします。

まず、畜産振興費の不用額について、令和4年度農政費において畜産振興費の不用額が約16億3243万円生じており、次に不用額が多い農産振興費は8億2564万円で、その差は約2倍であります。鳥インフルエンザの腰だめを除いても約6億円の不用額がありました。翌年度繰越しであればまだ支援事業等につながりますが、不用額は単年度で精算されます。

まず、不用額が多い理由についてお伺いします。

○久保秋雄太委員長 畜産振興課長黒島誠計君。

○黒島畜産振興課長 畜産振興費の決算についてであります。畜産振興費の不用額の内訳は、家畜衛生対策費で10億3379万円、酪農畜産費で5億9864万円などとなっております。家畜衛生対策費につきましては、主に高病原性鳥インフルエンザの発生に備えたものであり、令和4年11月の発生以降、本年3月中旬まで発生がなかったことから、8億9700万円が不用額となったところでございます。

また、酪農畜産費の不用額につきましては、食肉処理施設等の整備など、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業における入札の執行残が2億7000万円、畜産クラスター事業では、事業実施地区の取下げや入札の執行残などによる2億円が主なものとなっております。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 緊急性の高い鳥インフルエンザ対策など、国費補助制度によるひもつき事業の腰だめは分かりますが、農政予算において国のひもつき以外の不用額をかき集めれば、農家の方

【第2分科会 11月10日 第3号】

々が求める支援事業の拡大に転用できたのではないかと思います。近年の国庫補助は、債務併用でもよいとする条件緩和の流れもあります。また、国策に依拠するだけでなく、道独自の単費補正で物価高騰対策や営農支援を拡充すべきとの声もありました。

年初めには、各部で決算見込みによる不用額算定も行っているはずであり、農業振興に係る道としての姿勢も問われますが、所見をお伺いします。

○山口農政部次長 畜産農家への支援拡大についてであります。本道の畜産は、生乳の生産抑制や飼料価格の高騰などにより厳しい経営環境が続く中、外的要因に左右されにくい自給飼料基盤に立脚した経営の確立と新たな需要の確保など、生産と消費の両面から施策を総合的に進めていくことが重要です。

このため、道では、これらの施策の推進に向けた必要な予算の確保を国に求めるとともに、飼料価格の高騰による経営への影響を緩和するための道独自の対策などを措置したところですが、不用額の多くは国の補助事業によるものとなっております。

道といたしましては、今後とも、地域の要望などをしっかりと受け止めながら、限られた道独自予算の有効利用と計画的な執行管理に努めながら、畜産農家の方々が将来にわたり安心して営農できるよう各般の取組を進めてまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 飼料価格の高騰や生乳増産抑制、子牛の取引価格下落等、畜産農家の生産環境は依然として厳しい状況にあるものと思っています。

生産者の負担を軽減するため、国では、これまでも、飼料価格高騰緊急対策事業が措置され、さらには、経産牛の種つけ料を支援する酪農生産基盤確保対策事業などの支援策が追加されました。

しかし、その都度の単発的な支援では、経営不安を解消するには不十分との見方もあります。乳製品の消費拡大等も含めて、恒常的な経営支援のシステムを検討すべきと考えますが、所見をお伺いします。

○牧野生産振興局長 酪農経営の支援などについてでございますが、国は、酪農経営の安定を図るため、法律に基づき、飲用向けと乳製品向けとの価格差に対し、一定の補填を行う生産者補給金制度をはじめ、加工原料乳の取引価格の減少分を補填する、いわゆるならし事業や、温室効果ガスの削減を後押しする、いわゆるエコ畜事業など、持続可能な酪農経営の確立に向けた支援を行っているところでございます。

道といたしましては、引き続き、国に対し、生産者補給金の再生産可能な単価の設定をはじめ、必要な予算の確保や生産コストが販売価格に適正に反映される仕組みづくりを求めますとともに、関係機関や団体と一体となって、自給飼料の生産拡大や牛乳・乳製品の需要拡大など、酪農家の方々が将来にわたり意欲を持って営農を続けられるよう酪農経営の安定に取り組んでまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 広大な行政区を有する北海道の場合は、例えば、米とか芋、タマネギ、生乳など、地方によって主要作物の種類や農業施設等の環境が異なります。

災害復旧や防災事業もそうなのですが、国の縛りによる細かいメニューごとの補助、交付金制度ではなくて、例えばですけれども、地域の事情や施設等に応じて、ある程度、地方裁量が発揮できるようなパッケージ型の財源制度のほうが柔軟かつ有効活用できるものと考えますが、国への働きかけも含めて所見をお伺いします。

○山口農政部長 国庫補助金などについてであります。本道農業は、地域によって気候や土壌条件などが異なり、それぞれの地域において特色ある多様な農業が展開をされるためには、地域の実情を踏まえた施策を着実に推進していくことが重要です。

このため、道では、農林水産省の補助制度に加えまして、地域の実情に応じ、きめ細やかに必要な事業を実施できる、いわゆる臨時交付金などを活用し、酪農支援や肥料価格の高騰対策、エネルギー対策、消費拡大対策などを推進してきたところでありまして、引き続き、国の補助金や交付金などを有効活用し、地域の実情に応じた施策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 最後の質問になりますけれども、令和4年度決算における道の不用額の合計は約1193億円に上ります。年初めの決算見込み調整が行われた上での不用額であり、国庫補助等のひもつき分や災害等緊急対策事業の腰だめ分を差し引いたとしても、必要な事業への有効活用が十分できる、ほかの支援制度に転用できる、そういった十分な額が残っていると思っております。

日本の食料基地である本道の農政予算を十分確保するためにも、国や道の財政調整システムを見直し、例えば、地方裁量で使える枠を増やすなど、地域農業の特色に応じた事業執行に努めるとともに、的確な予算編成に努めて、不用額を極力出さず、生じた場合は有効活用を検討するなど、農業支援が急務な現状において無駄なく有益に財政執行する姿勢が大切と考えますが、部長の所見をお伺いします。

○水戸部農政部長 農業予算の確保などについてであります。近年、異常気象に伴う災害の頻発、激甚化に加えまして、海外からの食料や生産資材の調達リスクが高まる中、将来にわたり、本道が我が国最大の食料供給地域として食料を安定的に供給していくためには、農業の生産力強化と農村の強靱化を図ることが重要であると考えてございます。

このため、道としては、関係機関・団体と連携をし、生産現場の声をしっかりと伺いながら、地域農業の特色を踏まえた取組に必要な予算の確保を国に求めますとともに、限られた予算が無駄なく効果的かつ効率的に執行されるよう努め、将来にわたり農業者の方々が安心して営農できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 国のひもつき補助等によって道の執行残の不用額が柔軟に活用できない仕組みがあったり、また、酪農支援対策などにおいても、農場事情がそれぞれ異なる各地域が望む細かな要求に応じるには困難な場合もあつたりします。特に、物価高騰への支援が不足との声も多

【第2分科会 11月10日 第3号】

く、農業・農村の強靱化に向けた知事の姿勢を直接ただしたく、委員長のお取り計らいをお願いします。

以上で、私からの質問を終わります。

○久保秋雄太委員長 鈴木(一)委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保秋雄太委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

11月13日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時30分散会